

一橋大学審査学位論文

博士論文

我が国における長期刑受刑者の意識及び
施設適応とその処遇に関する試論
-実証研究を基盤とした分析-

新海 浩之

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程
JD080006

目 次

はじめに なぜ長期刑受刑者を問題とするのか	1
第1章 我が国における長期刑受刑者の実情	7
第1節 わが国の長期刑の現状	7
第1項 科刑状況	7
第2項 新受刑者に占める長期刑受刑者	8
第3項 在所受刑者に占める長期刑受刑者	9
第2節 長期刑の出所受刑者	11
第1項 属性	12
第2項 罪名	14
第3項 処遇内容	15
第3節 釈放の状況	18
第1項 仮釈放率	18
第2項 仮釈放者の刑の執行率	19
第3項 仮釈放決定に寄与する要因	20
第4項 帰住先	28
第4節 長期刑受刑者の再犯について	29
第5節 小括	31
第2章 長期刑受刑者の意識	34
第1節 先行研究	34
第1項 我が国における研究	34
第2項 欧米における研究	35
第2節 実証研究	37
第1項 調査の概要	37
第2項 結果	38
第3項 本研究の限界と展望	51
第3節 小括	51
第3章 長期受刑者の施設適応及び主観的健康感	54
第1節 刑務所における適応	54
第2節 先行研究	55
第1項 欧米における先行研究	55
第2項 日本における先行研究	59
第3節 長期刑受刑者の適応に関する実証研究	62
第1項 対象者及び方法	63
第2項 WHO-SUBI とは	64
第3項 研究1の結果	65
第4項 長期刑受刑者の規律違反に関する研究（研究2）	75
第4節 小括	78
第4章 長期刑受刑者に対する施設内処遇	81
第1節 長期刑受刑者の施設内処遇	82

第1項	我が国における長期刑受刑者の処遇	82
第2項	長期刑受刑者処遇の実際	84
第3項	外国における長期刑受刑者の処遇	87
第2節	専門的処遇	90
第1項	我が国での専門的処遇の発展	90
第2項	刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育	93
第3項	米国における類似処遇の検討	94
第3節	長期刑受刑者に対する新たな専門的処遇の取り組み	95
第1項	プログラムの目的及び内容の設定	95
第2項	プログラム実施の効果	96
第3項	考察	96
第4項	本研究の限界及び改善すべき点について	97
第4節	小括	98
第5章	まとめと展望	101
第1節	まとめ	101
第1項	我が国における長期刑受刑者の実態	101
第2項	長期刑受刑者の意識	102
第3項	長期刑受刑者の施設適応及び主観的健康感	103
第4項	長期刑受刑者に対する施設内処遇	105
第2節	長期刑受刑者処遇と研究への展望	106
第1項	一般的な処遇の発展の必要性	106
第2項	今後の研究領域	108
参考文献		111
巻末資料	受刑者用アンケート	119

はじめに なぜ長期刑受刑者を問題とするのか

長期刑で刑事施設に収容されている受刑者は忘れ去られた存在とっていいのではないだろうか。確かに、彼らが刑事施設に収容されることとなった行為は、非常に凶悪なものであり、その責任を取る形で受刑しているものである。その際には、マスコミから話題にされたのかもしれない。しかし、彼らの動向はその逮捕、裁判の後は刑事施設の中に隠れて、全く忘れ去られてしまうように思える。特に長期刑を受刑した者については、刑事施設に拘禁される期間が非常に長くなることから、世間の目に触れない期間が長く、世間の忘却の傾向はより高いように思われる。

しかし、刑事施設に入所した受刑者は、どんなに長い期間の拘禁を経たとしても、ほとんどの者が出所して、社会に戻っていく。刑事施設で彼らがどのように変容するのか、あるいはしないのか、どのような処遇を受けているのか等は、実は社会に暮らす我々にとって、全く無縁な問題ではない。

長期刑受刑者の処遇を論じるためには、以下の諸条件を見る必要がある。

1 犯罪は減少している

平成 27 年犯罪白書によると、刑法犯の認知件数は、1996 年から毎年戦後最多を記録し、2002 年に最高値 (3,693,928 件) にまで達した後、年々減少し、2014 年には 1,762,912 件と最高値の 47.7% にまで減少している (法務省法務総合研究所, 2015 : 3)。これに伴って、確定裁判を受ける人員も毎年減少し、2000 年には 986,914 人であったが、2014 年には 337,794 人となり、約 3 分の 1 となっている (法務省法務総合研究所, 2015 : 46)。犯罪認知件数が減少する状況は、現在多くの先進国で共通の状況であると認められる (法務省法務総合研究所, 2015 : 34)。

2 長期刑受刑者は増加している

この犯罪の認知件数の減少が、刑務所に収容される犯罪者の数を直接に減少させているかという点、これについては、国によって事情が異なるようであるが、多くの国で、長期刑受刑者の割合は増加していると言われていると報告されている。アメリカでは、いわゆる三振法や「薬物への戦争」等の影響による長期刑受刑者の増加が原因だとしている (Mauer, King, and Young, 2004)。Porporino (1990) はカナダにおいては、死刑の廃止により、長期の刑の言渡しを可能にする刑法の改正や「危険犯罪者」に対して保安的不定期刑を導入したこと等により、長期刑受刑者が増加したとしている。イングランドでも最低拘禁期間の設定などの影響で無期刑受刑者が 12 年間で 1.7 倍になったとの報告がある (吉田・浜井, 2000)。

我が国でもこの状況は我が国でも変わりがないように感じられる。また、同時に、服役する受刑者に対する仮釈放判断においても、より慎重に行われる結果、仮釈放が許可される受刑者の割合が減少し、結果的に、長期間受刑する者の数が増加する可能性がある。また、仮釈放が許可されたとしても、一人ひとりの受刑者が宣告された受刑刑期に比較して、仮釈放になる期間 (仮釈放期間) が短縮され、執行刑期の割合が上昇する可能性あり、刑務所での在所期間が長期化する (あるいは短くならない) という現象が発生する。

3 長期刑を論ずる意味

そのような中、割合を増した長期刑受刑者の処遇を論ずる意味はどこにあるのだろうか。

第一に人道的な要請がある。刑事施設への拘禁は被収容者に非常な苦痛を強いるものである。どんなシステムであれ、さまざまな苦痛が少ない方法を選択する道徳的な義務がある (Christie, 1981)。古典的な研究によれば、受刑に伴う第一次的な損害 (Primary sanction) は、自由、自律及び社会にいる人々との交流の剥奪であり、それらがもっとも大きな損失であると考えられている。その他にも、二次的な損害は、ある種の社会権の剥奪、有意義な職業に就けないこと、個人空間の制限、プライバシーの喪失、医療措置が十分でないこと、規則が厳しいこと、同僚や職員からの言葉の上でのあるいは身体的な暴行、暴力沙汰などであるが、それらは、第一次の損害に比較すればかすんでしまうとされる。しかし、アメリカの長期刑受刑者の調査をした Flanagan (1982) によれば、刑が長期化すればするほど、二次損害を緩和するような措置が必要だと主張している。

一方で、彼らは、非常に重大な犯罪を行い、その責任を取るために、長期間の受刑をしているのではないかと、いう主張がありうる。長期の刑を犯した者は比較的重大な犯罪を行っている訳であるから、反省してほしいというのである。しかし、一方で、長期刑受刑者たちは、本当にそのような苦痛を味わっているのだろうか。それは、人道主義者の身勝手な思い込みではないのか。むしろ、受刑者たちは、刑務所の環境にすっかり順応してしまい、これを苦痛と感ずるような感覚は持ち合わせていないのではないかと。むしろ刑事施設の環境や責任のない自分の世界の中に逃げ込み、「快楽適合 (Hedonic Adaptation)」をしているのではないかと、いう主張もある (Bronsteen, Buccafusco, and Masur, 2009)。

加えて、長期刑受刑者の増加は矯正当局に様々な問題を招来すると考えられる。Porporino (1990) は、長期刑受刑者の増加は矯正実務において2種類の問題を提起する、としている。

すなわち、

- ①長期刑を受刑することは受刑者個人にどのような影響を与えるか。
 - ②このような長期刑受刑者の増加に矯正当局はどのように効率的に対応できるか。
- ということである。

①について、Porporino (1990) によれば、長期刑の刑務所収容そのものが、一義的に受刑者に悪影響を与えるものではない、とする。受刑の期間と精神状態、情緒機能、知的・認知的機能、身体的健康や社会的・対人的能力の間には一様な関係は認められず、それだけをもって、個人に打撃を与えるとは言えない。また、長期受刑者は短期収容者に比較して一般的には刑務所規律に悪影響を与えるような、暴力的な者ではないとも主張する。Zamble (1992) は、刑務所被収容者は基本的に適応していると述べている。ただし、これに対して、刑務所収容が受刑者のウェルビーイングに大きな影響を与えていない、と結論付ける研究は、害悪の定義の仕方に偏りがあり、正しい質問を正しく行っていないことによる問題があるとしているとの批判もある (Liebling, 1999)。要するに、様々な刑務所被収容者の変化のパターンを追った研究において、長期間の収容による悪影響に関する証拠を見つけられていないか、その結果の解釈には注意が必要だ、というのである。Dudeck, Drekhahm, Spitzer, Barnow, and Kopp (2011) によれば、長期刑受刑者は他の短期刑受刑者に比べてトラウマ体験が多い。ただし、刑務所の収容がそのようなトラウマ体験を悪化さ

せるかどうかについては、問題が別であることを認めている。

刑務所において収容されていることが精神的ウェルビーイングやそのほかの健康に悪影響を及ぼすか否かについては、したがって、最終的な答が出ているとは言いがたい。

②に関して、長期受刑者の増加に対する矯正当局の対応に関して言えば、現在、我が国では、刑事収容施設法が施行され、性犯罪再犯防止指導、薬物依存離脱指導等、受刑者の問題性に即した専門的な処遇が行われ始めているが、多くの専門的処遇は短い期間で受刑者の再犯を防止するために行われているものであり、犯因性ニーズの高いものに集中的に行われることが予定されていることから（新海，2008），長期刑受刑者はその対象になりにくい。現在まで、受刑者に向けられた政策や処遇プログラムは長期刑受刑者や終身刑の者に適合するように作られておらず、有効な対策についての知見も蓄えられていないとする（Kazemian and Travis, 2015 ; Porporino, 1990）。また、その実施方法は、刑事施設に長期間滞留する長期刑受刑者のニーズに合致していない（Kazemian and Travis, 2015）。

一方で、長期刑受刑者は長期の受刑の後に、大変な高齢者となってから社会に復帰するのであり、再犯をするような気力もなくなっているのだから、再犯防止の処遇をする必要がない、との議論もありうる。

この種の受刑者の特徴的なニーズをより詳しく知り、それに対応することは非常に効果的であるが、その効果は必ずしも再犯防止を中心とするものとは限らず、矯正施設における処遇はより道徳的な問題として受け止められるべきであり、その原則は長期刑受刑者及び終身刑の者に適応されると考えられている（Kazemian and Travis, 2015:358）。

4 長期刑は国民の負担となる

刑務所は国の機関として、国民の税金で運営されている。そこで、長期刑受刑者を含む被収容者を増加させること、受刑者を刑務所へ長期間拘禁することは、納税者にも多大な負担を強いるものである。ある種の長期刑受刑者について、非常に再犯リスクが低いことが判明している場合、それらを責任の観点のみに着目して、長期間拘禁することは、財政に不当な負担を強いていることになるのではないかとの見解もある（The Osborne Association, 2014）。また、受刑者を長期に拘禁することは、その家族、親族に多大な負担を与えることになる（Murray, 2007）。また、社会の生産性も失わせる。従って、長期刑の受刑を選択した場合、その処遇をしっかりとしたものにするには、人道的・道徳的見地からも刑務所当局、あるいは政府の義務となると考えられる。また、社会の損失、家族に対しても損失であるということを描するものもある。長期刑受刑者であっても、いずれは何らかの形で社会に戻るものであることから、それらのウェルビーイングを保持することは、そのうち矯正施設を出所するであろう本人のみならず、それを待つ家族や地域にまで利益をもたらすものである（Kazemian and Travis, 2015）。

5 知られていない長期刑の内容

もし、長期刑受刑者がその犯罪の責任を取るために刑事施設に拘禁されているとしたなら、国民は受刑者がどのように責任を取っているのか、すなわち、その拘禁の内容を、知る必要はないだろうか。彼らがどのように暮らし、どのような処遇を受けているのか、刑事施設に入ったことが、何か、その犯罪者が更生し、社会の正当な一員となるような配慮を受けているのかどうか、知る必要はないだろうか。しかし、刑務所に入ってしまった犯罪者がどのように暮らし、何を感じ、どのように暮らしているのか、どのような人間とし

て社会に復帰するののかについては多くのことは知られていない。

結局のところ、長期刑受刑者の問題の本質は、その刑事施設への環境の適応から、効果的な処遇方法に至るまで、現在まであまり理解されていないということである。しかしながら、我々は、長期刑の者については、出所後の再犯率も高くないことから、有効性をどのようなもので測ればいいのか知られていない。そのためには、現在の長期刑受刑者をより深く知るための調査が必要である。

6 本研究の枠組み

MacKenzie and Goodstein (1985) は、長期刑の受刑者の調査の研究課題の設定は、

- ・ 長期収容の効果はどのようなものか。刑務所収容への適応にパターンがあるか。
- ・ 長期刑受刑者は一定の群に分けられるか
- ・ それらの群は収容状況にどのように適応しているのか。

というものであるとし、今までの実証的研究においては、一般に言われている、長期収容に伴う悪影響 (Deterioration) に関しては、知能、人格、身体健康、対人関係等を調査したが、強く、一貫した証拠を見出していない、としている。

そこで、本研究は、長期受刑者を対象としたこれらの課題設定に一部なりとも知見を提供するために、以下のような構成で行われる。

まず、第1章では、現在の我が国における長期刑の受刑者の実態について述べるが、まず、最近の科刑状況等から、長期刑が相対的に増加していることを描写する。その後、矯正統計を元に、受刑者に占める長期刑の者の割合を考察し、その実態と対象となった者の処遇の計量的な実状について描写する。さらに、現在の長期受刑者が施設内でどのような処遇を受けているのか、また、出所した長期刑受刑者の再犯の一つの指標として、刑事施設への再入の実態について、2012年における刑事施設からの全出所者のデータを用いて分析を行う。分析においては、特に、刑事施設からの早期釈放である仮釈放判断にあたって、長期刑受刑者についてどのような要因で行われているのか等について、実証的に探ることを試みる。

第2章では、長期刑受刑者を収容する刑事施設において実施した意識調査を元に、長期刑受刑者が、自分自身の受刑の原因となった裁判をどのように受け止めているのか、また、刑務所における処遇をどのように捉えているのか、どのようなニーズがあると考えているのか、という点について考察する。この意識調査について、矯正局の行う釈放者のアンケートや法務総合研究所が行った重大事犯者に関する調査と対比しつつ分析する。

上述のとおり、従来、刑務所収容は、被収容者の心理的な退行を不可避免的に招くものであるとの議論がなされ、特に、長期刑受刑者については、その拘禁期間が長期間に及ぶことから、その弊害が著しいとされていたが、近時の実証研究では、施設収容そのものがそのような心理的な停滞を招くのではなく、対象者がもともと持っていた問題性が発現したとするものや、単なる高齢化によってもたらされたものであるとの議論がなされている。

そこで、第3章においては、我が国における長期刑受刑者に対して、世界保健機構の作成した主観的健康感尺度 (WHO-SUBI) により、長期刑受刑者の主観的健康感を測定し、受刑期間や加齢等の影響の分析を試みる。長期刑受刑者の多くについて、主観的健康感の指標であるこころの健康度及びこころの疲労度の得点が、受刑期間の進行とともに低下す

るのか、あるいは安定的に推移しているのかといった点を多変量解析の手法を用いて検証する。また、施設内適応のもうひとつの指標である、懲罰回数に関する分析も行う。

第4章では、長期刑受刑者の処遇の歴史成り立ち及び現在の処遇の内容について、より詳しく考察することを試みる。さらに、我が国の処遇とは異なる観点から行われている、出所した長期刑受刑者の知見を活用したカナダの長期刑受刑者処遇を紹介する。

近年、刑事施設では、再犯防止を目的とする専門的処遇が行われるようになってきており、性犯罪者に対する再犯防止指導などが一定の効果を上げている。しかしながら、「再犯防止」を目的とする処遇は、受刑者が元来持っていた「問題性」及びリスクを除去することにより問題行動の再発を防止するという視点が前提とされている。これに対し、ポジティブ心理学の観点からは、対象者の状況への適応的な対応に着目し、いわば、幸福度を上げることで適応的な対処を増加させることを目的とすべきことが議論されている。そのような観点からは、専門的処遇は、対象者のリスクの除去ではなく、対象者の自己効力感や適応能力の向上を目的とすべきである。同章では、一般的に長期刑受刑者に対して行われることの多い、「被害者の視点を取り入れた教育」を中心に、ある刑務所において発展しつつある専門的処遇の試みについて行われている実証研究を紹介する。

第5章では、それ以前の第2、第3及び第4章で行った実証研究の結果や考察に基づきつつ、刑務所における、望ましい処遇プログラムのあり方や刑期管理のあり方について提言を行うこととしたい。ここでは、前章までで議論された長期刑受刑者の特質・特性をまとめ、現在の我が国の長期刑受刑者の処遇に関する問題点を考察する。長期刑受刑者の問題をより詳しく議論するためには、その特質、施設内適応の状況をより詳しく知る必要があるが、そのためには、今回の分析で用いられた、横断的な心理状態及び意識の調査にとどまらず、より長期間に渡り、対象者の発達の視点をも取り入れた、継続的（縦断的な）心理状態の観察が必要であると考えられる。

また、第4章で議論された、専門的処遇を発展させることはもとより、それらをより有機的に連関させるための努力が必要である。特に、長期刑受刑者に関しては、各種の専門教育の前後関係を考察することが重要であるが、その前提として、受刑者の個々の処遇にあたってその刑期をいかに有効に利用し、その目的を達成するかという観点から、刑期全体を一貫して管理する刑期管理が必要となることが議論される。

本論文では上記に述べたような観点から、長期刑受刑者の現状及び処遇について、その実態を論ずることとしたいが、処遇の実態や在り方について、原理的あるいは理想論的に論述するのではなく、できる限り、客観的なデータを分析しながら論ずることを目指している。

謝辞

本研究の実施は、2012年当時、筆者が勤務していた千葉刑務所が千葉大学社会精神保健教育研究センターと共同研究協定を締結したことが契機となっている。千葉刑務所は、犯罪性の進んでいない長期刑を数多く収容する施設であり、研究を行うのにはうってつけであった。本研究を許可してくださった松村亨所長（当時）と教育部の職員の皆さんには、長期刑受刑者の本質について、数多くのことを学ばせていただいたと共に、意識調査の配布、回収などのデータの収集にあたって、なみなみならぬ協力を得た。この共同研究協定

がきっかけになって、現在でも長期刑受刑者に対する意欲的な取り組みが継続されていることにも敬意を評したい。

千葉大学社会精神保健教育研究センターの研究者の皆様には、共同研究協定締結以来、専門的な観点から、多くの示唆を頂いた。特に同センター所長の伊豫雅臣教授及び五十嵐禎人教授には、刑務所における改善指導の充実のために、研究者の皆様を派遣することを快く引き受けていただき、感謝している。さらに、東本愛香特任助教には、専門家として、良き友人として、実際の改善指導プログラムの実施や加害者臨床の醍醐味についてたくさん示唆を頂いた。また、そのほかにも、同センターの職員の皆様には、データの入力等で援助していただいた。ただし、本論文における分析は、特に断りがない限り、すべて筆者が独力で行ったものであり、分析やデータの解釈で至らないことがあるとすれば、すべて筆者の責任である。

本研究をまとめるに当たり、一橋大学大学院法学研究科の本庄武教授、後藤昭教授（当時）の各先生には辛抱強く親身な指導を頂戴した。なかなか重い腰を上げずに、分析も執筆も遅々として進まない私を我慢強く見守っていただき、適切なお指導を頂いた。

その他にも、今まで私が職業人として関わってきたすべての方々にも感謝したい。彼らとの交流、援助、指導、叱咤、激励なしに、現在の自分はない。

最後に、この研究が完成するまでの間、本当の意味で私を支えてくれ、現在まで至るすべてのモチベーションの源泉となってくれた、家族に最大限の感謝を捧げたい。

第1章 我が国における長期刑受刑者の実情

本章においては、長期刑受刑者の処遇を論じる前提として、我が国における判決全体に占める長期刑の科刑状況、刑事施設に入所する新入受刑者に占める長期刑受刑者、刑事施設の年末在所受刑者に対する長期刑受刑者の割合を犯罪白書、矯正統計年報等の公式統計によって概観することとする。その後、長期刑受刑者の刑事施設における処遇の基礎的な現状を法務省司法法制部による出所受刑者の統計から概観する。

長期刑受刑者という場合、その国の一般的な平均的な言い渡し刑期や法定刑の上限等によってその意味するところは区々であると思われる（EUでは5年以上をさすが、アメリカ等の研究では一定しないが10年を基準としているように見える）。しかし、ここでは、長期刑受刑者という場合、概ね、言い渡された懲役刑の刑期が10年以上のものを指すこととする。我が国の矯正実務の場合、「受刑者の集団編成に関する規則」により、執行刑期（そのものについて確定した裁判の刑期から法定及び裁定に基づく通算期間を差し引いたもの）が10年以上の受刑者にL指標を付し、一般受刑者とは異なる処遇を施すものとして、施設を指定して収容していることから、この区別が適当であると思われる。また、日本人と異なる処遇が必要であるとしてF指標を付された外国人受刑者については、概ねF指標に特化した刑事施設に収容されることから、ここでは論じないこととする。なお、女子の長期受刑者は極めて少ない（本章第2節で述べる24年出所者においては、8人であった）ため、以降は、男子受刑者のみについて述べることとする。

第1節 わが国の長期刑の現状

第1項 科刑状況

平成26年犯罪白書（法務省法務総合研究所，2014）によると、平成25年（2013年，以下，西暦を用いる。）に通常第一審における有期刑の言い渡しを受けた者は、49,935人であり、そのうち、死刑，無期懲役，および10年を超える判決を受けたのは、342人であり、わずか0.5%に過ぎない。対象を実刑を受けた者に限っても、約1.3%である。

ここ10年では、裁判において確定裁判を受けた者の数は、2005年から毎年減少しており、10年間で半減している。また、通常第一審で終局処理された者の数は、2013年では59,311人であったが、この数も減少しており、2000年に比較すると約24.4%の減少であった。

一方、有罪判決の科刑状況をみると、2003年の刑法一部改正による懲役刑の上限の引き上げにより、言い渡すことのできる拘禁刑の範囲が最長20年から30年に引き上げられた。それに伴い、犯罪白書でも2005年の統計から、従来、死刑及び無期のほかに、従来「10年以上」であった長期刑の分類区分に加えて、「25年以上30年以下」及び「20年以上25年以下」という項目が新設されている。禁錮刑についてはいずれの年も全体の5%程度であることから、懲役刑に限って2000年からの言い渡し状況を見ると、1-1-1表のとおりである。

1-1-1表 第一審 長期刑科刑状況の推移（死刑及び10年を超える懲役）

年	総数	死刑	無期	10年	10年を超える30年以下合算			
					30年以下	25年以下	15年を超え 20年以下	10年を超え 15年以下
2000	66,526	14	69	338				269
2001	69,597	10	88	369				281
2002	73,413	18	98	419				321
2003	77,604	13	99	471				372
2004	78,338	14	125	548				423
2005	76,383	13	119	649	-	3	135	392
2006	72,438	13	99	619	9	17	137	357
2007	68,113	14	74	531	7	38	103	309
2008	65,413	5	63	474	23	32	107	249
2009	60,645	9	69	398	20	33	82	194
2010	63,503	4	46	397	16	33	86	216
2011	60,645	10	30	384	20	27	86	221
2012	54,506	3	39	345	21	19	79	187
2013	49,935	5	24	313	15	24	65	185

注1 平成26年犯罪白書 資料2-4による。

前述の通り、法定刑が変化したことから、20年以上の刑期を言い渡された者の詳しい数値が存在するのが、2005年以降であるが、その総数は、徐々に減少している。さらに、総数、10年以上の刑期を科されたもの及び無期懲役について、それぞれ2000年の数値を100として、その後の経過を指数で示すと、判決数が増加した2005年には総数が115となっているのに対し、10年以上30年以下が192に、無期刑が172と大幅に増加し、その後総数は徐々に減少して2013年には75となっているが、無期刑はより著しく減少して2013年には35になっている。一方、10年以上30年以下の懲役については、減少はしているものの、その減少のペースは、総数や無期に比較して緩やかであり、2000年の100に対して、93となるにとどまっている。これは、2007年ころから無期刑の言い渡しが大きく減少したことと同時に20年以上の懲役刑が増加したことがやや同時期に現れているとも見えることから、本来無期刑とすべきような事案について、20年以上の刑期を言い渡すことで、吸収したとみることができる。

もちろん、処断刑の量刑が同じものであったとしても、対象となる事件の性質や内容、時代背景がそれぞれ異なるため、単純な比較にはなじまないとも考えられるが、いずれにせよ、現在では、懲役刑を科される者の全体数が減少傾向にあるものの、それに伴う、10年を超える長期者の数は減少しているもののその減少幅は少ない。一方、非常に長期の刑に着目すると、無期刑は減少しているが、25年を超える非常に長期の刑を受ける者はやや増加傾向にあると言える。

第2項 新受刑者に占める長期刑受刑者

裁判によって刑の言渡しを受けた者は、刑が確定すれば懲役刑受刑者又は禁錮刑受刑者として刑事施設に入所する。矯正統計年報によると、2013年における新受刑者22,754人中、99%に当たる22,631人が懲役受刑者であった（法務省、2012）。その刑期として、もっとも割合が多いのは、1年以上2年以下の刑期の者であり、全体の約3割を占める。また、3年以下の懲役の者で全体の約8割を占めており、徐々にその割合が増加しつつあ

る。逆に、10年以上の長期の刑を受刑するとされた者は、無期の者を含めても、全体の1.5%程度であり、この割合は2003年から2013年まで、大きく変わってはいない（1-1-2表参照。）。

1-1-2表 刑事施設新入所懲役受刑者の刑期別人員の推移

年	総数	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	7年以下	10年以下	15年以下	20年以下	20年を超える	無期
2003	31,090	6,615	11,317	6,797	4,323	1,020	535	303	66	-	114
2004	31,841	6,876	11,384	6,874	4,388	1,168	643	325	64	-	119
2005	32,528	7,020	11,519	7,082	4,450	1,152	686	375	109	1	134
2006	32,769	7,103	11,874	7,091	4,289	1,150	592	392	134	8	136
2007	30,226	6,701	10,884	6,609	3,979	947	553	316	108	40	89
2008	28,761	6,265	10,364	6,458	3,836	879	492	263	113	38	53
2009	28,083	6,018	10,299	6,371	3,609	885	472	218	78	52	81
2010	26,915	5,729	10,023	6,177	3,299	838	468	187	86	58	50
2011	25,374	5,473	9,687	5,753	2,917	702	459	221	72	47	43
2012	24,669	5,378	9,299	5,608	2,955	674	391	195	94	41	34
2013	22,631	4,730	8,424	5,296	2,878	608	379	156	78	43	39

注1 矯正統計年報による。

第3項 在所受刑者に占める長期刑受刑者

新たに長期刑を受刑する者の数は、全体に裁判を受ける者の数の減少に伴って徐々に減少しているが、刑事施設において、長期刑を受刑する者の数はこれに連動しないことが予測される。

これは、新たに受刑者となる者の数が減少し、それに伴って長期受刑者として入所する者の数が減少するとしても、より刑期の短い受刑者が刑事施設に出入りを繰り返し、短期間で交代していくのに対して、刑期の長い受刑者は刑事施設内に滞留していくため、全体としてはその数及び割合が増加していることが考えられるからである。そこで、年末在所受刑者の刑期別人員の推移について、矯正統計年報の推移を見ると、1-1-3表のとおりであり、それをグラフ化したのが1-1-4図である。

1-1-4図を見ると、全体の受刑者人員が大きく変化していることがわかると同時に、1年以下の短期の刑期の受刑者の割合が徐々に減少しているのに対して、2年以下の者の割合はあまり変化せず、3年以上、5年以上の者の割合が増加していることが見て取れる。さらに、5年以上の刑期の者に限って、年末在所受刑者全体に占める割合の推移を見たのが1-1-5図である。年末受刑者総数に占める5年を超える受刑者の相対的な割合を考慮すると徐々に増加していることがわかる。

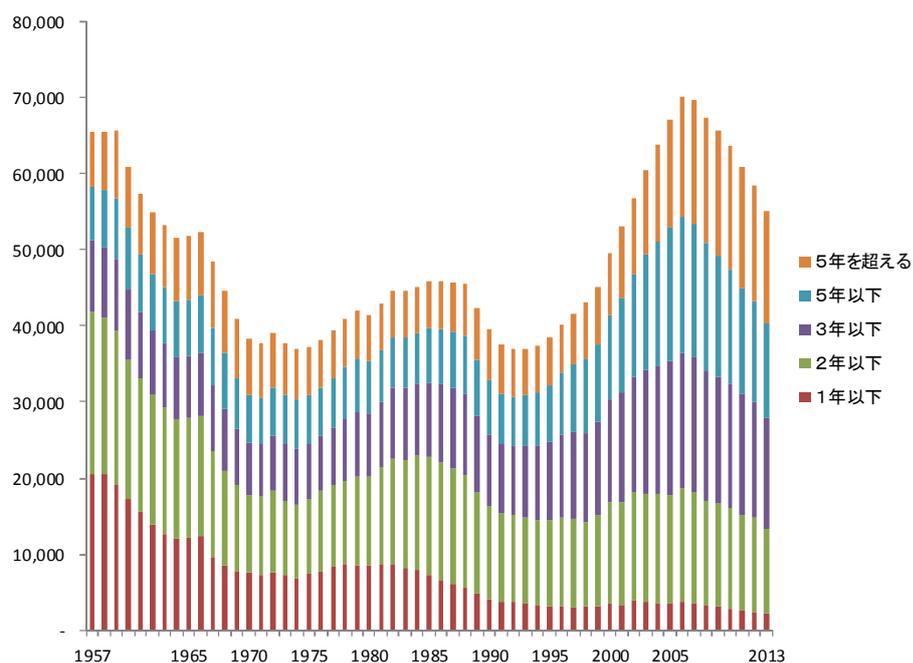
1-1-3表 年末在所懲役受刑者人員（刑期別）

(1957年～2013年)

年	総数	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年を超える
1957	65,509	20,503	21,282	9,428	6,982	7,314
	65,416	20,498	20,599	9,307	7,481	7,531
	65,607	19,101	20,350	9,451	7,841	8,864
	60,942	17,302	18,295	9,196	8,037	8,112
	57,344	15,505	17,633	8,624	7,568	8,014
	54,871	13,913	16,990	8,429	7,441	8,098
	53,275	12,679	16,567	8,520	7,397	8,112
1965	51,661	12,101	15,594	8,304	7,390	8,272
	51,725	12,245	15,682	8,176	7,366	8,256
	52,450	12,379	15,710	8,438	7,599	8,324
	48,429	9,752	13,759	8,612	7,721	8,585
	44,688	8,490	12,437	8,091	7,366	8,304
	40,980	7,833	11,265	7,397	6,646	7,839
	38,358	7,548	10,245	6,788	6,267	7,510
1970	37,722	7,237	10,378	6,789	6,130	7,188
	39,094	7,654	10,640	7,199	6,427	7,174
	37,755	7,213	9,888	7,315	6,421	6,918
	36,975	6,941	9,613	7,348	6,414	6,659
	37,156	7,505	9,816	7,213	6,295	6,327
	38,136	7,795	10,477	7,329	6,324	6,211
	39,391	8,322	10,764	7,585	6,518	6,202
1975	40,858	8,759	10,962	8,060	6,789	6,288
	41,922	8,638	11,618	8,436	6,992	6,238
	41,491	8,502	11,665	8,270	6,886	6,168
	42,908	8,822	12,582	8,555	6,793	6,156
	44,657	8,800	13,723	9,242	6,785	6,107
	44,603	8,205	14,274	9,281	6,795	6,048
	45,094	7,917	15,076	9,317	6,818	5,966
1985	45,888	7,323	15,397	9,904	7,101	6,163
	45,838	6,605	15,349	10,358	7,257	6,269
	45,732	6,063	15,223	10,491	7,421	6,534
	45,476	5,563	14,814	10,663	7,646	6,790
	42,419	4,814	13,300	10,033	7,403	6,869
	39,698	4,168	12,108	9,542	7,111	6,769
	37,600	3,776	11,658	9,020	6,729	6,417
1990	37,090	3,681	11,446	9,125	6,548	6,290
	36,987	3,561	11,231	9,475	6,606	6,114
	37,304	3,353	11,121	9,752	7,048	6,030
	38,452	3,161	11,382	10,251	7,474	6,184
	40,251	3,250	11,574	10,917	8,089	6,421
	41,573	2,979	11,723	11,335	8,947	6,589
	43,139	3,102	11,233	11,599	9,758	7,447
1995	45,185	3,233	11,973	12,124	10,239	7,616
	49,651	3,568	13,373	13,355	11,103	8,252
	53,094	3,427	13,400	14,429	12,360	9,478
	56,729	3,954	14,234	15,106	13,499	9,936
	60,565	3,782	14,215	16,186	15,141	11,241
	63,746	3,604	14,307	16,878	16,262	12,695
	67,101	3,513	14,368	17,478	17,541	14,201
2000	70,164	3,736	14,943	17,862	17,906	15,717
	69,728	3,559	14,590	17,763	17,572	16,244
	67,346	3,400	13,692	16,893	16,891	16,470
	65,654	3,221	13,471	16,615	15,862	16,485
	63,581	2,813	13,230	16,311	14,938	16,289
	60,868	2,597	12,665	15,825	13,966	15,815
	58,539	2,450	12,306	15,216	13,271	15,296
2013	55,133	2,317	11,032	14,548	12,409	14,827

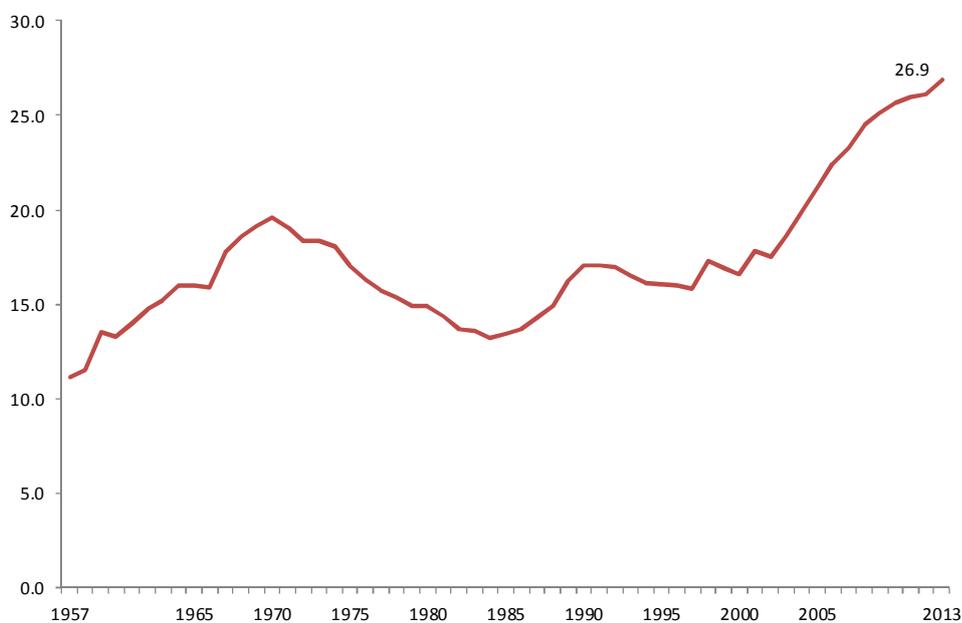
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「5年を超える」は、無期を含む。
 3 各年12月31日現在の人員である。

1-1-4図 年末在所懲役受刑者人員の推移（刑期別）



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「5年を超える」は、無期を含む。
 3 各年12月31日現在の人員である。

1-1-5図 年末在所懲役受刑者 5年を超える者の割合の推移



第2節 長期刑の出所受刑者¹

前節では、刑事施設に入所する受刑者のうち、長期刑で受刑する者の増減を見たが、本

¹ 本節及び第3節の分析の枠組みは新海・松田・守谷（2014）「外国人犯罪の研究」による。

節では、刑事施設において長期刑で受刑する者が実際にどのような取り扱いをされているのかについて、詳細に見ることとする。具体的には、2013年に刑事施設を出所した者のうち、A、B、YA、YB、LA及びLBの各処遇指標の指定を受けていた者24,030人のデータ（法務省大臣官房司法法制部の資料による。以下本章において「出所受刑者」という。）を基に、可能な限り長期刑受刑者（出所時においてL指標が付されていた者）と非L指標受刑者（出所時においてL指標と判定されていなかった者）を比較しつつ、L指標受刑者の刑事施設における処遇内容及び釈放の実情を見る²。

第1項 属性

(1) 人員、年齢及び在所期間

出所受刑者全体における処遇指標別人員及びそれぞれの年齢、在所期間（月で表されている。）、入所度数の平均、最小値、最大値、標準偏差及び分散を1-2-1表に示す。

1-2-1表 2012年における刑事施設出所受刑者の年齢・入所度数・在所期間

①出所時年齢

処遇指標	総数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
LA	85	31	79	51.46	11.07
LB	87	32	77	52.23	11.07
A	7,605	26	89	43.47	12.93
B	15,345	21	89	47.45	12.61
YA	685	20	25	23.80	1.16
YB	223	20	25	23.98	1.15
全体	24,030				

②入所度数

処遇指標	総数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
LA	85	1	2	1.02	0.15
LB	87	1	12	2.78	2.31
A	7,605	1	12	1.03	0.27
B	15,345	1	40	4.27	3.32
YA	685	1	4	1.01	0.14
YB	223	1	3	1.22	0.42
全体	24,030				

③受刑在所期間（月）

処遇指標	総数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
LA	85	79	389	143.07	51.10
LB	87	115	391	156.63	48.39
A	7,605	1	152	27.24	19.26
B	15,345	1	125	25.66	17.21
YA	685	2	93	25.14	13.43
YB	223	4	70	24.65	12.08
全体	24,030	1	391	27.21	21.01

注 ウェルチの検定による。① $w=200.223$, $df(1)=7$, $df(2)=317.739$, $p<0.01$

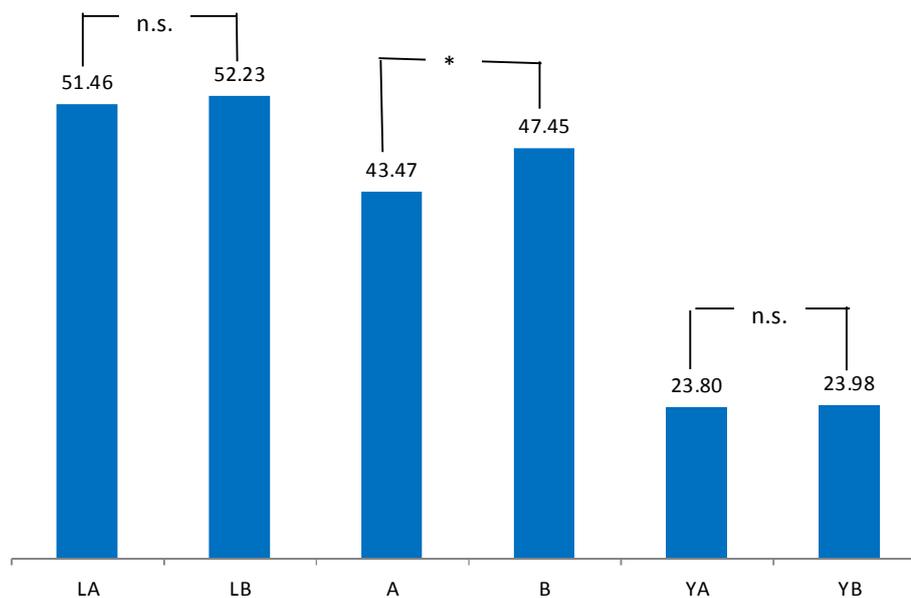
③ $w=70.583$, $df(1)=7$, $df(2)=316.509$, $p<0.01$

LA指標受刑者の出所時年齢の平均は51.46歳、LB指標出所受刑者の平均年齢は52.23歳である一方、非L指標受刑者では、A指標出所受刑者の平均年齢は43.47歳、B指標受

² 本節の分析に当たっては、IBM SPSS Statistics for Windows, Version 22. (IBM Corp, 2013) を使用した。

刑者の平均が 47.45 歳であることに比較して、全体として出所時年齢が高い。処遇指標ごとの年齢の分布が大きく異なり、当然のことながら、全体としては有意な差があることが認められる。そこで、分散の等質性を仮定せず、頑健性の高い Games-Howell 法によって処遇指標間の平均値の多重比較を行った結果を示したのが 1-2-2 図である³。LA 指標受刑者と LB 指標受刑者の間には、有意な差はなく、A 指標受刑者と B 指標受刑者については差が認められる。もっとも、この差については、A 指標及び B 指標受刑者の母数（A 指標受刑者及び B 指標受刑者がそれぞれ、7,605 人及び 15,345 人であるのに対して、LA 指標受刑者及び LB 指標受刑者はそれぞれ 85 人及び 87 人に過ぎない）が大きいことにも起因している。より注目すべきは、L 指標受刑者といえども、出所時の年齢の最小値がそれぞれ、LA 指標で 31 歳、LB 指標で 32 歳であったことである。これは、もちろん、20 歳そこで入所した長期刑受刑者の執行刑期が 10 年だった場合、その受刑者が満期で出所したとしても、出所年齢は 30 歳であることから、あまり驚くに値しないのかもしれないが、長計刑の出所受刑者を考える場合に、自動的に高齢者を考えがちであることから考えると、考慮に値する事項である。また、LA、LB の長期刑受刑者の標準偏差が 11.0 であることから、長期刑出所者の約 3 分の 2 は 40 歳から 62 歳の間であったことが考えられることから⁴、非常に高齢の者は稀であったことが推測できる。

1-2-2 図 出所受刑者の処遇指標別平均年齢



注 Games-Howell法による多重比較。 * p<0.05

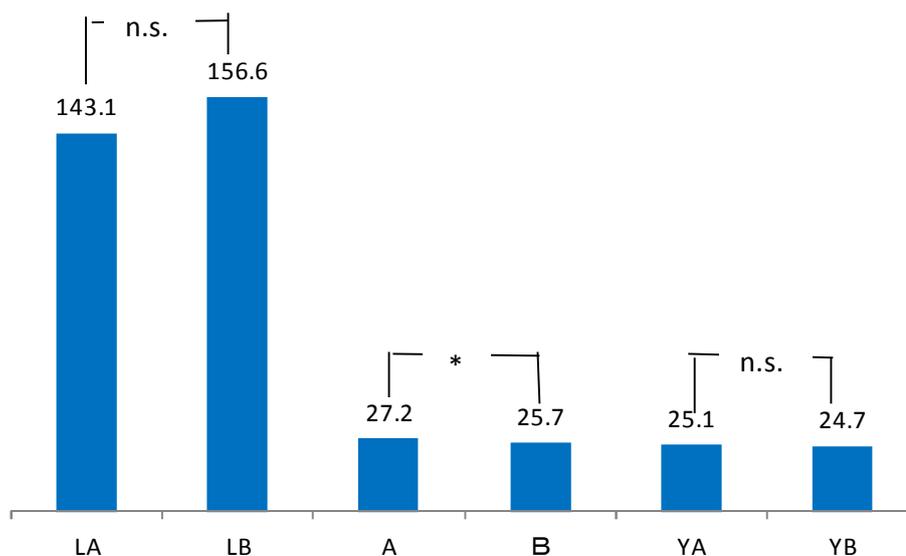
入所度数については、処遇指標間で大きなばらつきはない。

³ 3 集団以上の平均の比較において、等分散性の比較を行うまでもなく、ウェルチ検定によること、また、等分散を仮定できない多重比較の場合に Games-Howell 法を用いることについては、対馬 (2007) を参照。ただし、Games-Howell 法は「標本の大きさが異なる群どうしの比較にはあまり適さない。」(155 頁)とされており、問題なしとはしない。

⁴ 出所者の年齢が正規分布したと仮定した場合、平均値±標準偏差の範囲に全データの 68.27%が含まれることから。

在所期間についてみると、LA 指標受刑者では 143 月であるのに対し、LB 指標受刑者では、156 月であった。LA 指標、LB 指標共に標準偏差が非常に大きく（LA で 51.10、LB で 48.39）他の処遇指標の者に比べて、刑期のばらつきが非常に大きいことがわかる。処遇指標別の平均在所期間について、Games-Howell 法により多重比較した結果が 1-2-3 図である。A 指標と B 指標の出所者の年齢に有意差が認められた一方、LA 指標と LB 指標の間には、有意な差がなかった。

1-2-3図 出所受刑者の処遇指標別平均在所期間



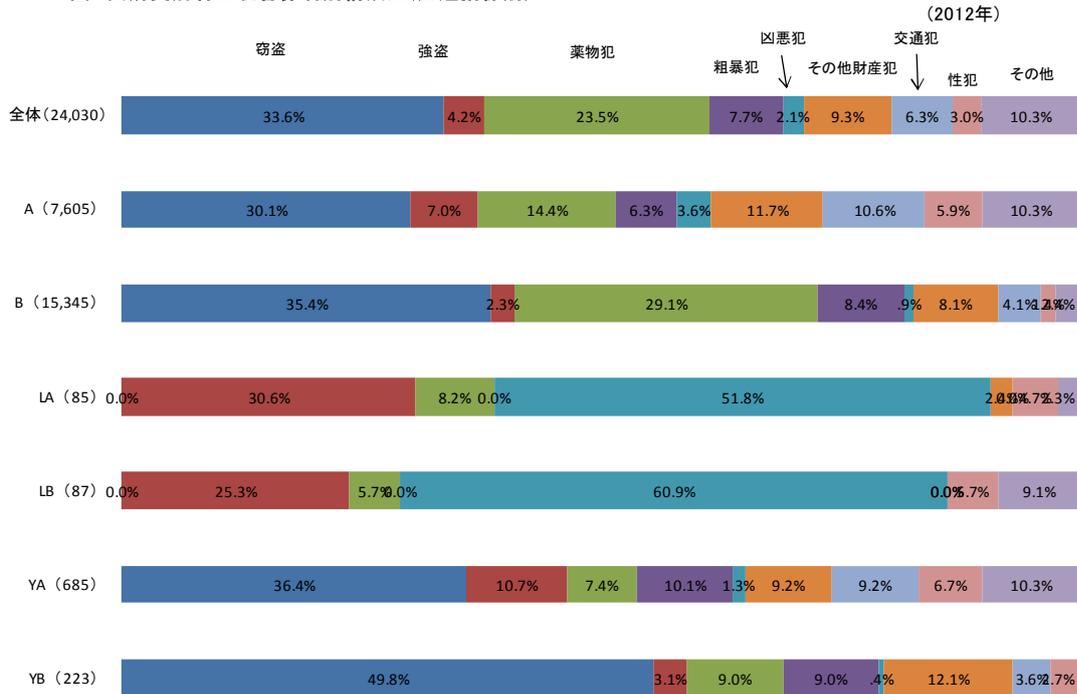
- 注 1 在所期間は月数である。
 2 Games-Howell法による多重比較。 * $p < 0.05$

第2項 罪名

出所受刑者の主たる罪名別構成比を処遇指標別に見ると、1-2-4 図のとおりである⁵。全体的には A 指標及び B 指標では、窃盗の者の割合が多く、薬物犯が次ぐ。L 指標の受刑者の中では、LA 指標、LB 指標共に凶悪犯の者の割合が非 L 指標受刑者と比較して極めて高く、粗暴犯、窃盗などが極めて少ない。

⁵ 主たる罪名の分類は、平成 25 年版犯罪白書 7-3-1-1-1 表による。ただし、「財産犯」から「窃盗」を独立させている。すなわち、「強盗」は強盗、強盗致死傷及び強盗強姦を、「薬物犯」は麻薬取締法違反及び覚せい剤取締法違反を、「粗暴犯」は公務執行妨害、傷害、傷害致死、暴行、脅迫及び暴力行為等処罰法違反を、「凶悪犯」は放火及び殺人を、「その他財産犯」は詐欺、横領・背任及び盗品等を、「交通犯」は業過致死傷、重過失致死傷、危険運転、自動車運転過失致死傷及び道交法を、「性犯」は強制わいせつ及び強姦を、「その他」は上記分類に属さない犯罪をいう。

1-2-4図 出所受刑者の収容罪名別構成比(処遇指標別)



注 1 ()内は実数である。
2 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, p<0.01

第3項 処遇内容

(1) 作業内容 (就業率)

1-2-5 表は全出所受刑者、処遇指標別受刑者の在所時の刑務作業の業種別就業人員を見たものである。全出所受刑者中、作業に就かなかった者は10人に過ぎなかったが、L指標の者にはいなかった。LA指標受刑者のうち、最も多くの者が金属組立作業に就いており(LA指標受刑者の23.5%)、次いで経理作業(21.2%)であった。

紙細工作業は、刑事施設の入所者の中でも、高齢・障害等の理由で他の作業に就くことのできない者に指定されることの多い作業であるが、LA指標受刑者でこれに指定されていた者の比率は低かった(8.2%)が、LB受刑者では最も高い割合(24.1%)の者がこの作業に従事していた。

1-2-5表 出所受刑者の刑務作業業種別就業人員(処遇指標別)

		(2012年)							
業	総数	A	B	LA	LB	YA	YB		
総	24,030 (100.0)	7,605 (100.0)	15,345 (100.0)	85 (100.0)	87 (100.0)	685 (100.0)	223 (100.0)		
経	5,192 (21.6)	1,997 (26.3)	2,953 (19.2)	18 (21.2)	11 (12.6)	169 (24.7)	44 (19.7)		
織物製品製造	2,717 (11.3)	587 (7.7)	2,072 (13.5)	2 (2.4)	12 (13.8)	22 (3.2)	22 (9.9)		
紙・紙製品製造	2,631 (10.9)	887 (11.7)	1,619 (10.6)	6 (7.1)	3 (3.4)	114 (16.6)	2 (0.9)		
化学製品製造	2,641 (11.0)	820 (10.8)	1,772 (11.5)	4 (4.7)	-	42 (6.1)	3 (1.3)		
紙印刷	2,274 (9.5)	303 (4.0)	1,893 (12.3)	7 (8.2)	21 (24.1)	6 (0.9)	44 (19.7)		
金属加工・機械組立修理	1,938 (8.1)	416 (5.5)	1,375 (9.0)	20 (23.5)	8 (9.2)	56 (8.2)	63 (28.3)		
木	862 (3.6)	240 (3.2)	557 (3.6)	6 (7.1)	6 (6.9)	38 (5.5)	15 (6.7)		
ゴム・可塑性製品製造	709 (3.0)	268 (3.5)	381 (2.5)	6 (7.1)	-	54 (7.9)	0 (0.0)		
電気器具組立	462 (1.9)	114 (1.5)	261 (1.7)	1 (1.2)	-	75 (10.9)	11 (4.9)		
金属材料製造	429 (1.8)	217 (2.9)	195 (1.3)	-	1 (1.1)	14 (2.0)	2 (0.9)		
印刷製本	408 (1.7)	89 (1.2)	297 (1.9)	5 (5.9)	6 (6.9)	4 (0.6)	7 (3.1)		
その他技能工	374 (1.6)	93 (1.2)	275 (1.8)	-	-	6 (0.9)	-		
皮革・皮革製品製造	316 (1.3)	31 (0.4)	274 (1.8)	3 (3.5)	4 (4.6)	2 (0.3)	2 (0.9)		
飲食料品製造	193 (0.8)	96 (1.3)	92 (0.6)	-	-	5 (0.7)	-		
農耕・牧畜	153 (0.6)	59 (0.8)	89 (0.6)	-	-	5 (0.7)	-		
サービス	106 (0.4)	56 (0.7)	29 (0.2)	-	-	21 (3.1)	-		
単純労働	76 (0.3)	24 (0.3)	45 (0.3)	-	3 (3.4)	3 (0.4)	1 (0.4)		
建設作業	67 (0.3)	9 (0.1)	53 (0.3)	1 (1.2)	-	0 (0.0)	4 (1.8)		
その他の	2,472 (10.3)	1,294 (17.0)	1,108 (7.2)	6 (7.1)	12 (13.8)	49 (7.2)	3 (1.3)		
不就業	10 (0.0)	5 (0.1)	5 (0.0)	-	-	0 (0.0)	-		

注 ()内は業種別構成比である。

(2) 職業訓練

1-2-6 表は出所受刑者全体および処遇指標別の職業訓練の状況を見たものである。出所受刑者全体のうち 2,240 人が何らかの職業訓練を受けている（訓練未修了だった者 139 人を含む）が、そのうち、L 指標受刑者は 27 人であり、出所した L 指標受刑者全体の 1.8%に過ぎない。その中でも、LA 指標では、職業訓練を受けた者の比率が他の指標に比較しても高く（25.9%）、比率では、YA 指標の者の次に高い。LB 指標では職業訓練を受けた者の割合は非常に低く（5.7%）、B 指標の者の次に低い。

1-2-6表 出所受刑者の職業訓練の有無別人員（処遇指標別）

		(2012年)						
区	分	合計	A	B	LA	LB	YA	YB
総	数	24,030 (100.0)	7,605 (100.0)	15,345 (100.0)	85 (100.0)	87 (100.0)	685 (100.0)	223 (100.0)
	職業訓練あり	2,240 (9.3)	1,428 (18.8)	540 (3.5)	22 (25.9)	5 (5.7)	211 (30.8)	34 (15.2)
	未修了者	139	113	6	-	-	15	5
	職業訓練なし	21,790 (90.7)	6,177 (81.2)	14,805 (96.5)	63 (74.1)	82 (94.3)	474 (69.2)	189 (84.8)

注 1 「未修了者」は、職業訓練ありの者の内数である。

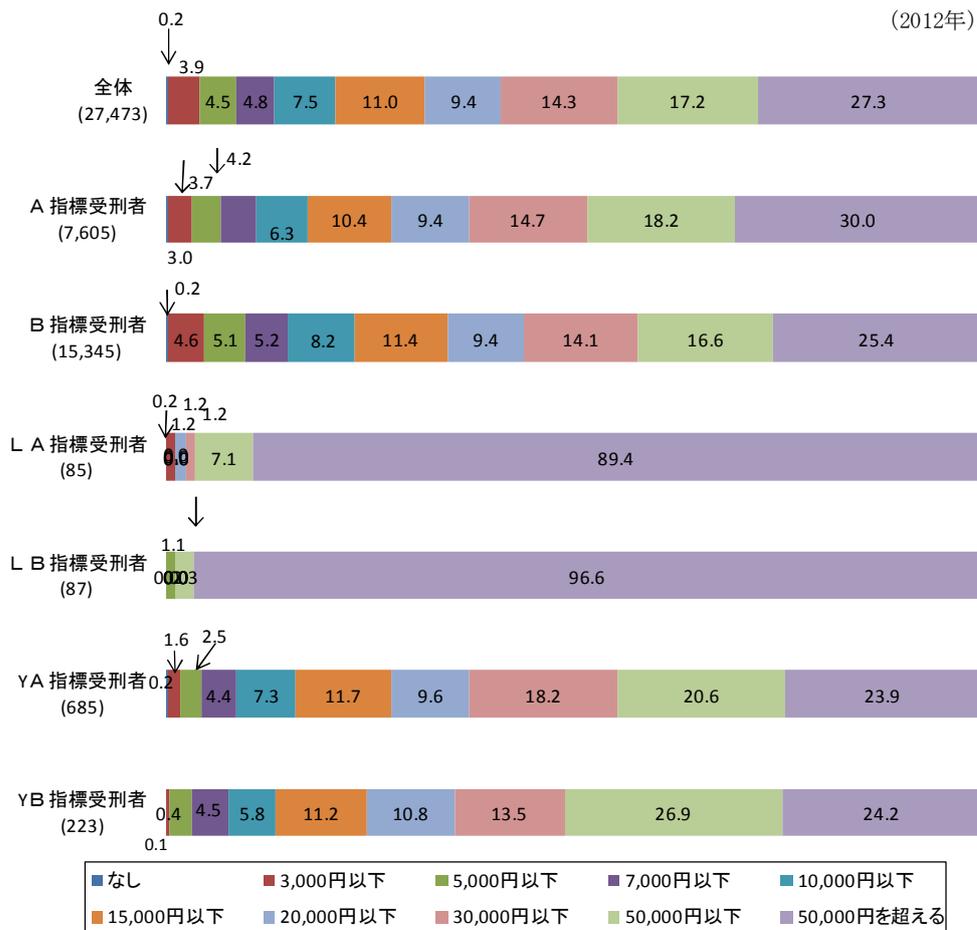
2 () 内は、構成比である。

(3) 作業報奨金支給額

作業に従事した受刑者に対しては、釈放時には作業報奨金が支給される。出所受刑者の処遇指標別の作業報奨金支給額の分布を示したのが、1-2-7 図である。長期刑受刑者では、刑期の長さを反映してか、5万円を超える作業報奨金を支給された者の割合が非常に高い。

作業報奨金額の多寡は、いずれの処遇指標においても、受刑在所期間が伸びると高くなる傾向にあり（全体のスピアマンの順位相関係数、 $\rho=0.75$ ）、前述のとおり、長期刑受刑者については、他の処遇指標の者に比較して平均的に在所期間が長いことから、支給額が比較的高額になっているとも考えられる。

1-2-7図 出所受刑者の作業報奨金支給額別構成比（処遇指標別）



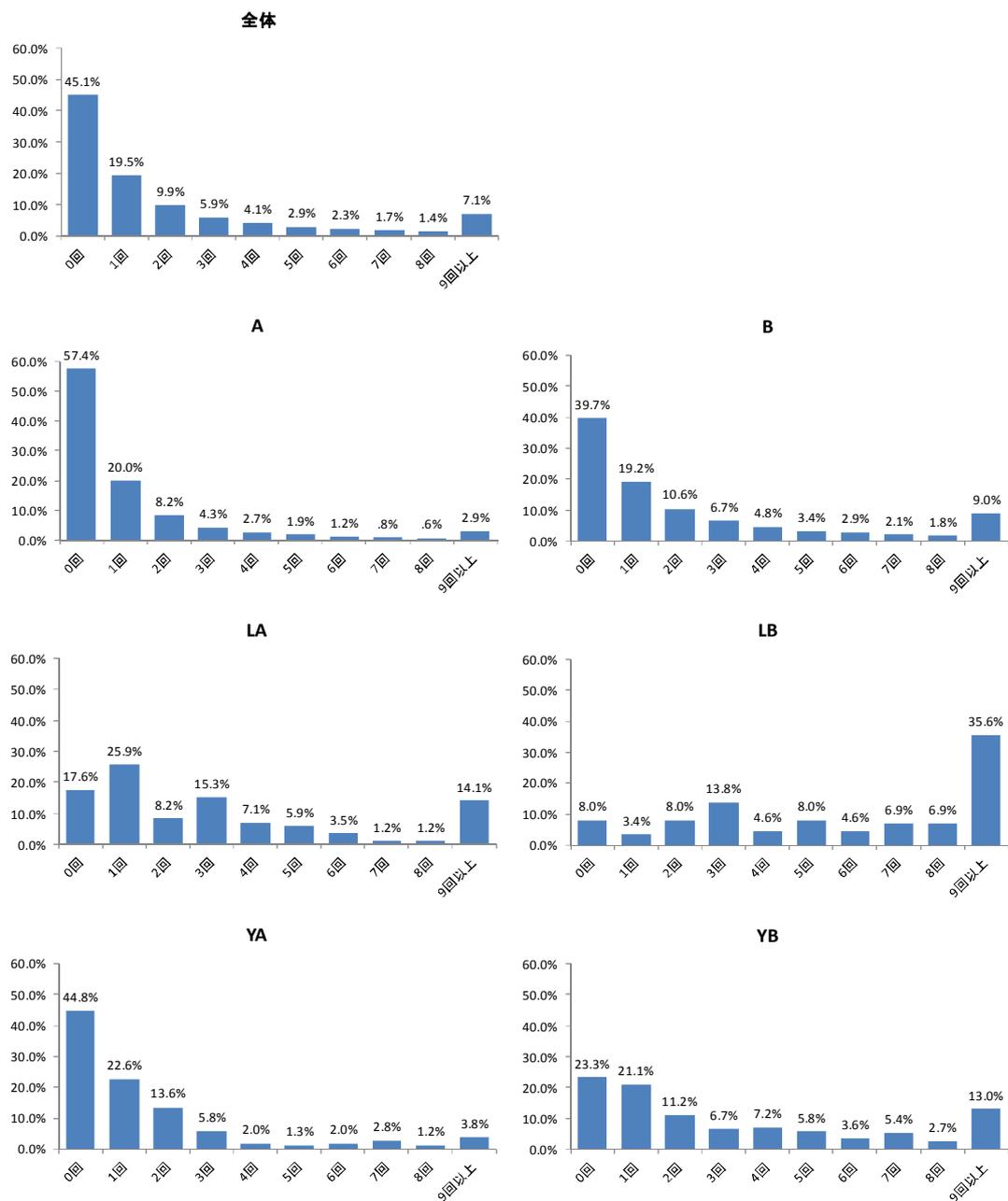
注 1 モンテカルロ法による。m=10,000, 99%有意確率, p<0.01
 2 () 内は, 実人員である。

(4) 懲罰回数

受刑中に被収容者が遵守すべき事項を遵守せず、又は刑事施設の規律・秩序を維持するために職員が行った指示に従わなかったときには、懲罰が科せられるが、2012年の処遇指標別の懲罰回数の分布は1-2-8図のとおりであり、処遇指標別にかかなり異なっている。全体では、45.1%の者が全く懲罰を受けることがなかったが、全く懲罰を受けなかった者が最大の割合を占める傾向は、長期刑受刑者を除く全ての指標の者で共通であった。B及びYBという、犯罪傾向が進んだものについては、まったく懲罰を受けなかった者の割合が、犯罪傾向が進んでいないA指標に比較して少なくなっている。また、懲罰回数の多い者の比率が徐々に高くなっている。

但し、長期受刑者の懲罰回数の分布はその他の処遇指標の者の分布に比較して、明らかに異なっている。LA指標受刑者の場合、1回の者がもっとも高い割合を占め(25.9%)、LB指標の場合、9回以上の割合が35.6%であった。なお、刑事施設における在所期間が長ければそれだけ規則に違反して懲罰を受ける可能性のある期間が長くなるため、在所期間との相関が疑われるが、これらの数値の順位には弱い相関が認められた(スピアマンの順位相関係数、受刑者全体で $\rho=0.32$)。

1-2-8図 出所受刑者の懲罰回数構成比（処遇指標別）



第3節 釈放の状況

第1項 仮釈放率

出所事由が仮釈放又は満期釈放であった者 27,451 人の処遇指標別の満期釈放・仮釈放別構成比を見たのが、1-2-9 表である。全体では 51.5%の者（12,227 人）が仮釈放で出所したところ、LA指標受刑者では平均を上回る 64.7%（55 人）が仮釈放を得ている反面、LB指標受刑者ではわずかに 23.0%の者しか仮釈放で出所していない。B指標受刑者の仮釈放率も低い（37.8%）。

1-2-9表 出所受刑者の出所事由人員・構成比（処遇指標別）
(2012年)

処 遇 指 標		仮 積 有 無		合 計
		満 期 釈 放	仮 釈 放	
L	A	30 (35.3)	55 (64.7)	85
L	B	67 (77.0)	20 (23.0)	87
	A	1,909 (25.1)	5,695 (74.9)	7,604
	B	9,532 (62.1)	5,813 (37.9)	15,345
Y	A	112 (16.4)	572 (83.6)	684
Y	B	101 (45.3)	122 (54.7)	223
総	数	11,751 (48.9)	12,277 (51.1)	24,028

注 1 $\chi^2=3120.426$, $df=5$, $p<0.01$

2 ()内は、処遇指標別出所人員に対する満期釈放、仮釈放の割合である。

第2項 仮釈放者の刑の執行率

仮釈放になった者のうち、無期であった者を除く 12,169 人について、刑の執行率（執行すべき刑期に対する出所までの執行期間の比率）を処遇指標ごとに示すと、1-2-10 表のとおりである。処遇指標ごとにその分布が大きく異なるが、全体としては有意な差があることが認められる ($w=549.258$, $df(1)=5$, $df(2)=128.40$, $p<.001$)。そこで、Games-Howell 法によって処遇指標間の刑の執行率の平均値の多重比較を行ったのが 1-2-11 図である。仮釈放になった者の中では、LA 指標 (89.8%) と A 指標 (82.8%) との間において、また、LB 指標 (95.5%) と B 指標 (88.4%) との間において、刑の執行率にはそれぞれ有意な差が認められた一方、LA 指標と B 指標には有意な差が認められなかった。

1-2-10表 仮釈放者の刑の執行率（処遇指標別）

(2012年)

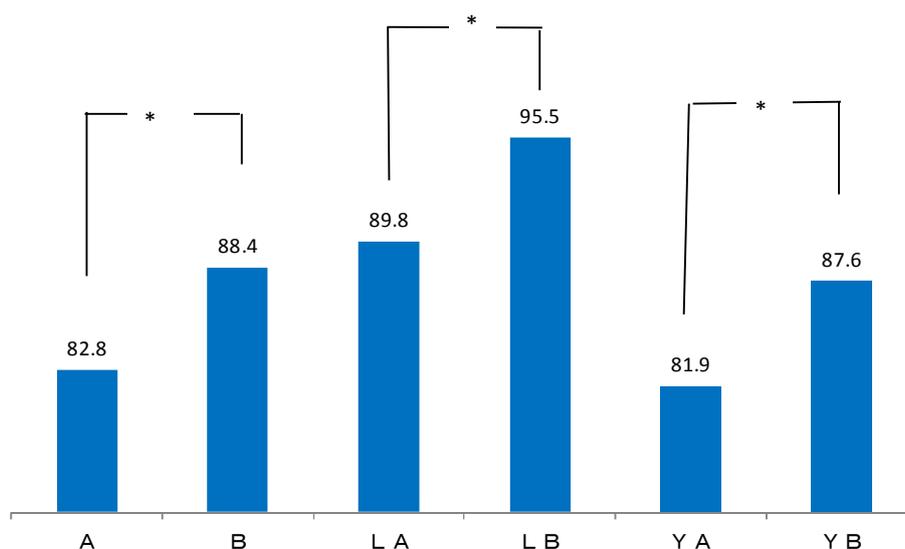
処遇指標	総数	平均値	最小値	最大値	標準偏差
L A	50	89.8	80.1	98.2	5.24
L B	17	95.5	90.7	98.3	2.04
A	5,695	82.8	54.2	100.0	7.19
B	5,813	88.4	51.9	100.0	5.53
Y A	572	81.9	61.1	100.0	6.59
Y B	122	87.6	75.0	97.5	5.12
全体	12,269	85.5	51.9	100.0	7.00

注 1 無期刑の者は除く。

2 刑の執行率は、在所期間を刑期で除したものであるが、双方が月数に換算され、1月に満たない日数は1月に換算されているため、刑の執行率が100%になる場合がある。

3 ウェルチの検定による。w=549.258, df(1)=5, df(2)=128.40, p<.001

1-2-11図 刑の執行率（処遇指標別）



注 Games-Howell法による多重比較。* p<0.05

第3項 仮釈放決定に寄与する要因

本項では、2012年の出所者中、出所事由が仮釈放及び満期釈放であった男子受刑者について、仮釈放判断に寄与する要因を特定し、また、それらの指標について、処遇指標別に仮釈放判断への影響等の問題を検討することを試みる。

(1) 仮釈放決定の基準とその判断に寄与すると考え得る要因

仮釈放は、懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときに行われる（刑法第28

条)。「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則(平成20年法務省令第28号)」第28条によれば、仮釈放を許す処分は、刑の執行のため刑事施設又は少年院に収容されている者について、①悔悟の情及び改善更生の意欲があり、②再び犯罪をするおそれがなく、かつ、③保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められるときにするものとし、ただし、④社会の感情がこれを是認すると認められないときはこの限りではない、とされている。

「悔悟の情及び改善更生の意欲」(①)は、いずれも主観的要素であり、仮釈放に当たって重視される項目であるが(太田, 2011), 前記規則では仮釈放審理における調査事項として、「犯罪又は非行の内容、動機及び原因並びにこれらについての審理対象者の認識及び心情(18条第1号)」に加えて、「矯正施設における処遇の経過及び審理対象者の生活態度(同条第5号)」を挙げており、これらの評価によっても認定されるものと思われる。

「再び犯罪をするおそれなく」(②)については、前記規則18条は具体的な規定をおいていないが、「審理対象者の性格、経歴、心身の状況、家庭環境及び交友関係(同条第4号)」並びに「帰住予定地の生活環境(第6号)」などにより認定されるものと考えられる⁶。

「保護観察に付することが改善更生のために相当である」(③)場合とは、規則18条の審査項目で言えば、「帰住予定地の生活環境」、「審理対象者に係る引受人の状況(同条第7号)」及び「釈放後の生活の計画(同条第8号)」により認定されると思われる。ただし、これらは、積極的検討要因というよりは、どちらかといえば、「悔悟の情及び改善更生の意欲」、「再び犯罪をするおそれなく」の両基準を充足した者について、さらに総合的に判断して仮釈放が不適当な者を選別する基準とも評される(太田, 2011: 46)。

「社会の感情」(④)に関しては、社会の正義感情及び被害者感情が考えられる。まず、「社会の正義感情」については、犯罪行為に対する可罰性・有責性や社会の非難の程度が量刑の主たる判断要素であることから、対象者に言い渡された刑期にある程度反映されているものと考えられることができる。また、「被害者感情」は、一般的には、「抽象化された、被害者が一般に抱くであろう感情」と考えられている。しかし、現在は、被害者等が希望する場合に対象者の仮釈放に関する意見及び被害に関する心情を聴取する意見等聴取制度(更生保護法38条)も設けられていることから、具体的な被害感情が重視される制度となっているとの指摘もある(太田, 2011: 60)。

太田(2011: 15)も指摘するとおり、我が国では、これらの仮釈放判断等に寄与する要因とその影響に関する実証的な研究はほとんどなされていない。一方、米国においては、研究が積み重ねられており、その結果をまとめた文献によると、対象者の施設内での態度、犯罪の深刻度、犯罪歴、在所期間、精神状態及び被害者の要請の6つの要因が仮釈放に影響を与えていることが実証されている(Caplan, 2007)。

(2) 変数選択及び分析の手法

以上のことから、L指標受刑者であることの仮釈放への影響については、①悔悟の情及

⁶ 仮釈放の目的に鑑みて、「再犯のおそれがないこと」を仮釈放の積極的許可基準とすることは適当ではないとする議論もある。太田(2011: 41)。

び改善更生の意欲，②再犯のおそれがないこと，③保護観察に付することが改善更生のために相当である事情及び④社会の感情という上記の概念を具体的に表す変数に置き換えることで，統計的な分析が可能になると考えられる。出所者データは刑事施設内における処遇の内容を客観的に示すものであり，仮釈放の判断の分析に必要とされる要因を完全に備えているわけではないが，いくつか代替可能と思われる変数も存在する。

まず，「悔悟の情及び改善更生の意欲」（①）は主観的要素が主たる評価項目である一方，出所者データには対象者の主観的要素を示す項目がない。ただ，対象者の更生への意欲は受刑中の態度や処遇への取組状況等によってある程度推認することが可能であり，上記規則でも「生活態度」を調査事項としていることから，本分析では「作業報奨金支給額」及び「懲罰回数」を利用する。

他の条件が同じであると仮定すれば，作業に真摯に取り組んだ者は，真摯に取り組まなかった者に比較して多くの作業報奨金を得ることができるのであるから，支給額の程度は矯正施設における生活態度の一部としてみるができると思われる。出所者データ上，「作業報奨金額」は，「なし」，「3,000 円以下」，「5,000 円以下」，「7,000 円以下」，「10,000 円以下」，「15,000 円以下」，「20,000 円以下」，「30,000 円以下」，「50,000 円以下」及び「50,000 円を超える」という 10 段階の順序尺度で入力されている。しかしながら，後に利用するロジスティック回帰分析においては，あるカテゴリーに該当するケースが 0 件であった場合，計算が不安定になることがあるため（Hosmer, Lemeshow and Sturdivant, 2013），カテゴリーを 3 つに集約し，作業報奨金支給額が 15,000 円以下の者を「低額」，50,000 円以下の者を「中程度」，50,000 円を超える者を「高額」とした。前記のとおり，その多寡については在所期間との相関が高いため（本章第 2 節 3 項），その効果を独立に見るためには在所期間を統制することが必要となるが，在所期間は刑期区分との相関が極めて高い（スピアマンの順位相関係数， $\rho=0.95$ ）ため，今回は刑期区分を統制要因として代用することとする。

受刑中の態度は，懲罰の回数でも推認することが可能である。悔悟の情があり，更生の意欲のある者は，通常，刑事施設の規律の範囲内で生活するものであり，そのような生活をしていれば懲罰を受けることもないと考えられるからである。なお，懲罰の回数は在所期間との相関が高くない（本章第 2 節 3 項参照）。

欧米の再犯研究においては，過去の犯罪行為の多さと年齢が若いことは強い静的な再犯予測因子に含まれると考えられている（Gendreau, Little and Goggin, 1996）。そこで，「再犯のおそれがないこと」（②）に関しては，対象者の刑事施設入所回数及び出所時年齢が再犯予測因子として使用可能であると思われる。なお，これらの再犯研究においては，対象者の性格，経歴，家庭環境及び交友関係も予測因子として議論されているが，出所者データには該当項目がないため使用できなかった。

「保護観察に付することが改善更生のために相当である事情」（③）については，出所者データに該当する事項がないが，仮釈放された者については，通常，帰住先が確定していることから，仮釈放された者には，これらの項目はすでに充足されていると考えられるため，今回は検討しないこととした。

「社会の感情」（④）中，被害者感情や意見に関する項目については，出所者データに含まれていないため，検討することができないが，前記のとおり，社会の正義感情は対象

者への量刑で表すことが、ある程度可能であると考えられる。そこでこれを用いることとするが、本データ上、「刑期」は月数で入力されており、無期刑の取扱いが困難となるので、犯罪白書で用いられている、「1年以下」、「2年以下」、「3年以下」、「5年以下」、「10年以下」及び「10年を超える」の6カテゴリーに集約した。

さらに、「社会の感情」の判断に当たっては、罪種も考慮要素と考え得る。例えば、大きな社会的脅威であると一般に認識されていると思われる殺人や性犯罪を犯した者については、その罪種が仮釈放判断に影響を与えていることも考えられるところであり、これらも併せて検討することとした。なお、米国では、性犯罪者の仮釈放判断が厳しくなっているとの研究もある（Huebner and Bynum, 2006）。

最後に、本分析の中心である、L 指標受刑者であることの仮釈放判断への影響については、前記の独立変数に各処遇指標をダミー変数として挿入することで、他の要因の影響を統制した上で、その効果を見ることとする。処遇指標が複数あるため、A 指標を基準として用い、LA 指標、LB 指標を含むそのほかの処遇指標の効果は、A 指標に比較してどの程度であるかについて、検討することとなる。

ここで検証しようとする仮釈放判断は、「仮釈放」又は「満期釈放」という二つの値のいずれかを取るため、これを従属変数とし、そのほかの「入所度数」、「刑期」、「出所時年齢」、「作業報奨金支給額」、「懲罰回数」、「罪名（性犯罪及び殺人罪）」及び「各処遇指標」を独立変数とするモデルを作成し、多重ロジスティック回帰分析を行うことが適切である（対馬，2008）。多変量解析を行うことにより、ある独立変数の従属変数（この場合、仮釈放か満期釈放かという結果）への影響について、分析に用いた他の変数の影響を同一だと仮定した上で検討することが可能となる。全体的なモデルでL指標の効果が測定された場合、処遇指標別のモデルを作製してさらに検討することとする。

（3）分析結果

独立変数中、順序や間隔を考慮することが意味をなさない罪種及び処遇指標を除く変数の順位相関を示したのが、1-2-12表である。

1-2-12表 独立変数間の順位相関係数(スピアマンの ρ)

	入所度数	懲罰回数	刑期区分	作業報奨金支給額	出所時年齢
入所度数	1	.142**	-.101**	-.085**	.424**
懲罰回数	.142**	1	.238**	-.048**	-.047**
刑期区分	-.101**	.238**	1	.744**	-.054**
作業報奨金支給額	-.085**	-.048**	.744**	1	-.026**
出所時年齢	.424**	-.047**	-.054**	-.026**	1

注 ** $p < 0.01$

いずれの相関も有意であるが、刑期区分と作業報奨金支給額の区分の間の相関が強い ($\rho = .744$)。これは、前記のとおり、刑期区分が上昇する（長期になる）者ほど作業報奨金支給額の区分が上昇するという傾向を示している。このように強い相関がある変数

を回帰分析に用いるのは慎重であるべきだが、刑期区分については、作業報奨金支給額の効果を刑期の影響を統制した上で見る目的もあるので、使用することとした。その他の変数については、相関が低い。また、独立変数間の多重共線性は認められなかった。

ア 全体モデル

「全体モデル」は、出所事由が満期釈放及び仮釈放であった男子受刑者全体に当てはまるモデルである。選定した係数のすべての効果を見るために強制投入法を用いた。全体モデルのロジスティック回帰分析の結果を示したのが、1-2-13表である。

1-2-13表 仮釈放決定に寄与する要因 分析結果 (全体モデル)

① モデル要約

-2 対数尤度	Cox-Snell R ² 乗	Nagelkerke R ² 乗
22301.839a	0.367	0.490

② 方程式中の変数

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp(B)	EXP(B) の 95% 信頼区間	
							下	上
入所度数	-0.165	0.008	385	1	0.000	0.848	0.834	0.862
出所時年齢	-0.024	0.001	267	1	0.000	0.976	0.973	0.979
作業報奨金支給額			322	2	0.000			
高 (5万円を超える)	0.370	0.066	31	1	0.000	1.448	1.272	1.648
中 (5万円以下)	0.736	0.044	275	1	0.000	2.088	1.914	2.277
属性傾向			495	5	0.000			
B 指標	-0.887	0.044	410	1	0.000	0.412	0.378	0.449
LA 指標	-0.767	0.317	6	1	0.015	0.464	0.250	0.864
LB 指標	-1.514	0.330	21	1	0.000	0.220	0.115	0.420
YA 指標	0.591	0.138	18	1	0.000	1.805	1.377	2.367
YB 指標	-0.415	0.182	5	1	0.023	0.661	0.462	0.944
刑期区分	0.662	0.025	682	1	0.000	1.938	1.844	2.036
罪名			143	2	0.000			
性犯罪	-0.984	0.101	95	1	0.000	0.374	0.307	0.455
殺人	-1.229	0.163	57	1	0.000	0.292	0.212	0.403
懲罰回数	-0.595	0.011	2,940	1	0.000	0.552	0.540	0.564
定数	1.085	0.084	169	1	0.000	2.960		

③ 分類テーブル

観測	予測	仮釈放		正解の割合
		有	無	
		満期釈放	仮釈放	
仮釈放	有	8,642	3,109	73.5
仮釈放	無	2,295	9,982	81.3
全体のパーセント				77.5

モデルは変数を投入しない状態に比較すると有意 ($p<.01$) に異なっており、これらの変数の投入に意味がある。今回検討した独立変数に対する係数 (B) はすべて有意 ($p<.01$) であった (②表)。入所度数、出所時年齢、懲罰回数はいずれも係数が負の値であり、入所度数、出所時年齢、懲罰回数の上昇が仮釈放の対数オッズ比を引き下げる (仮釈放決定が出にくい) 方向に働いている。また、他の犯罪に比べて、性犯罪であること及び殺人罪であることも仮釈放決定が出にくい方向に働いている。ダミー変数として投入した処遇指標を見ると、B 指標、LA 指標、LB 指標、YB 指標であることは A 指標であることに比較して、すべて仮釈放の対数オッズ比を引き下げる方向に作用している。A 指標に比較して、仮釈放の対数オッズ比が上昇する方向に作用した指標は、YA のみであった。仮釈放者の作業報奨金支給額は低額である場合に比べて、中程度であること及び高額であることが仮釈放の対数オッズ比を引き上げている。また、他の犯罪に比較して、性犯罪であること、殺人であることは仮釈放の対数オッズ比を引き下げる方向に作用している。

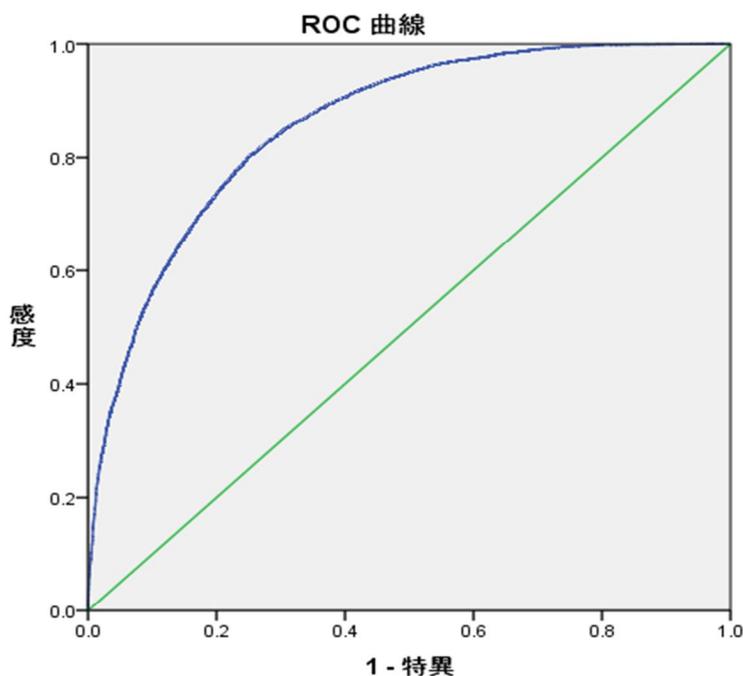
また、モデルの説明力を示す Cox-Snell の R² 乗及び Nagelkerke の R² 乗は 0.36 及び

0.49 であり（①表），今回投入した独立変数で，全体の3割から5割弱を説明している⁷。

また，予測確率を見ると本モデルは現実の仮釈放及び満期釈放の判断のうち 77.5%を正しく予測しており（③表），予測精度はかなり高いといえる。

さらに，実際に仮釈放であったケースを本モデルにより仮釈放と正確に予測した正解率（感度）と満期釈放を正しく満期釈放と予測した正解率（特異度）の関係について ROC 曲線（受信動作特性曲線：Receiver Operating Characteristic Curve）を描くと 1-2-14 図のとおりである。この曲線の下にある面積が 0.5 の場合はモデルには意味がなく，1 に近いほどモデルの適合性が高いといわれているが（内田，2011），本モデルで得られた面積は 0.86 であり，当てはまりはかなり良好であるといえる。

1-2-14図 全体モデル ROC曲線及び曲線の下領域積



対角セグメントは同一値により生成されます。

曲線の下領域積 (AUC)

検定結果変数: 予測確率

面積	標準誤差	漸近有意確率	漸近 95% 信頼区間	
			下限	上限
0.858	0.002	0.000	0.853	0.863

注 法務省大臣官房司法法制部の資料による。

イ 処遇指標別モデル

全体モデルが有効であったため，同様の変数を利用して，A, B, LA, LB, YA 及び YB 指標の処遇指標別の集団に当てはめた結果が，1-2-15 表である（各処遇指標に当てはめたモデルを「処遇指標別モデル」といい，区別のために適宜処遇指標を前に付けることとする。）。但し，今回については，有効に働く変数とそうでないものを見るためにステップワイズ法を用いた。

⁷ ただし，これらの指標には線形回帰の場合の R² 乗ほどの明確な基準はないとされる。対馬(2008:129)。

いずれの処遇指標別モデルも、変数を持たない定数項のものに比べて有意に異なっていたが（表には示していない）、その説明力はまちまちであった。（1-2-15 表下段の Nagelkerke の R² 乗参照）。各変数の有意確率にばらつきがあったが、L 指標に対するモデルに着目すると、LA 指標モデルでは、係数が有意だったのは、「その他の犯罪」に対して、殺人であるか、あるいは、懲罰回数のみであり、年齢、作業報奨金支給額の多寡、刑期区分の係数は有効な項目として選択されなかった。LB 指標モデルでは、さらに限定的であり、殺人のみが有意な項目として残される結果となった。本方程式による正解の確率は、今回の各指標別モデルとも 75%から 88%の確率であり良好であったが、以下の検討で述べるように解釈には留意を要する。

1-2-15表 仮釈放決定に寄与する要因 分析結果 (処遇指標別モデル)

	A指標		B指標		LA指標		LB指標	
	B	オッズ比	B	オッズ比	B	オッズ比	B	オッズ比
入所年度数	-0.279	0.757 *	-0.186	0.830 ***	—	—	—	—
出所時年齢	-0.039	0.962 ***	-0.015	0.986 ***	—	—	—	—
作業報奨金支給額 高(5万円を超える)	-0.134	0.875	0.559	1.749 ***	—	—	—	—
中(5万円以下)	0.450	1.569 ***	0.863	2.370 ***	—	—	—	—
刑期区分	0.875	2.399 ***	0.564	1.757 ***	—	—	—	—
犯罪 性犯罪	-1.150	0.317 ***	-1.009	0.364 ***	0.115	1.122	-20.703	0.000
殺	-1.230	0.292 ***	-0.961	0.382 ***	-1.479	0.228 *	-1.540	0.214 **
懲罰回数	-0.604	0.547 ***	-0.612	0.542 ***	-0.572	0.564 ***	-0.173	0.841
定数	1.605	4.978 ***	-0.026	0.974	3.268	26.268 ***	0.582	1.790
Nagelkerke R ² 乗	0.354		0.408		0.525		0.226	
全体の正解の割合	81.0		75.5		82.4		77.0	

	YA指標		YB指標	
	B	オッズ比	B	オッズ比
入所年度数	-1.695	0.184	—	—
出所時年齢	—	—	—	—
作業報奨金支給額 高(5万円を超える)	-1.191	0.304 *	—	—
中(5万円以下)	0.009	1.009	—	—
刑期区分	1.569	4.801 ***	1.456	4.287 ***
懲罰回数	-0.622	0.537 ***	-0.777	0.460 ***
定数	0.952	2.592	-1.144	0.318
Nagelkerke R ² 乗	0.440		0.594	
全体の正解の割合	88.5		80.3	

*** p<.001, ** p<.01, * p<.05

(4) 検討

ア 全体モデル

全体モデルの分析の結果、今まで仮釈放の検討に当たって重要であると議論されてきた各種要因を代表する変数の影響は、全て有意であり、使用できる変数が限られていたという制約からくる限界があるものの、その重要性を実証することができたと思われる。

すなわち、作業報奨金支給額の高さや、懲罰の回数の少なさで代表される施設内での刑務作業への取組や態度（今回の分析では「悔悟の情及び改善更生の意欲」の表出と考えている。）は仮釈放判断における有利な要因であった。作業報奨金支給額が 15,000 円以下の金額から 5 万円以下の金額に上昇した場合、そのほかの条件を均一と仮定すると、仮釈放のオッズが約 2 倍上昇する（1-2-13 表②の Exp(B)の値参照。以下同じ。）。しかし、作業報奨金支給額が 15,000 円以下の金額から 5 万円を超える金額になった場合は、仮釈放のオッズの上昇は 1.4 倍程度である。懲罰回数が 1 回増えると仮釈放の確率は半分に低下してしまう（Exp(B)=.552）。従来再犯リスクを代表するものとして取り上げられてきた

入所歴の多さは、仮釈放判断に当たっても不利な要因として働いているが、その影響は、回数が1回増えるごとにオッズを5分の4にする程度であって、やや弱い（これは、処遇指標が入所歴に強く関係しているため、今回変数に処遇指標を入れたことでその影響力が低下した可能性も考えられる。）。今回の分析では、年齢の上昇が仮釈放の判断において僅かながら不利な要因となり、若年であることを高リスクとする従来の再犯リスク理論とは整合しない結果となった。ただし、その影響は極めて弱い（Exp(B)=.976）。性犯罪又は殺人を犯した者であることは、その他の要因が同一であると仮定した場合には、他の犯罪を犯した者に比べて仮釈放決定の判断においてマイナスの要因となっている。性犯罪のExp(B)は約.464であることから、ほかの犯罪に比べて性犯罪者である場合、仮釈放の確率を約半分にするといえる。殺人の場合はより重大で、他の犯罪に比べて、殺人であることは、仮釈放の確率を3分の1にする（Exp(B)=.3）ものである。これらは非常に強い影響があるが、服役の根拠となる当該受刑者の犯罪が深刻で社会的影響が大きい場合に仮釈放決定の判断が慎重になることは十分首肯できるところであり、これも実務感覚に合致するのではなかろうか。

今回の分析の主たる目的であった、L指標受刑者であることの影響については、分析の結果、LA受刑者であると、A指標受刑者に比較して仮釈放のオッズを約半分にする（Exp(B)=.464）ものであり、LB指標受刑者では、仮釈放のオッズは約5分の1となる倍上昇させるものである（Exp(B)=.220）との結果が得られた。

イ 処遇指標別モデル

このことは、処遇指標別モデルの結果（1-2-15表参照）を見るとより明らかになる。L指標やY指標を対象とする処遇指標別モデルでは、全体モデルでは有意であった各変数の係数が有意でなくなったり、その影響が不安定になったりしており、仮釈放決定に当たって、処遇指標の中ではこれらの変数の影響が弱いことを示している。

A指標モデル及びB指標モデルでは、全体モデルと同様、すべての変数が有意となった。同じ指標の中では、入所歴の効果がやや大きくなり、いずれも入所回数が増加することが仮釈放の確率を引き下げる効果を持っている。双方のモデル共に、年齢の効果は有意ではあるものの、あまり強くない。また、作業報奨金支給額が低額から中程度又は高額になること（すなわち、刑事施設内の刑務作業への取組みが良好であること）は仮釈放の確率を押し上げる要因であると有意に予測されており、その効果は特にB指標モデルで顕著であった。B指標の場合、作業報奨金が15,000円未満から5万円以下に上がると仮釈放の確率が約2.3倍になるのである。A、Bいずれの指標モデルでも、規律違反の結果懲罰となることは仮釈放に非常に不利な要因となり、その確率を半分にしてしまう。また、性犯罪や殺人で服役していることは、仮釈放の確率をそれぞれ、約3分の1に低下させる要因となっている。

L指標の者の仮釈放判断においては、A指標やB指標の受刑者のように様々な要因が考慮されているわけではないと結論付けざるを得ない結果であった。いずれの指標のモデルでも、作業報奨金額の多寡で表される刑事施設内での作業の取組みが評価されていないように見える。ただし、これは、1-2-7図でみたとおり、LA指標であっても、LB指標であっても、約9割の者が5万円以上の作業報奨金を得ていることから、仮釈放別の役に

立たなかったことが考えられる。LA 指標でも LB 指標でも、その罪名が殺人であることは仮釈放の確率を5分の1にする効果があった。これは、1-2-4 図でみたとおりに、L 指標の受刑者の多くの半数から6割が放火・殺人の凶悪犯であることから非常に意味があるものと考えられる。LA 指標モデルでは、懲罰があることは仮釈放の可能性を約半分にする要因であり、やはり、刑事施設での行状は問題となることがわかる。但し、この懲罰の効果も LB 指標受刑者の場合には当てはまらないことも興味深いものである。LA 指標の者の仮釈放は罪名と懲罰回数で、仮釈放判断の5割を説明してしまうことになるが (Nagelkerke の R^2 乗 = .525) , LB 指標の場合は、有意となった変数が殺人であることのみで、そのほかの変数は、有意にならなかった。Nagelkerke の R^2 乗の値も低く (.226) , 1-2-9 表を見ると、LB 指標受刑者で出所した者のうち、仮釈放で出所したのは 23%に過ぎず、もともといわゆる「狭き門」である中、LB 指標の者の仮釈放判断に当たっては、これらの変数以外の事情が考慮されていることが示唆される。

(5) まとめ

本項では、出所受刑者の統計を用いて、出所受刑者が仮釈放となる判断基準について、数理的な分析を試みた。本分析で検討したモデル中、特に全体モデルについては、正判別率及び説明力が高いものであったが、長期受刑者にとっては、L 指標であることは、A 指標の受刑者に比較して、仮釈放の確率を約半分に低下させるものと実証することができたが、これは、長期刑受刑者については、仮釈放判断が慎重に取り扱われていることを示唆するものと言える。処遇指標別にモデルを作成してみると、その説明力はまちまちであり、特に長期刑受刑者の場合、ここで採用された各変数の影響が弱まることが示唆されたが、このような結果に結び付く原因として、対象者の真の反省悔悟等の精神的側面、地方更生保護委員会の委員面接等における態度、委員の裁量的判断、意見等聴取制度を通じて表明された被害者等の意見、検察官及び裁判官の意見等がモデルに投入されていないことが指摘できるが、これらについては残念ながら、今回使用したデータからは酌み取ることができない。

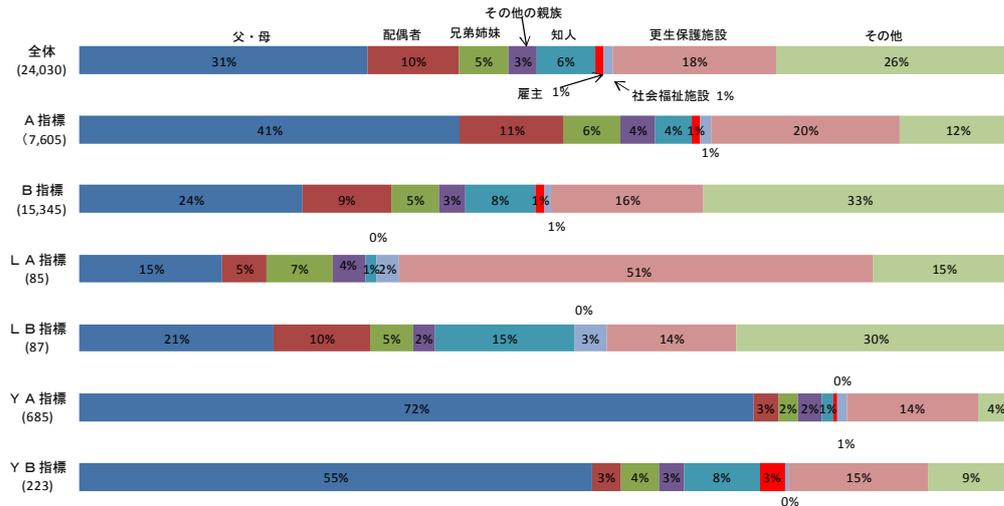
今後、これらを含むより広範なデータが整備されれば、実務に応用可能な、より精度の高い分析が可能となると思われる。

第4項 帰住先

1-2-16 図は、2012 年の出所受刑者の帰住先別構成比を見たものである。A、YA 及び YB 指標受刑者では、父母のもとに帰る者の割合が有意に高いが、B、LA 及び LB 指標それらの者の割合は有意に低い。B 指標でも L 指標でも出所時の平均年齢が 40 歳代後半から 50 歳代となっており、それらの者の父母も相当な年齢となっていることが想像され、帰住先としては不適當になっているのかもしれない。逆に釈放された LA 指標受刑者の帰住先として高い割合を占めるのは、更生保護施設であった。実に釈放者の 51%を占める。LB 指標受刑者では、親族ではない知人 (3.3%) と社会福祉施設 (2.6%) が他の指標の出所者に比べて高い割合を占めている。

1-2-16図 出所受刑者の帰住先別構成比

(2012年)



注 1 出所事由が仮釈放及び満期釈放の者に限る。
 2 ()内は、実人員である。
 3 $\chi^2=2332.553$, $df=40$, $p<.001$

第4節 長期刑受刑者の再犯について

一度刑事施設に収容されて受刑者となったのちに釈放された者の再犯については、再犯の時点をもとに、釈放後の逮捕、起訴、有罪判決、収容あるいは仮釈放中の遵守事項違反のどこに求めるかにより、その再犯率はまちまちになることが予想される。公式な統計で把握ができるのは、各年の犯罪白書においては、入所度数別や罪名別、出所事由別の累積再入率のみであり、指標別の数値は出ていない。刑事施設への再入率は刑事司法システムでいわば最終的なスクリーニングを経た後の数値であることから、再犯の時点を逮捕や起訴に置くものに比較して、もっとも低い値が出ることになると思われるが、現在では、公式にはこの数値によるしかない⁸。

矯正統計年報は、ある年に出所した受刑者が年報発行年までに入所した割合を処遇指標別に掲載している。2008年に出所した受刑者について、出所年を含む5年後である、2012年までに再度刑事施設に入所した者の数とその割合を示したのが、1-4-1表である(法務省、2012)。

⁸ 犯罪別では性犯罪者について、性犯罪再犯防止指導(R3)を受講した者の再検挙に基づいて再犯率を研究した例がある(法務省矯正局成人矯正課、2012)。

1-4-1表 処遇指標別再入率

(2012年)

処 遇 指 標	2008年出所者数	左のうち2012年までに再入した者の数	再 入 率
L A	114	9	7.9%
L B	122	33	27.0%
A	9,057	2,156	23.8%
B	17,104	9,105	53.2%
Y A	959	233	24.3%
Y B	402	214	53.2%
全 体	27,758	11,750	42.3%

注 1 平成24年矯正統計年報 I 第66表から作成。

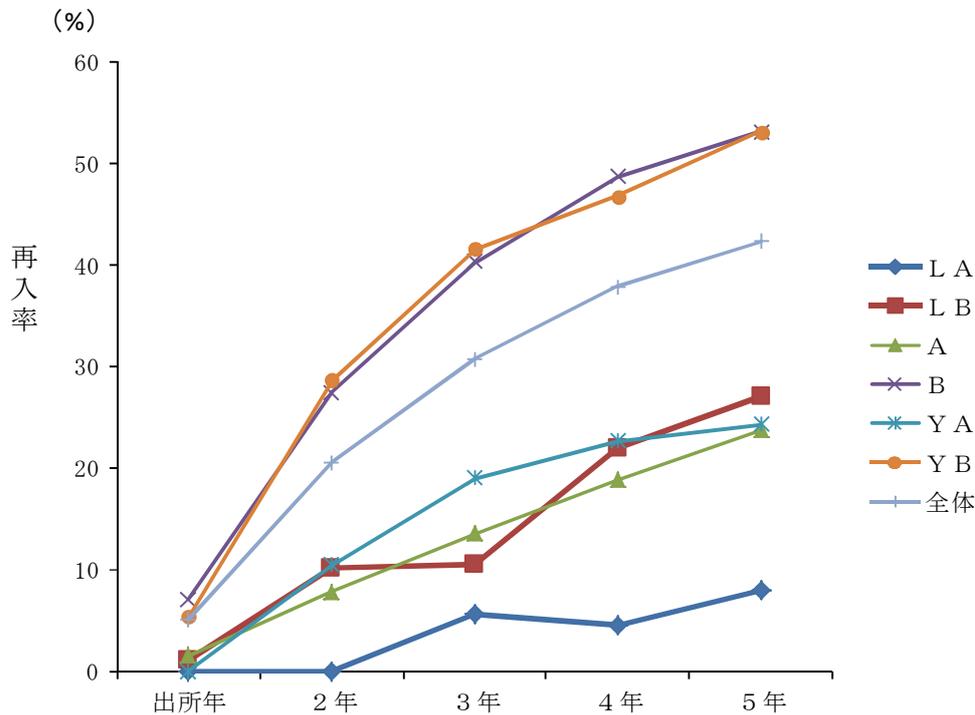
注 2 「全体」は上記処遇指標の合算である。

LA, LB, A, B, YA 及び YB の全体では、42.3%の者が刑事施設に再入しているが、LA 指標の受刑者の再入率がもっとも低く、7.9%であった。LB 指標受刑者の再入率は YA 指標の者よりも高く、27.0%であった。

各処遇指標の出所受刑者が一定の経過年数で再入する率を参考までに示したのが 1-4-2 図である。ただし、本図の解釈には注意が必要である。矯正統計年報は、再入所年を基準としているため、ここで示したのは、2008年、2009年、2010年、2011年、2012年のそれぞれの年の出所者のうち、基準年となる2012年までに再入所した者の数とその割合をそれぞれ、出所後5年、4年、3年、2年、出所年の再入率として示したのであり、基準年が異なっているため、犯罪白書のように、ある年の出所者を基準としてそれらの者が出所後、年を経て徐々に再入していくという、「累積再入率」を見ることができないものではない。

しかしながら、この数値は一般的な再入の傾向の把握には役立つものであるため、参考までにこれをみると、YB 指標と B 指標の出所受刑者は他のものに比較して再入率が高く、これが全体の再入率を引き上げていることがわかる。一方、LB 受刑者の再入率の傾向は、他の YA, A 指標の者と似ているように見える。LA 指標受刑者の場合、出所後2年までは再入となる者がおらず、5年を経ても、他の指標の受刑者と比較すると最も低い再入率であった。

1-4-2図 2012年再入者の出所後経過年別の再入率



注 1 平成24年矯正統計年報 I 第66表から作成。
 2 「全体」は上記処遇指標の合算である。

第5節 小括

本章では、長期刑を受ける者について、裁判における長期刑言い渡しの動向、施設内での処遇状況、刑事施設から出所した者の刑事施設への再入の動向について、公式統計を参考に概観してきた。

そこで判明したのは、裁判における長期刑言い渡しについては、2004年ころにかけて、有罪判決を受けて懲役刑を言い渡される者の数が激増した際に、それに伴って増加していることであった。また、2003年の刑法一部改正に伴って、有期懲役の上限が30年に引き上げられたことにより、20年を超える刑期の言い渡しも徐々に増加しているが、同時に無期刑の言い渡し人員は、強い減少傾向を示しているように見える。いずれにせよ、懲役刑を言い渡される数が2004年から減少したことによって、長期の刑を言い渡される者の数も2005年から減少を示しているが、その減少の割合は鈍いといってよい状況であった。刑事施設に入所する長期刑受刑者の数は、総数に占める割合は少なく、ここ10年でその割合に大きな変化はない。その数も入所懲役受刑者の減少とともに減少している。ただし、長期刑受刑者はその刑期が長期であるため、施設に滞留する。そのため、年末在所受刑者に占める長期刑受刑者の割合は徐々に増加している。この点、刑事施設の受刑者処遇も長期刑受刑者により多くの関心を払わなければならないと思われる。

本章では、さらに、長期刑受刑者の刑事施設内での処遇状況を出所受刑者に関する統計により計量的に概観した。出所する長期刑受刑者の年齢は、当然のことながら、他の処遇

指標の受刑者に比較して、高くなっているが、その最低年齢は 30 歳台の者もあり、長期の受刑を経て出所する者が必ずしも高齢というわけではないことに注意が必要である。当然のことではあるものの、出所した者が受刑した期間は他の指標の者に比較して著しく長く、2012 年の出所者の平均は LA 指標で 143 月（11 年余り）、LB 指標で 156 月（13 年余り）と非常に長期間であった。また、最長の執行刑期は 390 月（32 年余り）であり、それは、その者の犯した犯罪の責任をとるために必要な期間と考えられるものの、刑事施設としては、それだけの長期間、その者が刑事施設で過ごしたことの効果を問われることになるものとも考えられる。

統計上、多くの長期刑受刑者も他の受刑者同様、刑務作業に従事していたことが認められる。不就業であった者は皆無であった。しかしながら、長期に刑事施設で職業に就いていたことの効果については、5 万円以上の作業報奨金を得た者の割合が他の処遇指標の者に比較して高いこと以外には、情報がない。LA 指標で職業訓練を受けた者は他の指標の者に比較して高かったが、それでも 26%程度であり、その他の 4 分の 3 の者は、平均で 11 年余り刑事施設に拘禁されていたが、何らの職業訓練を受けずに出所していることになる。LB 指標の場合はより深刻で、職業訓練を受けたのは 5.7%にすぎなかった。ある実務家は、LB 指標の受刑者について、職業訓練を受けて資格・技能を取得している者が少なくがっかりしたと述べ、「10 数年もの間一体何をしていたのかと言いたくなるが、これは、積極的に指導してなかった施設側の責任もまぬかれないであろう。」としているが（伊東、1977：26）、この状況は現在も変わっていないようである。

懲罰の状況は、全体としては、出所者のほぼ半数の者が全く懲罰を受けることなく出所していたが、長期刑受刑者の場合は、やや事情が異なり、LA 指標では 1 回懲罰を受けた者の割合が最も高く（25.9%）、LB 指標では、35.6%の者が 9 回以上の懲罰を受けていた。ただし、これを短絡的に長期刑受刑者の問題点と捉えることには疑問がある。長期刑の者については、A 指標又は B 指標の受刑者に比較して、平均で約 5 倍の期間（A 指標は 27 月であるのに、LA 指標では 143 月であった。1-2-1 表③参照。）刑事施設に拘禁されており、それだけ刑事施設の規律に服する期間が長くなるため、その影響を考慮に入れなければならない。

釈放の状況に関する統計から、L 指標受刑者は、非 L 指標の受刑者に比較して、仮釈放で出所する者の割合が低く（1-2-9 表）、刑の執行率も有意に高い。これが、長期刑受刑者の滞留を招き、刑事施設のなかで長期刑受刑者の割合が増加することに寄与している可能性がある。

また、仮釈放の判断に寄与する要因について、ロジスティック回帰を用いた分析を行ったが、全体モデルでは、作業報奨金の多寡で示される刑務所内での行状が仮釈放を促進する要因であった一方、懲罰回数の増加や性犯罪、殺人事犯で受刑していることが仮釈放の確率を低下させる要因として検出されたが、それらを統制した後でも、LA 指標、LB 指標であることは A 指標の者と比較して、仮釈放の確率をそれぞれ半分にするほどの効果があることが判明した。処遇指標別にモデルを作成して検討すると、L 指標のモデルでは、全体モデルや他の処遇指標モデルで有意であった、入所度数、年齢、作業報奨金支給額といった要因の効果が認められず、LA 指標モデルでは殺人罪であることや、懲罰回数のみが有意な要因として検出された。LB 指標モデルでは、モデルの説明力を示す数値が低下

し、LB 指標については、ここで検討されたもの以外の要因によって仮釈放の判断がなされていることが示唆された。

長期刑受刑者の再犯については、現在のところ、刑事施設への再入という形式でしか公式の統計が存在しないが、それによっても LA 指標受刑者が際立って低い再入率を示した。現在、「再犯防止に向けた総合対策」が（犯罪対策閣僚会議，2012），その後，「「世界一安全な日本」創造戦略」（犯罪対策閣僚会議，2013），「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（犯罪対策閣僚会議，2014）が矢継ぎ早に出されており、「再犯防止」が大きな政策課題として掲げられている。「再犯防止に向けた総合対策」では、少年・若年層，高齢者，女性，薬物依存者，性犯罪者及び暴力団関係者等再犯リスクの高い者を施策の重点対象としているが，長期刑受刑者はその対象となっていない。確かに，LA 指標の長期刑受刑者の出所後の再入率は他の者に比較して低く，単に「再犯防止」の枠組みで考えると対象とはなりえず，受刑者自身にも再犯防止が誘因となりにくいことが考えられる。さらに，再犯防止のための効果的な処遇プログラム実施のためには，費用対効果の観点からも，処遇上の効率性の為にも，再犯の危険性が高い者にこそ，集中的にプログラムを展開すべきであるとの見解が述べられている（Anderws and Bonta, 2006；新海，2008）。

確かに，長期刑受刑者はその犯した犯罪についての責任として，極めて長い期間，刑事施設に収容されてはいるものの，ほとんどの受刑者は最終的には地域に戻るものである（Travis and Vischer, 2005）ことから，刑事施設への長期間の収容をただ無意味に過ごさせることの倫理的な問題点は明らかである（Kazemian and Travis, 2015）。その観点からも，長期刑受刑者についてもその処遇内容を再考する必要があると考えられる。また，近時，犯罪者処遇に当たって，犯罪者の負因を強調して，その除去によって，再犯等の望ましくない行動を抑制するのではなく，ポジティブ心理学の観点から，犯罪者の目的を向社会的な方法で実現することを援助するとする，Good Lives Model が提唱されており（Ward, Mann, and Gannon, 2007; 津富，2009），このような観点は長期刑受刑者，特に LA 指標の受刑者にとっては関係が深いものと考えられる。これらのモデルが有効に機能するためには，対象者の希望を聞き取ることが重要であると言われ，その点で，裁判過程の受け止め，刑務所の役割についての認識，自らが変化することへの期待・準備など，さまざまな事項についての対象者の意識を確かめる必要がある。

さらに，長期刑受刑者は，刑事施設に長期間拘禁されていることから，拘禁されている期間に退行，無関心など，受刑者の心理的状況が悪化することも危惧されているが，最近の研究では，そのような心理的な状態は刑事施設への拘禁のみによって生じるものではないとの議論がなされてきている。本論文においては，続く第2章で長期刑受刑者の意識について論じ，第3章で長期刑受刑者の適応について分析することとする。

第2章 長期刑受刑者の意識

前章において、長期刑受刑者の量刑動向、収容動向及びそれらに係る我が国の刑事施設における処遇の計量的な現状に関して概観してきた。

最近、刑事施設に入所する長期刑受刑者は増加しているわけではないが、本来の刑期が長期であることや、仮釈放判断において、長期刑ではない者と異なる基準で判断される可能性があること等から、仮釈放になる者の割合が高くなく、さらに仮釈放になったとしても執行率が高いことから、早期に釈放される者が少ない結果、刑事施設における割合が高くなっている。

しかしながら、長期刑受刑者のうち、LA 指標受刑者は釈放されると再入率は低く、再犯防止の目標を前面に出した処遇にはなじみにくいという点があると思われる。その点、近時、欧米でも受刑者処遇に当たって、プログラムにおいて再犯防止の目的を強調しすぎることの限界が議論されており、処遇効果を上げるために、「よりよく生きるためのモデル (Good Lives Model)」として提示することの必要性が主張されているが (Ward, Mann, and Gannon, 2007; 津富, 2009), 被収容者が犯罪に至った経緯や判決をどのように受け止めているか、刑務所収容に関わる心象を調査することは、刑務所収容を契機として有効なサービスを提供するために重要な知見を得ることにつながるものである。

本章では、長期刑受刑者のうち、LA 受刑者を収容する施設で実施された、長期刑受刑者に対する意識調査をもとに、長期刑受刑者の考える事件の原因、判決の受け止め、受刑者の刑事施設の役割の認識、処遇への期待等に関して、意識調査を行った結果について分析する。

第1節 先行研究

第1項 我が国における研究

我が国では、受刑者の意識を尋ねる研究は、法務総合研究所による特別研究 (犯罪白書の特集を含む。) 及び矯正協会中央研究所等の研究において比較的頻繁に行われている。

青木・竹内・佐藤・小坂・永代 (1992) は、受刑者の自己評価による、受刑に至った動機及び罪の償いに関する意識について受刑者の犯罪の種類 (窃盗群, 覚せい剤群及び窃盗・覚せい剤以外) との関係进行分析し、それぞれについて当てはまると回答した者の多かったものに従って (たとえば、窃盗について「怠けぐせ」, 覚せい剤について「薬物に手を出した事」など), その個別的処遇に必要と考えられる条件を述べている。

山口・室井・澤田・吉田 (1984) 及び茅場・室井・澤田・吉田 (1985) は、殺人, 強盗及び強姦事犯者に関する研究において、1,359 人の受刑者を対象に、職員に対する調査票による調査及び質問紙調査を行い、受刑者の事件当時の悩み, 犯行の動機, 判決の重さについての認識, 受刑生活の受け止めなどの意識をたずね、これらの結果を元に、数量化 III 類 (因子分析類似の手法) を用いて、主として犯罪性の進捗及びそれに基づく受刑生活の成績評価を基盤にする軸と、家庭・経済生活を基盤にする軸及び若年で反抗的な犯罪者と壮年の危機的状況による犯罪者を分ける軸の 3 軸が抽出されるとし、I 型として組織

暴力団関係者及びその予備群，II型として社会生活不適応群，III型として古典的犯罪者群と名づけ，それぞれの事犯者における特徴を分析している。

保木・増田・浅野（2002）は，全国行刑施設（拘置所，医療刑務所を除く。）に収容されていた無期懲役受刑者 913 名（男子 881 名，女子 32 名）に調査を行い，職員に対して被収容者に関する年齢，罪名，刑事施設在所期間等の属性を調査することに加えて，無期懲役受刑者本人に家庭状況や裁判の状況など刑務所に収容される以前の状況に関する質問のほか，心身の状況，悩み等，犯罪に至った理由，所内生活の自己評価等についての質問を行い，在所期間とともに考察した結果，自己評定による心身の状況と実際の問題にはかい離があること，所内の生活を肯定的にとらえるのか否定的にとらえるのかには，収容 5 年以下と 11 年以上の者が比較的肯定的に捉えていたのに対し，6 年から 11 年までの者が否定的な感情を抱いているということが判明したとする。また，犯罪の理由として長期間在所している者には自分の責任を認める者の割合が高かったのに対して，在所期間が短い者に「人にだまされた」「異性関係に失敗した」など，他罰的な回答を選んだ者の割合が高かったとしている。

一条（1997）は，具体的に無期懲役刑受刑者が仮釈放になった事例に即しながら，長期刑受刑者が施設生活に適応しつつ，施設外教育や良い指導職員と出会ったことを契機に，仮釈放を受けるまでに成長する姿を優しい語り口で説いているが，その中で，「行き過ぎた施設化」が再社会化を阻害する可能性について述べている。

長期刑に限った調査ではないものの，中島・安田・吉田（1997）は，刑務作業，職員の態度，規律，懲罰，受刑生活に関する受け止め方などを明らかにするために，受刑者 761 人に対して質問紙調査を行い，その結果，大多数の受刑者は，刑務所で生活して「忍耐力を得た」，「家族のありがたさがわかった」等と回答している。受刑者のうれしいこととしては，「行事・慰問」が挙げられる一方，刑務所で生活して，つらい・苦しいと感じたこととして，順に「自由がない・好きなことができない」，「同僚との人間関係」，「家族に会えない」を挙げていた。これにより，中島他は多くの受刑者は受刑生活に対して肯定的な意味を見出しているものの，受刑生活自体は必ずしも安楽なものではないと感じていることがわかるとしている。

また，中島他は「この 3 か月間に，不服申立てをした」，「刑務作業はないほうがよい」，「ほとんどの職員は不公正である」など，受刑生活に対して否定的な評価を示す八つの選択肢を選択した合計点数をもって不満得点としたところ，過半数（61.5%）の者が不満得点 0 点（該当なし）であった。2 点以上という高い不満得点の受刑者の 6 割強は暴力団関係者で占められているとし，大多数の受刑者は刑務作業及び現状の規律・懲罰に対して肯定的に受け止めており，受刑生活は苦しいが得るところがあると結論づけ，否定的な評価を示す少数の者は，そのほとんどが暴力団関係の受刑者であることが判明したとしている。

第 2 項 欧米における研究

欧米における長期刑受刑者の意識に関する研究は，質的調査の一環として行われているように思われる。そのうち，長期刑受刑者に焦点を当てた先駆的な研究としてよく言及される Flanagan（1981）の研究と，最近，フランスの受刑者を対象として行われた，Yang,

Kadouri, Révah-Lévy, Mulvey, and Falissard (2009) の研究を取り上げる。

Flanagan (1981) は、アメリカ北東部の州の 5 つの重警備刑務所に 5 年以上受刑している者 125 人を無作為に抽出し、結果的に 59 人から聞き取り調査を行った。質問は、刑務所内で経験する最も重要な問題に関する認識、家族関係、時間を過ごすのに有効な方法、プログラムニーズ、作業や施設環境に関する好み、その他であり、調査者がノートを取ったものをのちにナラティブの形式に直した。

これらの者に対して、長期受刑者がその刑期によって、特別に奪われているものがあるかと尋ねたところ、59 人中 7 人のみが特別なことはないと答えたが、残りのものは全て、長期受刑者はその刑期が長期であることによって、特別な問題を抱え、特別なニーズがある、と答えた。それらは、①将来への展望、②刑務所外との関係の維持、③刑務所という人為的環境に長期間留め置かれること、の 3 点に集約できる。そのうち、将来への展望が長期刑受刑者とその他の受刑者を明確に区別するものである。

また、長期間に渡って、「何をすべきか」を言われ続けたため、自分自身で考えることができなくなってしまうのではないかとの恐れをだく者もおり、些細と思われるような規則に反発することもできなくなってしまうたらもうおしまいという声も聞かれた。また、常時虚勢を張っていなければならないとの意見もあった。刑務所収容に伴う、物質的な奪はあまり大きな問題と考えられていない。また、身体の安全（襲われるかもしれない恐怖）をあげたのは一人だけであった。ただし、刑務所で死ぬことは大きな恐怖であるようであり、獄死してしまえば、自分の人生は「全く無駄だったことになる」と考えられている。

こういった問題認識は、長期刑であれ、短期刑であれ、大きく変わらないが、長期刑の場合、その状況に長期間さらされることで、その痛みの本質であるとしている。調査の結論として、長期刑受刑者の適応プロセスのモデルを提示しており、それによると、刑務所環境での経験、成熟及び加齢の双方の影響、他の長期刑受刑者や職員との関係により、長期系受刑者に特有な認識の獲得に至ると考えられた。

Yang, Kadouri, Révah-Lévy, Mulvey, and Falissard (2009) は、フランスの長期刑受刑者 59 人に対する調査を行い、深刻な精神障害を抱える群とそうではない群の比較を行った。

本研究では、対象者中、明らかに深刻な精神障害の症状を持っている者（6 人）と明らかに精神障害を持っていない者（15 人）を比較した。全般的に言うと、精神障害を持っていない者が、自らの拘禁体験を内省的な言葉で回顧するのに対し、精神障害のものについては、より、強烈な言語を用いて、否定的又は批判を外在化させる形で述べることが多いと結論付けている。

受刑者は刑務所での時間から得るものがあつたと表現する反面、長期に渡る収容に飽き飽きし、時間の概念が希薄になったり、「現状」を定まらない未来への待ち時間として捉えたりするものもあるとしている。感情的には、刑務所あるいは過去や未来への反応として、概ね強い感情的な反応が見られた。仮釈放や家族に関する事項に起因するが多いが、原因を特定できない被収容者も多かった。

刑務所における拘禁に関しては、その効用を否定しつつも、その効用を認める発言をする者もいるが、一般的には、自らの変化があったら、それは刑務所によるものではなく、自らが選択したものであることを強調するものの方が多い。自我に関して言えば、長期収容に付随して自分の加齢による健康の悪化を主張するものも多い。

刑務所の長い拘禁の間に受刑者が変化することは不可避であるが、変化にどのような意味付けを与えるのかは、受刑者の捉え方によって、不確定的であると述べている。しかしながら、筆者らは「変化が成熟という形を採るか、モラルの低下という形を取るかは別として、刑務所の生活は、その対象者を変化しないではおかない。」と述べており、基本的には刑務所生活が受刑者の内心に何らかの変化をもたらすものであるという観点に立っているとと言える。

Yang et al. (2009) によれば、刑罰が歴史的に身体的苦痛から精神的懲治へと徐々に変換していったことが認められることは確かだが、現在では、精神的苦痛も過剰なものであってはならないといわれている一方で、一定の受刑者によっては、現代の拘禁刑のあり方によっては、最低限度の程度の精神的苦痛をも感じない層があるとも考えられている。ある種の人々にとっては、刑務所の規律正しい生活や食事などの物質的ケアが、社会では受けられないケアであると感じられる可能性もある。そのような人々にとっては、出所は嬉しいことなのかどうか、微妙に受け止められるとしている。

第2節 実証研究⁹

先行する研究では、受刑の効果や拘禁に伴う弊害を尋ねるもの、刑務所を含む刑事司法システム体験の受け止めを聞くものが主であると考えられるが、被収容者が犯罪に至った経緯や判決をどのように受け止めているか、刑務所収容に関わる心象を調査することは、刑務所収容を契機として有効なサービスを提供するために重要な知見を得ることにつながるものである。しかしながら、刑法の一部改正に伴い、長期刑の幅が広がった後の長期刑受刑者の意識の状況を調査したものはない。そこで、長期刑受刑者を処遇する千葉刑務所に収容されている犯罪傾向の進んでいない長期刑受刑者（以下、「LA 受刑者」という。）に対して、判決内容の受け止め、受刑の感想、専門的処遇に対する期待度等を尋ねる自記式の質問紙調査を行い、その回答と後述する法務総合研究所の調査（法務省法務総合研究所、2010、以下、「法総研調査」という。）及び矯正局の行う釈放者アンケートとの対比を試みることで、最近の長期刑受刑者の特質を探ることとしたい。

法総研調査との対比では、長期刑受刑者の受刑の原因として、公的に認知された事情と長期刑受刑者自身が考える原因との差異を見ることができ、釈放者アンケートとの対比では、長期刑受刑者と長期刑ではない一般の受刑者との対比ができることが期待される。

第1項 調査の概要

まず、最初に今回の比較に用いた各種調査の概要を示す。

(1) 今回調査

上記の長期刑受刑者に対する質問紙調査（以下、「今回調査」という。）は、千葉刑務所に在所している LA 受刑者（執行刑期 8 年以上で犯罪性の進んでいない者）¹⁰に対して、

⁹ 本節は、新海浩之（2012）を基に、新たな分析を加えて改変したものである。

¹⁰ 2009年に改正された現行の規定「受刑者の集団編成に関する訓令（平成18年5月23日法務省矯正成矯訓第3314号）」によれば、L指標を付されるのは「執行刑期10年以上」の受刑者であるが、千葉刑務所には以前の規定に基づきL指標を付された、執行刑期8年以上の者も含まれている、今回調査においてはこれらも含んでいる。

アンケート用紙を配布することで行った。用紙は各受刑者の居室に同刑務所の教育部職員が配布し、各自が記載した後に、封のできる封筒に保管させ、翌日に教育部職員が回収した。質問紙の用紙には、本人に尋ねたものでは客観性が保てない受刑情報（刑期，入所期間，生年月日等）との照合を行うために，称呼番号を記載させることとしたが，教示文の中に，回答は任意であり，その回答内容は専門的処遇に関係しない職員が見ることはなく，本人の刑務所における取り扱いとは無関係であるとの文言を明示した。同質問紙は工場就業者だけではなく，調査，休養中等で単独室処遇となっている者にも配布したが，懲罰中の者は除外した。結局配布数は 772 であり，全数を回収したが，記入をしていない者が 8 人あり，有効回答数は 764（回答率 99%）であった¹¹。

（２）法総研調査

平成 22 年版犯罪白書（法務省法務総合研究所，2010）では，その特集において，「重大事犯者の実態と処遇」を挙げ，殺人，傷害致死，強盗，強姦及び放火の 5 罪名で有罪判決を受けて受刑し，2000 年度上半期に全国の刑事施設を出所した者 1,021 人に対して，具体的な犯行状況，処遇状況等に対する調査を行い，再犯リスクを高める要因や改善更生の促進・阻害要因を分析した。非常に示唆に富む調査であるが，本稿では，判決書から抽出された犯行の動機部分のみを取り上げた。

（３）釈放者アンケート

矯正局が行っている釈放者アンケートは，「受刑者の釈放時の感想等を集計し，刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに，その結果を公表し，刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用する」ために行われ，2009 年分は，2009 年 4 月 1 日から 2010 年 3 月 31 日の期間中に，刑事施設を満期釈放又は仮釈放となった受刑者 30,213 名（男子：28,029 人，女子：2,184 人）に対して行われ，（男子：25,527 人（91.1%），女子：1,653 人（75.7%）の計 27,180 人（90.0%）から回答が得られた¹²。

第 2 項 結果

初めに，今回用いた各調査の対象者は，それぞれ母集団の属性が異なるため，それらの比較は，統計的な検証を行える性質のものではないことに注意する必要がある。特に，釈放者アンケート調査のデータには，犯罪性の進んだ者（いわゆる B 指標の者）と犯罪性の進んでいない者（A 指標），刑期の長い者（L 指標）とそうでない者が混在しているため，今回調査との比較には特に注意を要する。しかしながら，前章でも示したとおり，刑事施設を釈放された男子のうち，LA 指標の者は非常に少ない。2009 年の釈放者アンケートでも，全 28,029 人のうち，L 指標の者は 257 名（0.9%）に過ぎず（LA：134 人，LB：123 人），L 指標受刑者の回答が釈放者アンケート全体の傾向に与える影響は限定的であると考えられるため，この結果を長期刑ではない受刑者の回答と考えることに一定の理由があると考えられる。

¹¹ 質問紙の全文については，巻末資料参照。

¹² http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00007.html 参照

(1) 属性

まず、はじめに、今回調査の調査対象者の属性を示す。対象受刑者 780 人のうち 381 人 (48.8%) が無期刑に処せられた者であり、399 人 (51.2%) が有期刑のものであった。罪名については、多くの者が複数の罪名で受刑していることから峻別が難しいため、犯罪の結果として、被害者の生命を奪っていない者（「生命犯以外」という。）、結果的に生命を奪った者（「致死」という。）及び犯罪内容に殺人を含む者（「殺人」という。）に便宜的に分類している。刑期種類別の類型を 2-2-1 表に示す。

2-2-1 表 在所受刑者の罪名類型別人員

有 期 ・ 無 期	罪 名 類 型	人 数	割 合
総 計		780	100.0%
有	期 計	399	51.2%
	生 命 犯 以 外	215	27.6%
	致 死	13	1.7%
無	殺 人 を 含 む	171	21.9%
	期 計	381	48.8%
	生 命 犯 以 外	23	2.9%
	致 死	11	1.4%
	殺 人 を 含 む	347	44.5%

注1 「生命犯以外」は強姦、強盗、放火等を含み被害者が死亡していないもの。

2 「致死」は本人の犯罪で被害者の死亡を招いたもの。

3 「殺人」は殺人を含んでいるもの。

なお、無期と有期の者の平均年齢は、有期刑の者で 47.0 歳、無期刑の者で 53.6 歳であり、調査当時までの執行済み刑期は有期刑の者で約 2,571 日 (85.7 月)、無期刑の者で約 5,367 日 (178.9 か月) といずれも有意に異なっていた。特に執行済み刑期については、無期刑の者は有期刑の者に比較して約 2 倍であり、著しく長期にわたって刑務所に拘禁されていることがわかる。

(2) 受刑の原因

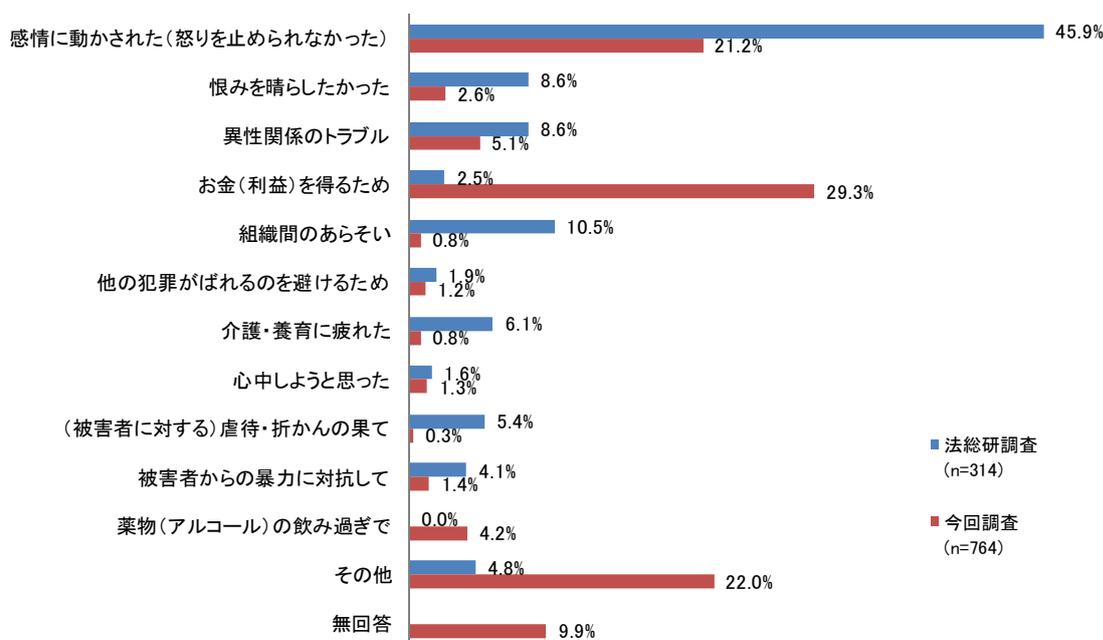
前述の法総研調査においては、受刑の理由となった犯行の動機を判決書に基づいて調査している（法務省法務総合研究所、2010：248 7-2-1-1-2 表）。法総研調査では殺人と傷害致死の主たる動機について分けて分析しているが、今回調査の対象者は、2-2-1 表でも示す通り、殺人、傷害致死双方を包含するものであるため、比較を行うために両者を合算した。

なお、法総研調査では、傷害致死の受刑の理由として、殺人には示されていない「不満・憂さ晴らし」が含まれているが、これは広い意味で「憤まん、激情」に包含される感情であると考え、その回答数を同項目に合算した。また、今回調査では、法総研調査に含まれない動機として、薬物またはアルコールの過剰摂取を含めた。さらに、今回調査が受

刑者を対象としたものであることに鑑み、動機の表現方法を簡単なものとし、「憤まん、激情」を「感情に動かされた（怒りを止められなかった）」に、「報復、怨恨」を「恨みを晴らしたかった」、「利欲目的」を「お金（利益）を得るため」等とした。

結果は2-2-2図に示すとおりである。

2-2-2図 受刑の原因



LA 受刑者の回答と法総研調査の結果を比較すると、LA 受刑者においては、「感情に動かされた」等とするものが少なく、「お金を得るため」と答えたものが多くなっている。また、LA 受刑者は「組織間のあらし」を選んだものが少なかったが、これは、LA 受刑者に定義上、組織暴力団の構成員や準構成員を含まないことから当然の結果であると言える。

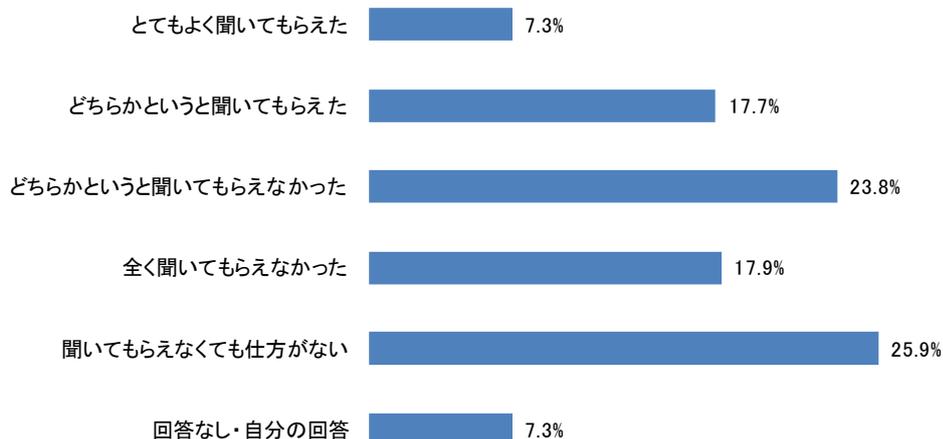
法総研調査と今回調査の差については、判決書に表された動機とは、問題となった行為の法的な評価をするための前提事実として検察官や裁判官によって客観的に認定されたものであり、受刑者各人が考える事件への因果関係とは異なっていることに起因する可能性があることを示唆していると考えられる。受刑者各人が考える「原因」と判決に当たって事件の「原因」であるとされた事情が異なる可能性は当然にあるが、犯罪者本人としては、事件が単に感情に流されて起きたものではなく、それなりの理屈があって発生したものであるとの意識があるのかもしれない。それは、今回調査で「その他」を選択した者が多かった(22.0%に上る)ことにも表れているように感じられる。

なお、LA 受刑者の結果について、有期刑の者と無期刑の者との比較を行ったが、有期刑の者に比較して、無期刑の者に「恨みを晴らしたかった」に該当するとした者が多く、有期刑の者に薬物の影響を挙げたものがやや多かったが、全体としては両者の回答の間には有意な差がなかった。

(3) 裁判の受容度

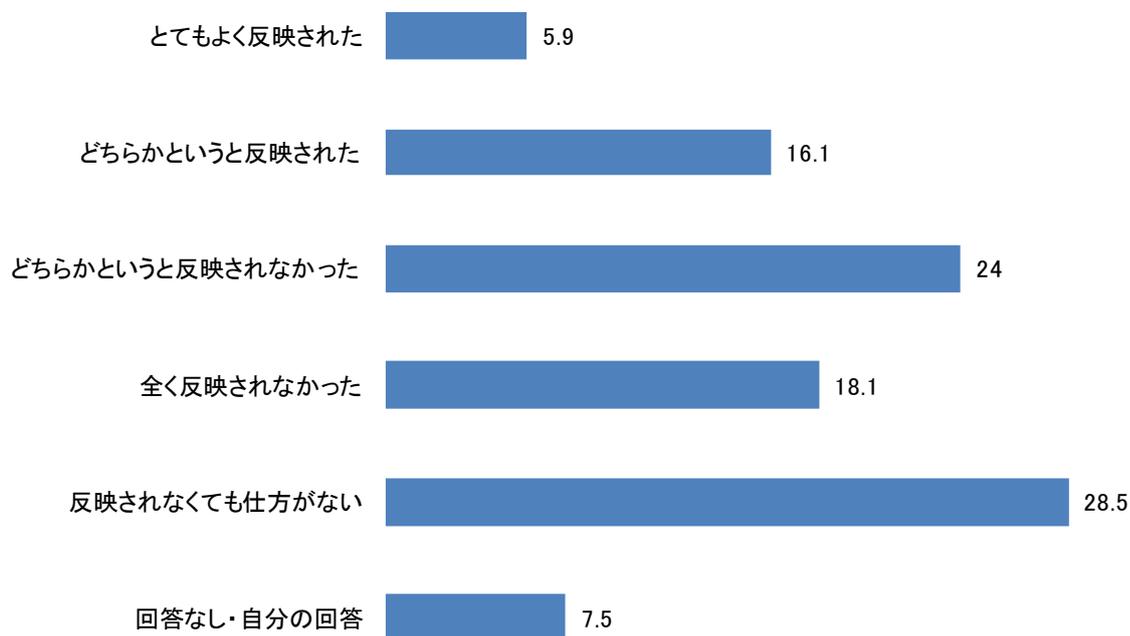
筆者は、いくつかの刑務所で勤務し、被収容者と面談する機会があるごとに、「なぜ、刑務所に来ることになったと思うか？」という質問をすることになっているが、ほとんどの受刑者が「法律を破ったからです。」とか「罪を償うためです。」等と答えるものの、その意味する内容をより詳しく話すよう、さらに質問するとつまってしまったり、かえってなぜそのような質問をするのか不審がられてしまったりすることが多かった。これは、自らが刑罰の対象になることは理解しているが、受刑生活の中で問題と主体的に関わっているという印象を持っていないのではないかと考えるようになった。また、受刑者からは「何を言っても仕方がないです。」という印象が述べられることも多かったが、裁判の過程で示された、高度に抽象化された「動機」と当事者自身の考える犯罪の原因の認識が一致していなくても、当事者が裁判の過程において、自分の言い分を聞いてもらい、それが反映されていると実感できていれば、判決書に示され、あるいは刑事施設の各種処遇の過程で示される、犯罪の原因というものを自己の問題の源泉として納得できる可能性がある。そこで、今回調査では、受刑に至った裁判の際に、自分の言い分を聞いてもらえ、あるいは、自分の意見が反映されたと感じられるかどうかを尋ねることとした。それぞれの結果は2-2-3図及び2-2-4図のとおりである。

2-2-3図 裁判のとき、言い分を聞いてもらえましたか



n=764

2-2-4図 裁判の判決内容に言い分は反映されたと思いますか

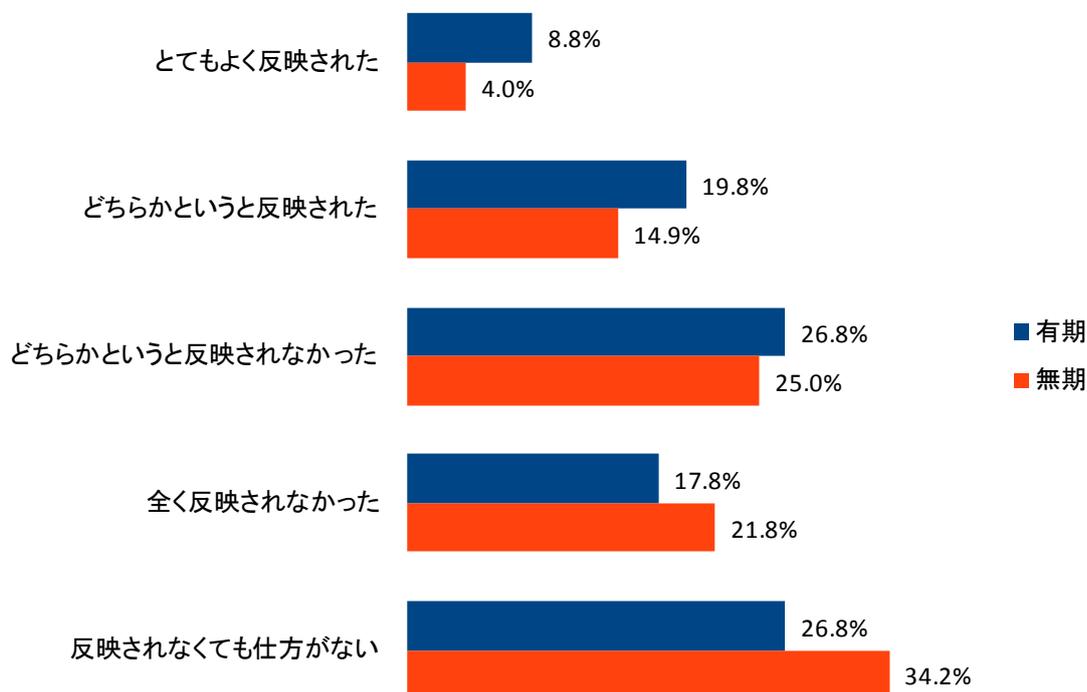


n=764

いずれの質問に対しても、「全く聞いてもらえなかった（反映されなかった）」とする者はあまり多くはないが、「どちらかという聞いてもらえなかった（反映されなかった）」、「聞いてもらえなくても（反映されなくても）しかたがない」と答えた者が多く、比較的疎外感が高いことが示された。また、「言い分を聞いてもらえたかどうか」とそれが「判決に反映された」とするものの関係を見ると、分布が似ていることはもちろん、言い分について選択した内容と反映されたか否かについて選択した内容はほぼ一致していた。

ここで興味深いのは、無期刑の者と有期刑の者の差である。「裁判の時、言い分を聞いてもらえましたか」という質問に対する回答においては、無期刑の者と有期刑の者の間に有意な差は認められなかったが、「裁判の判決に内容に（自分の）言い分は反映されたと思いますか」という質問に対しては、有期刑の者に、「とてもよく反映された」、どちらかというと反映されたという答えをした者が無期刑に比べて高く、無期刑においては、「全く反映されなかった」という者の割合が高く、「反映されなくても仕方がない」とあきらめに近い回答をした者が有期刑の者に比べて高くなっている（2-2-5図参照）。

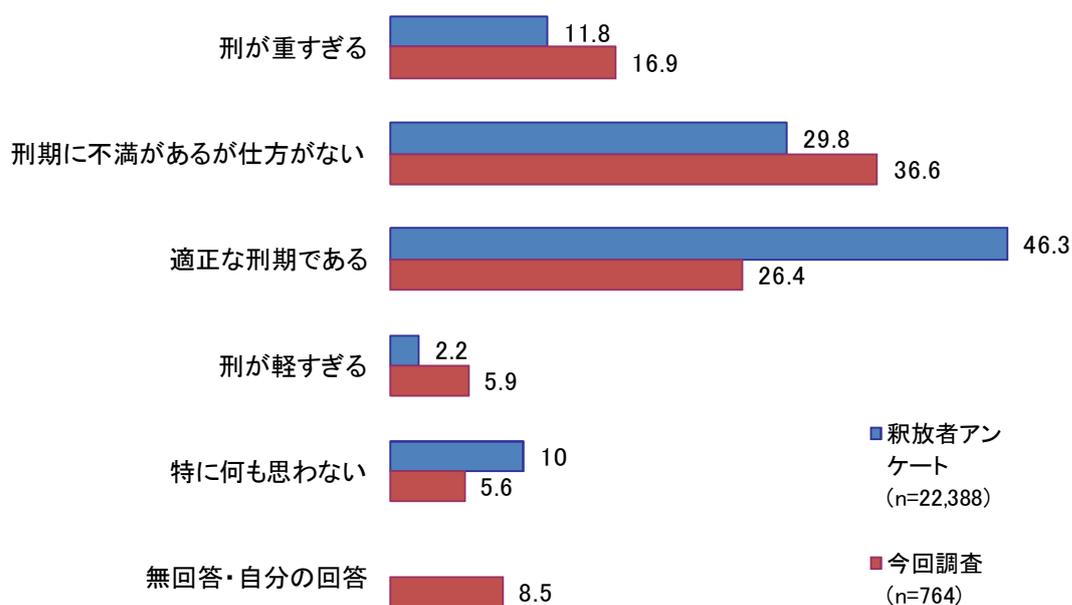
2-2-5図 裁判のとき言い分は反映されましたか



(4) 刑期について

受刑者をどのような形においてであれ、専門的処遇（第4章参照）に導入しようとする場合、本人の動機づけは非常に重要である。受刑者が自己の行為を法的に評価した結果としての刑期に納得していれば、処遇への導入は容易になるかもしれないが、逆に刑期に対する不満が高ければ、処遇への導入が困難となることが予想される。前述の釈放者アンケートでは、出所受刑者に対して刑期の評価について尋ねているため、比較のために、今回調査でも同様の質問を行った。その結果は2-2-6図に示すとおりである。

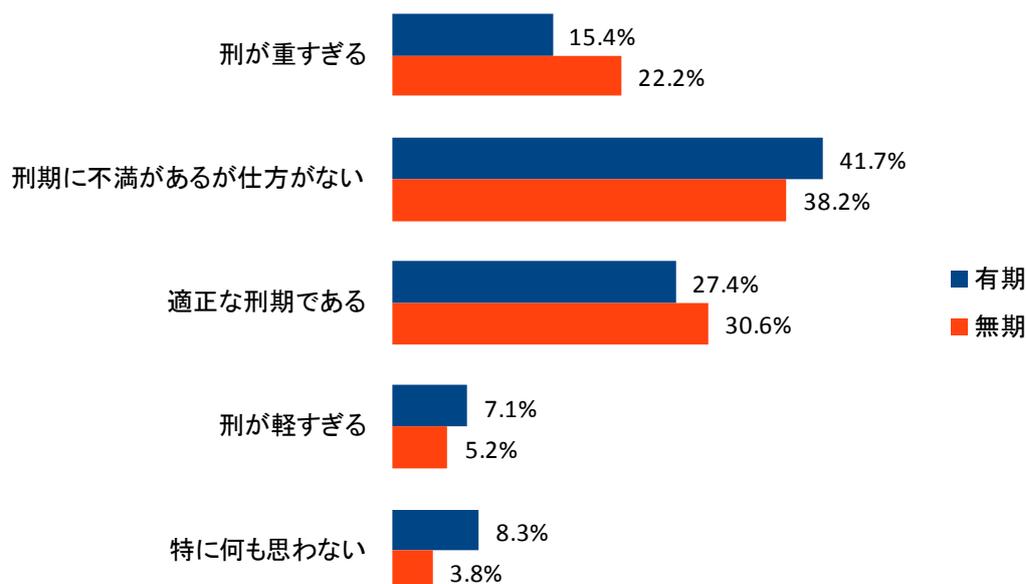
2-2-6図 今回受刑することとなった裁判の結果について



LA 受刑者は釈放者アンケートに回答した出所受刑者に比べて、自らが服している刑期について「適正な刑期である」と考える者の割合が低くなっており、「刑が重すぎる」あるいは「刑期に不満があるが仕方がない」と感じている者の割合が高くなっていることが分かる。一方で、「刑期が軽すぎる」感じている者の割合も釈放者アンケートの回答者の割合よりも高くなっているが、その割合は刑期に不満を持つ者よりも少ない。LA 受刑者は長い刑に服していることから、刑期が長いと感じている者の割合がきわめて高いことが分かる。

ここでも無期の者と有期の者の差を見ると、2-2-7 図のとおりであり、有期刑、無期刑の者共に、「刑期に不満があるが仕方がない」とする者の割合が最も高く、基本的な分布の形状は似通っている。予想通り、無期の者に「刑が重すぎる」という感想の者の割合が高いが、「適正な刑期である」とする者もむしろ有期の者よりも多くなっているなどの特徴がある。

2-2-7図 今回受刑することとなった裁判の結果について



(5) 受刑の目標・刑務所の役割

釈放者アンケートでは、出所受刑者たちに「今回の受刑の目標としたこと」について尋ねている（複数回答）が、「罪を償う」と答える者が44.8%を占め、最も多くなっている。ついで、「働く習慣をつける」（25.8%）、「犯罪を犯したから仕方がない」（23.2%）、「反則しない、刑務所で罪を増やさない」（22.7%）となっている。

この設問の場合、受刑者たちが何をもって「罪を償ったといえるのか」という大きな問題が内在している。すなわち、「罪を償う」という言葉の中には、「積極的に非を認めて更生する」、「積極的に非を認めて被害者に謝罪・賠償する」という意味も含まれれば、「受刑期間を過ごすことそのものが罪を償うことであり、それで責任は全うした」という意味も含まれている。

受刑者が「罪を償う」と言うときに、どのような意味を込めているかというのは非常に興味深い問題ではあるが、これらは量的な統計にはなじまないため、今回調査では、自らが刑務所に拘禁されていることを踏まえて、刑務所の役割の認知度として自分たちが拘禁されている場所の役割に関する認識を聞くこととした。その結果は、2-2-8図のとおりである。実に約半数（45.9%）が「犯罪者を改善更生に導くところ」と回答している。これはある意味で、長期受刑者には、刑務所の役割に対する期待があることをうかがわせる。

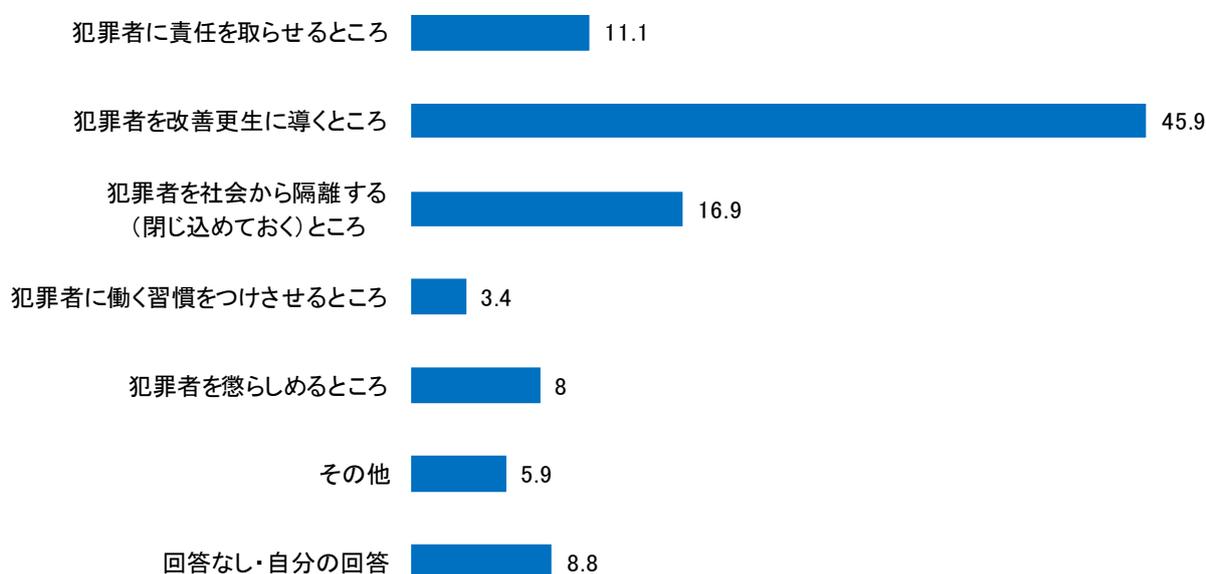
ここでも、無期刑の者と有期刑の者の別に回答パターンを比較してみたが（2-2-9図）、両者の意識に大きな隔たりはないように見受けられた。

なお、裁判の際に自分の言い分が聞いてもらえたと考えているか否か、あるいは裁判の結果に自分の言い分が反映されているか否かという認識が刑務所の役割感に影響を与えている可能性もあるため、両者の関係を調べてみたところ、裁判の際に言い分を「とてもよく聞いてもらえた」と感じた者に、刑務所を「犯罪者に責任を取らせるところ」として選択した者が多く、「聞いてもらえなかった」と感じた者に、刑務所の役割として、犯

罪者を懲らしめるところであるとの選択肢を選ぶ者が有意に多かった。裁判の際に言い分を「全く聞いてもらえなかった」を選択した者に、刑務所の役割として、犯罪者を懲らしめるところであるとの選択肢を選ぶ者が多い傾向があった ($\chi^2=28.9113$, $df=20$, $p<.09$)。

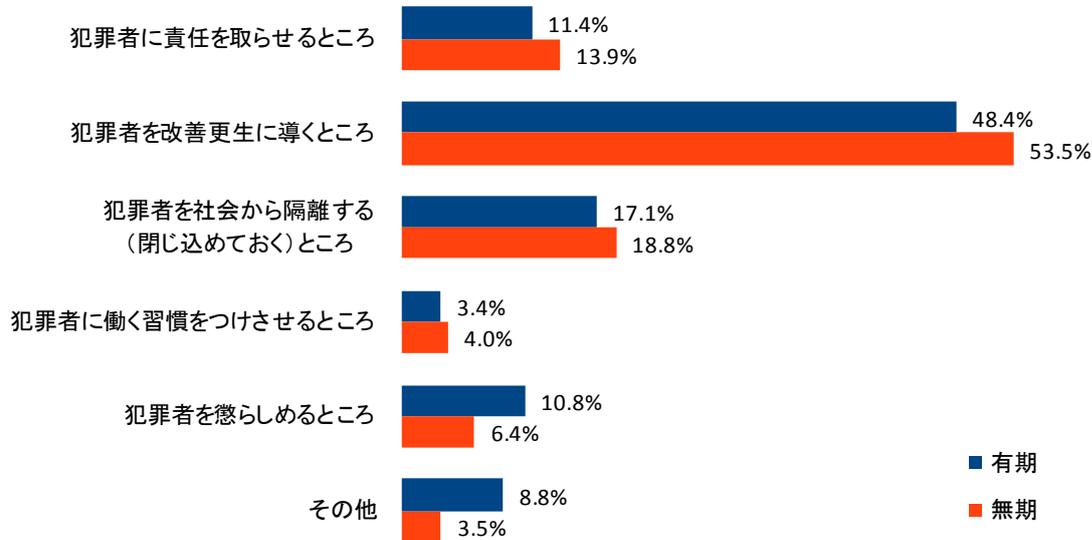
一方、裁判の判決内容に関して自分の言い分が「とてもよく反映された」と回答した者は、刑務所の役割に対して「犯罪者に責任を取らせるところ」と回答した者が有意に多く、裁判の判決内容に自分の言い分が「全く反映されなかった」と回答した者は、刑務所の役割に対して「犯罪者に責任を取らせるところ」と回答した者が有意に少ない反面、刑務支所を「犯罪者を懲らしめるところ」と回答した者が有意に多かった ($\chi^2=37.68$, $df=20$, $p<.01$)。

2-2-8図 刑務所の役割



n=764

2-2-9図 刑務所の役割

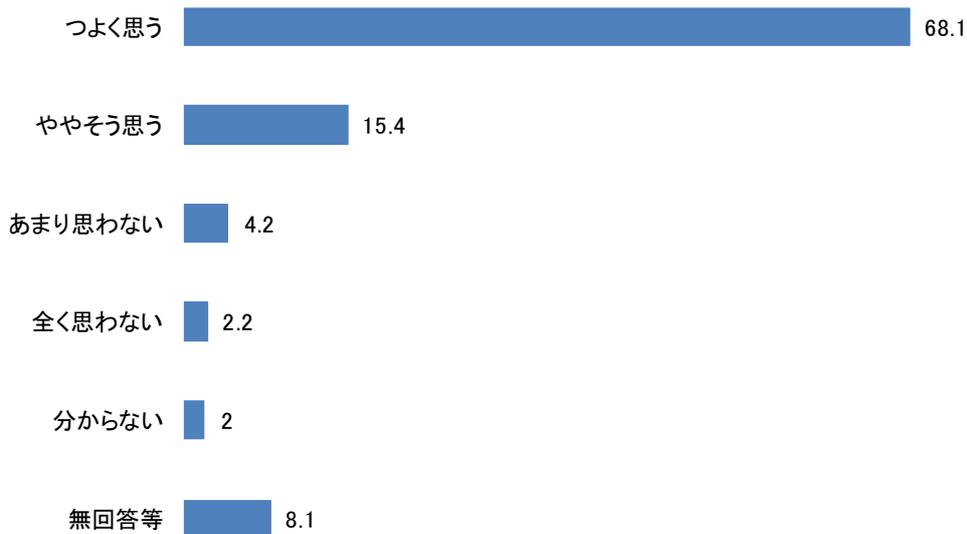


(6) 受刑生活で自分を変える可能性

釈放者アンケートでは、「受刑生活で得られたこと」として、「二度と犯罪を犯さない決意ができた」と答えている者が46.7%に達している。もちろん、再犯しないと『決意すること』と再犯『しないこと』には大きな隔たりがある。再犯に関して公式統計で入手可能なものは、純粋な再犯ではなく、刑事施設への再入所であるが、その公式統計で見ると刑事施設出所5年後の再入率は42.3%であり（第1章第4節参照。）、その『決意』がどれだけ実現できているか否かについては、かなり厳しい評価にならざるを得ない。そのような実情から、刑事施設法で各種改善指導を定め、「再犯防止に向けた総合対策（犯罪対策閣僚会議，2012）」などにより各種施策が進められているのである。

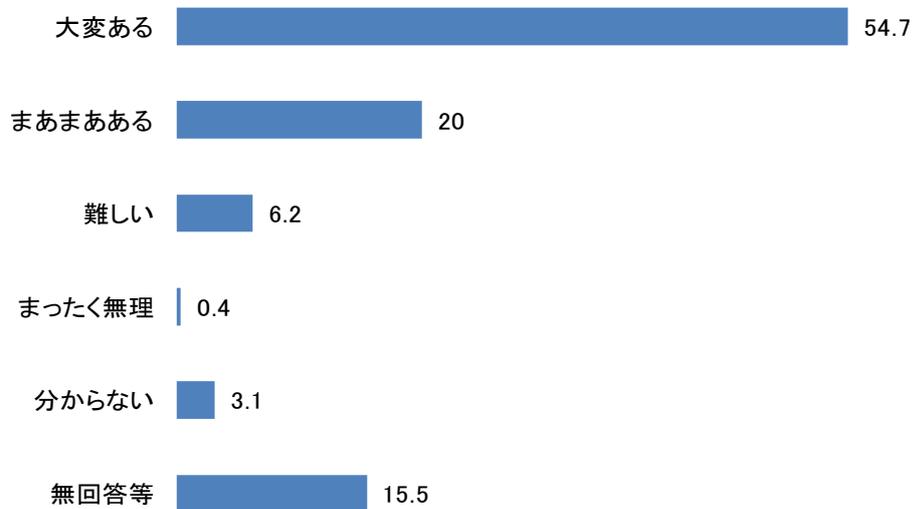
しかしながら、釈放者アンケートで尋ねているのは、本人の受刑期間に対する回顧的な評価であり、現在服役中の者の評価は異なる可能性がある。また、「犯罪を犯さない決意」には上述の通り具体的な意味を見出すことが難しいと思われる。一方、新法が用意した各種改善指導は法的な義務付けがなされているとはいえ、動機付けがない者に対してそれらを強制的に行うのは非常に困難であって効果的でないばかりか、かえって悪影響をもたらす可能性もあるとの指摘もある（本庄，2009）。そこで、今回アンケートでは、LA受刑者の動機付けのレベルを知るために「あなたは受刑中に自分自身が変わる必要があると思いますか」という質問をし、そこで、変わる必要があると答えた者に対し、「変わる必要があるとする場合、その可能性はどのくらいありますか」と尋ねることとした。結果は2-2-10図、2-2-11図に表すとおりである。

2-2-10図 刑務所にいる間に変わる必要があると思いますか



n=764

2-2-11図 変わる可能性はあるか



n=764

実に7割近い者が「変わる必要がある」と感じており、それらの者のうち、74%が変わる可能性について、「大変ある」、「まあまあある」としており、自己の変化について強い自身を持っていることがうかがわれる。また、この変化の必要性についての認識は、受刑者の在所期間にかかわらず見られる。

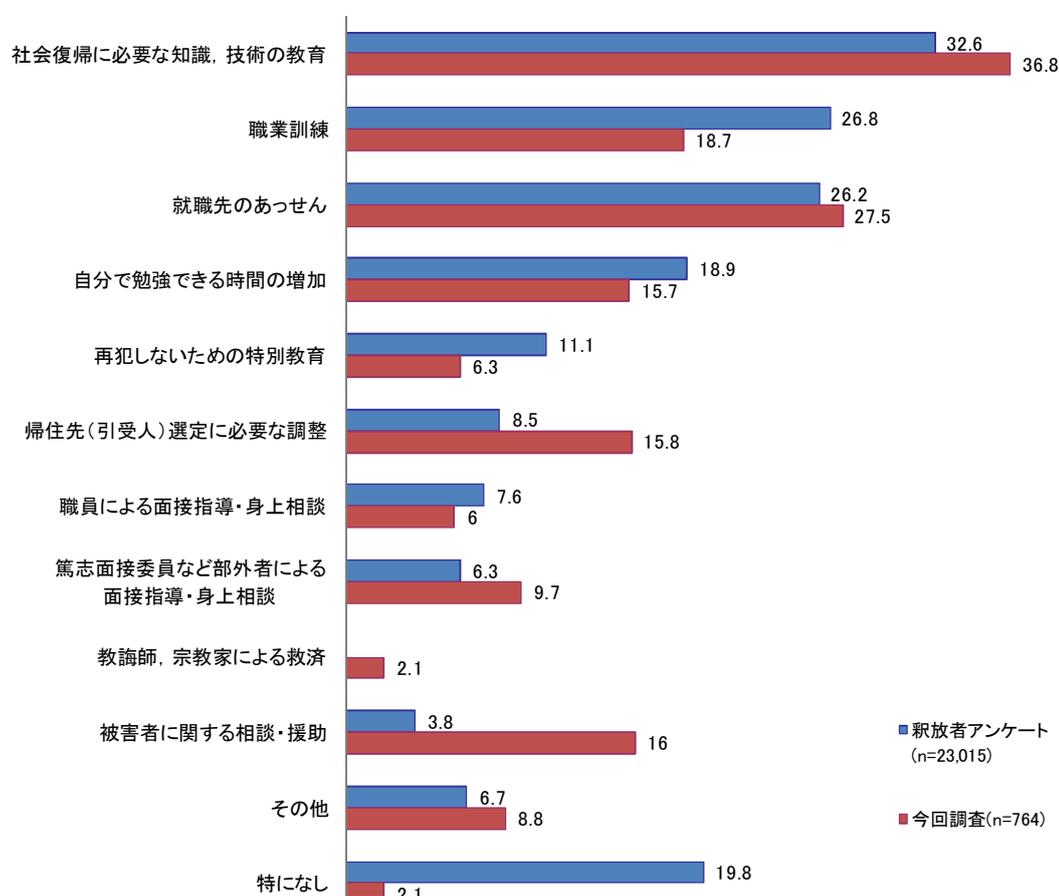
Prochaska and DiClemente (1996) によれば、薬物摂取、犯罪行動、喫煙などの「望ましくないが自分ではやめにくい」行動から脱却するまでの人間行動には、前熟考期、熟考期、

準備期，行動期，維持期の5つの段階があり，それぞれの段階に応じた処遇技法が用いられるべきであるとする。ここで見られるのは，LA 受刑者は少なくとも「何かが必要」という熟考期にあり，そのニーズに合った何らかの処遇を受ける用意ができていると考えるべきであろう。なお，これらの設問に対しては，無期刑の者と有期刑の者に有意な差がなく，その事情にかかわりなく，自らの変化の必要性への認識は強く，その可能性についても疑いを抱いているものが少ないということがわかる。

(7) 刑務所の処遇に対する期待

釈放者アンケートでは，「出所後の生活のために刑務所でしてほしいことはありますか」という問に対しては，「社会復帰に必要な知識，技術の教育」と答えた者が最も多かった。今回調査でも同様の質問をしたところ，その結果は2-2-12図のとおりとなった。

2-2-12図 出所後の生活のために刑務所でほしいこと



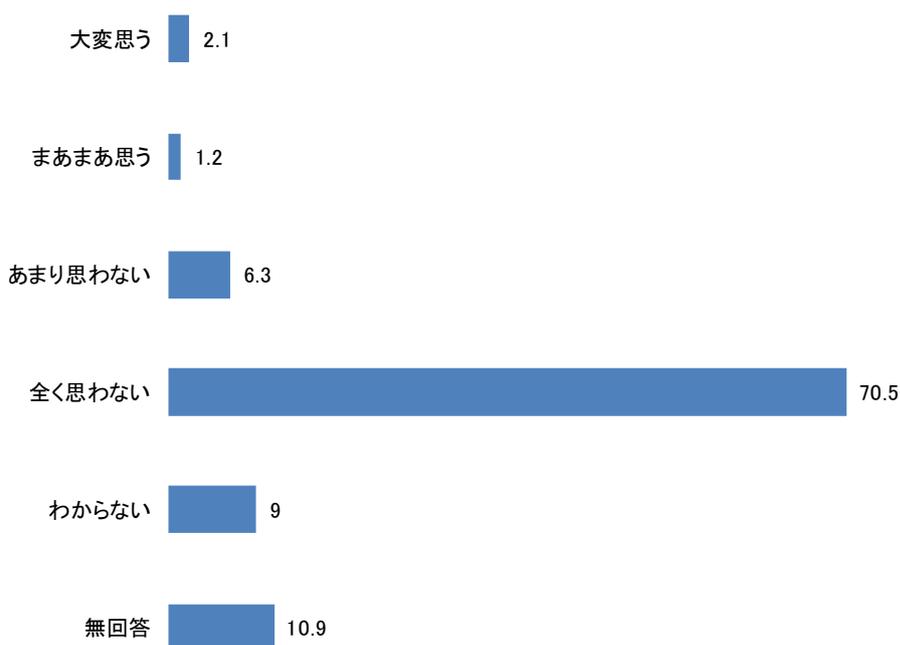
LA 受刑者においても，刑務所に行ってほしい支援として，「社会復帰に必要な知識，技術の教育」，「就職先のあっせん」を挙げる者の割合が高く，釈放者アンケートに回答した出所者とほぼ同様の結果とも見られる。「特になし」とする者の割合が低いことは，既に出所が決まっている者の場合今更刑務所に期待することを表明しても仕方がないと考える者がいると考えられるのに対し，現在まさに受刑している LA 受刑者に関してはそのように考える者が少ないことを示していると思われる。具体的な内容では，LA 受刑者においては一般の出所者に比べて，「職業訓練」が必要と感じる者の割合が低く，「帰住先

選定にかかる相談」とする者の割合が高い。職業訓練については、第1章第2節第3項でみたが、LA 指標出所受刑者の職業訓練実施率は他の処遇指標の者と比較すると高いことを考えれば、やや皮肉な結果である。「帰住先選定にかかる相談」に関しては、仮釈放の申請に当たって引受けの有無が大きな問題となることから理解できる反応である。また、「被害者に対する相談・援助」とするものも多いが、自らの犯罪行為の結果として、被害者に多大な侵害行為をなして長期刑を受刑しているという自覚があるからであろうかと思われる。また、最近では、仮釈放の審査にあたって、被害者意見の聴取が積極的に行われており、被害者への慰謝を行うことによって、自己の仮釈放の可能性が高まると考えられていることもあるのかもしれない。

(8) 再犯の可能性

LA 受刑者に対して、自己の再犯のおそれについて、「刑務所を出所した場合、あなたはもう一度刑務所に入ってくる可能性があると思いますか。」と尋ねたところ、結果は2-2-13 図のとおりであった。

2-2-13 図 もう一度刑務所に入ってくる可能性があると思いますか



n=764

実に 70%を超える者が「全く思わない」と答えており、再犯を起こさないという自信が非常に強いことが伺える。比較した各調査の中には同様の項目がなく、この自身の高さが LA 受刑者に特有の傾向であるかどうかは、結論付けることができない。しかしながら、筆者が複数の刑務所で刑の執行開始時の面接を行った経験から考えると、B 指標の受刑者に比べて、LA 指標受刑者は、「もう懲りたので絶対に大丈夫です。再犯なんかしません。」と主張する者が多く、その強い楽観主義に驚いたことがあるが、その感覚はここに

も表れているようである。しかし、一方で、1-4-1 表でも見たとおり、LA 指標受刑者については、出所後 5 年を経過したのちの刑事施設への再入率は 7.9%と、長期刑ではない A 指標出所者の再入率 (23.8%) に比較して低く、同じ長期刑受刑者である LB 指標出所者の 27.0%が 5 年後に再入していることから考えると、LA 受刑者達の「自信」は妥当なのだったのかもしれない。

前項 (2-2-12 図) でみた、「再犯しないための特別教育」についての希望が低いこともこの自信からくるものと考えれば納得できる。

第 3 項 本研究の限界と展望

今回調査の意識調査の形式及び設問が適切であったかどうかについては、今後、複数の刑事施設での検証が必要であろうし、その結果についても、より詳細な分析が必要であると考えられる。

アンケートそのものの内容が試行的なものであり、設問全てにおいて筆者が意図した心象を測定しているという妥当性が確保できているかについては、やや疑問とする部分もある。本調査に当たっては、任意性を強調し、回答内容が処遇職員に知らされることはなく、自信の処遇には影響を与えないことを強調しているが、罪名、刑期、懲罰回数等の客観的な事実を記載した処遇ファイルと結合するために、施設内での称呼番号を記載させていることから、そのような状況を見た受刑者が、刑務所の在り方や自身の考えについてどれだけ真に迫った回答をしているのかどうか、疑問が出ることも考えられる。また、心象を尋ねる調査にあたって、どれだけ回答者が質問者の意図を押し量って、望ましいと思われる回答をしてしまうのかについては、疑問が残るところである。例えば、自身の変化の必要性を尋ねる質問などは、「そう思う」と回答した者が 70%にも上り、いわゆる「天井効果」を示しているとも考えられる。

今後、同様の調査を実施する際は、一般の心理尺度と同様に、標準化の手続きを経たものを採用するか、あるいは、今回の質問紙について信頼性、妥当性を確保するための標準化の作業を行うべきであろう。

また、今回の調査は LA 指標の受刑者を収容している刑務所 1 か所で行ったものであり、処遇指標の異なる受刑者はまた異なる反応を見せる可能性がある。したがって、今後はこのような観点からも、LA 指標の受刑者に限らず、他の処遇指標の受刑者を収容する刑務所においても同様の調査を行うことが必要である。

さらに、今回の調査は、横断的に実施されたものである。受刑者の在所期間との問題を分析する際も、在所期間が長い者と短い者を比較したのであって、個人の在所期間の経過に従った心象の変化を追跡したものではない。第 3 章でみるとおり、長期刑受刑者の場合、刑事施設内でその心象が変化することも十分に考えられることから、今後は経年的な変化についても調査するべきである。同一受刑者を対象とする縦断的調査は、その実施に非常な困難が伴うが、これは、長期受刑者の場合、特に重要な、刑務所への適応の問題としても考えられるべきである。このような地道な調査を継続することで、LA 受刑者の真の特質が判明することが期待される。

第 3 節 小括

本章では、長期刑受刑者のうち、LA 受刑者の受刑に当たっての意識等について、法総研調査、釈放者アンケート及び LA 受刑者を収容する施設における意識調査に基づき、概観してきた。先述したとおり、これらの調査は調査の対象、手法が異なるため、統計的な比較検証を行えるような種類のものではない。また、意識調査が実際に意図した心象を計測する、という妥当性を担保したものであるかについては疑問が残る。

比較のために利用した法総研調査はその基礎とするデータが、刑事確定記録から抽出したものであることから、受刑者各人が考える問題行動の原因であったり、問題性であったりするものとは異なる可能性がある。例えば、2-2-2 図で示されたとおり、法総研調査では、犯罪の原因として「感情に動かされた（怒りを止められなかった）」とするものが最も代表的な犯罪の原因として挙げられているが、受刑者本人達は、「お金（利益）を得るため」という「合理的」な回答を選んだり、「その他」を選んで自分なりの説明を加えようとしている。Christie（1977）は司法システムを評して、紛争という、本来は当事者同士の様々な個人的、歴史的な関わり合いから生じた多様な問題に対して、法律関係という、専門家の限定的で技術的な解釈に押し込めてしまう作業を行うものであり、当事者から紛争にまつわる意味を奪い、問題に主体的に関わる機会を奪っている、という意味のことを述べている。裁判に関して考えれば、刑事裁判の過程で、犯罪者の側は自らの引き起こした（あるいは自らが関わった）問題行動について、さまざまな動機や関係を述べたいのに、専門家からは、手続の法的適性を担保するために、複雑な内心の問題を捨象して第三者（専門家）が理解可能な形で言い換えられ、そのために必要か否かという観点で関連すべき事実の範囲が決定されるということになる。本調査の結果はまさにこのようなかい離が浮き出てきたものとも考えられる。

また、釈放者アンケートについては、釈放時に行われることから、まさに現在刑務所に収容されている受刑者の印象を反映するものであるか否かについては、にわかに判断することができない。

このような限界がありながらも、本調査では、LA 受刑者が描く刑務所の心象についてはある程度の概要を得ることができたと考える。

すなわち、LA 受刑者は裁判の過程で自らの主張についてはあまり反映されなかったとの疎外感を感じ、受刑期間が長すぎるとの感覚を抱いている一方、刑務所に対しては、自らの改善更生を行う場所として期待しており、自らについてなにがしかの変化をすべきであるとの認識があり、その可能性について自信を持っている。刑務所で行ってほしい支援としては、社会復帰に必要な知識・技術の教育と就職先のあっせんを最も望んでおり、帰住先の選定や被害者に対する相談助言に期待が高い。しかしながら、自らの再犯可能性については非常に楽観的な認識があり、再犯しないための特別教育への期待感も低い。

以上の特質から、LA 受刑者に向けた処遇の方向性を考えてみると、改善更生への期待があつて、動機付けのレベルも比較的高いことから、一般的に、処遇への導入は比較的容易であることが認められる。しかしながら、自らの再犯の可能性については強く否定する傾向があることから、再犯防止の目標を前面に出した処遇にはなじみにくいという点があるだろう。その点、近時、欧米では、特に性犯罪者の処遇に当たって、犯罪リスクの低減や再犯防止の目的を強調しすぎることの限界が議論されている。処遇効果を上げるためには、再犯防止よりも、犯罪者が自らの人生への目標を順法的な形で実現することを手助け

するような、「よりよく生きるためのモデル (Good Lives Model)」として提示することの必要性が主張されているが (Marshall et al., 2005, Ward et al., 2005), LA 受刑者については本章でみられたその特質から, その様な処遇への親和性が特に高いと思われる。

その処遇の内容についても, 社会復帰に当たって必要な知識・技術への要請が高いが, より実践的な社会生活の基礎的な技術の必要性を感じる場所である。筆者がある更生保護施設の職員と話している際に, 仮釈放された元長期受刑者について, 金銭管理の感覚のなさや, 洗濯機一つまともに使えないといったことに至るまで, 様々な社会的スキルの低さを指摘されたことがあるが, これなどは刑務所で, 食事の配膳から買い物, 洗濯に至るまで他人にやってもらい, 職員の指示に従っていれば問題がないとされる他律的な生活を長く続けていることの弊害からきているものと思われる (Flanagan (1981) も他律的な生活の問題点を指摘している。)

実務的な感覚でも, LA 受刑者は職員の指導に従順であると思われるが, 多くの海外の研究でも, 長期受刑者はある程度の期間を経れば, 刑務所生活に適応し, 問題行動を起こしにくいとされ, 一般に信じられているような長期刑受刑に伴う精神的な悪化は生じないとされている (Zamble, 1992)。その一方で, 長期刑を受刑するような犯罪を行うに至るからには, 受刑者は相当の問題性を抱えていると思われるところ, その問題性については, 表面上は, 施設で適応をしているために, 「長く凍結された」ままにいる場合が多いとされ, 処遇の必要性は逆に極めて高いとされている (Bonta and Gendreau, 1990)。この問題意識は, 長期刑受刑者の施設適応の問題として, 大きな研究課題であり, さまざま研究が積み重ねられてきている。これは, わが国の長期刑受刑者にも当てはまるものと考えられるため, 続く第3章において, 長期刑受刑者の主観的健康感と規律違反の状況から, 長期刑受刑者の適応の問題を考察する。

第3章 長期受刑者の施設適応及び主観的健康感

第1節 刑務所における適応

前章では、長期刑受刑者が自らの受刑に至る原因及び裁判過程において自分自身の言い分を理解してもらったか否かという点や、刑務所生活について抱いている心象を明らかにしてきた。そこで示されたのは、犯罪傾向の進んでいない、A系統の長期刑受刑者は自らの刑期について長いと感じながらも、その機会に自分を変える必要を感じ、刑務所生活をそのために必要な機会と認識しているということであった。また、一方で、自分が再度刑事施設で入所することはないと信じている、との結果であった。

ところで、第1章の分析でも明らかになったとおり、長期刑受刑者は、刑期が長いこともさることながら、L指標以外の受刑者に比較して、仮釈放に当たってやや慎重な取り扱いがなされており、仮釈放になったとしても、刑の執行率が高くなっていることから、必然的に、刑務所で滞留し、その割合が増加していくものと考えられる。長期刑受刑者は、人生のかなりの長期間、刑務所での生活を強いられることになるため、L指標以外の受刑者に比べて、より、刑務所拘禁の影響を受けやすいと考えられる。では、拘禁は、受刑者にどのような影響を与えるのであろうか。

この問題については、長く議論がなされてきた。従来、被収容者が劣悪な環境に長期間置かれ、かつ、犯罪性の進んだ同僚受刑者と頻繁に交流することから、刑務所拘禁によって、かえって犯罪性が亢進したり、閉鎖された環境におかれることで独自の文化（刑務所文化）を形成したりする、と言われてきた。それに慣れてしまうことが、いわゆる「刑務所化」であり（Flanagan, 1981）、悪風の感染、無気力感の増大等、を招くものとして捉えられ、被収容者の精神面、認知面に非常に有害な影響（退行：Deterioration）を及ぼすものとして議論されてきた。また、刑務所は拘禁環境であることから、その被拘禁者からさまざまな権利を剥奪することになるが、その中でも、自由、自立、安全、性接触の剥奪が最も原理的な「受刑に伴う痛み（Pain of imprisonment）」である（John Howard Society of Alberta, 1999）。特に長期受刑者については、その人生の非常に長い部分を施設内で過ごすことになることから、この問題は特に著しいと言われてきた。

しかし、本当に長期の収容そのものがどのように受刑者に作用するのかどうかは簡単に結論付けられるものではないとする視点も提供されてきている。多くの受刑者が刑務所入所前に、何らかの刑事司法機関とのかかわりや施設歴を持っており、刑務所の生活を全く新しいものと捉える者は少ない（Porporino, 1990）。受刑者が刑務所環境にどのように適応しているかという問題については、後でみるように、欧米においても、我が国においても議論されてきた問題であるが、欧米においては、実証的な検証が進められてきている。長期受刑者の施設適応については、従来「刑務所化」による悪影響に関する議論が幅を利かせていたが、それらは人間の基本的な環境適応力についての理解が十分でないと批判され、様々な調査の結果、現在では、受刑者に望ましくない心理的な兆候が認められたとしても、それは必ずしも施設収容の直接の結果ではないと考えられる場合もあると言ってよ

いと思われる。

ところで、長期刑受刑者の施設適応について、Deprivation Model と Importation Model の二つの重要な視点がありうる。Deprivation Model では、性生活がないことなど、様々な刑務所生活に伴う「痛み」は、まさに刑務所に入所したことそのものによって惹き起こされたものであると考える。短期刑の受刑者であればそれらの状況に適応しないことを選択できるが、施設での生活が非常に長期化する長期刑受刑者の場合は、何らかの方法でそのような状況に適応すると考えられており、職員に対して従順になったり、逆に外界との接触を嫌って孤立することを選んだりする者もあるとされている。

Importation Model では、刑務所生活への適応は、概ね、当該受刑者が刑務所に入所する前の性格や生活様式の反映であり、いわば刑務所に持ち込まれたものと考えている (Dhami, Ayton and Loewenstein, 2007)。近時の研究ではこの視点に立ったものが主流となりつつある。

そこで、本章では、長期刑受刑者の施設適応の状況が、受刑者の刑の種類別の別や、在所期間並びにその他の要因によってどのように変化するかを見ることを目指す。従来の多くの研究において、刑務所への適応を計測する際に、うつ状態や疾病症状等、いわゆる心理的な不健康さに関する指標を多く利用してきたのに対して、主観的健康感尺度を利用する。前章に引き続き千葉刑務所で行った、長期刑受刑者のアンケートの結果のうち、主観的健康感尺度に着目する。

さらに、従来の刑務所文献で頻繁に取り上げられるに規律違反の反応としての懲罰についても、適応の指標の一つとして考察することとする。

その中でも、適応の考察にあたって、従来は不適応の多さ、あるいは病理的な側面に着目するものがほとんどで、積極的な心理状態の推移について着目するような研究は非常に少ない（あるいは皆無に近い）と言える。本章では、長期受刑者の刑務所での適応を考えるにあたり、従来よく捉えられてきた不適応状態あるいは病理的な状態のみならず、主観的な健康感にも光を当てて考察する。さらに、従来の刑務所研究において、受刑者の適応度のひとつの指標とされてきた、規律違反に対する懲罰についても考察することとする。

第2節 先行研究

従来から、長期刑受刑者の施設適応は課題と考えられてきており、さまざまな研究がおこなわれている。本節では、まず、欧米において実施されてきた長期受刑者の刑務所適応についての先行研究の概要を概観し、次いで、我が国において行われてきた先行研究を概観する。

第1項 欧米における先行研究

(1) 一般的な適応に関する研究

Dudeck, Drenkhahn, Spitzer, Barnow, Kopp, Kuwert, Freyberger, and Dunkel (2011) は、ヨーロッパ各国において、5年以上の刑を受刑している者について調査を行い、それらの者は一般人と比較して自殺未遂などの心理的トラウマを経験している者が多く、これをもって、刑事施設に長期間拘禁されることの弊害が大きいことを主張するが、一般人口と刑務所人口の本質的な差異を無視して比較することに大きな意味があるとは考えられず、この

ような単純な視点の研究は現在あまり支配的ではないと思われる。

Flanagan (1981) は、前述の拘禁の4つの「痛み」について、検証を行い、アメリカ北東部の州の5つの重警備刑務所に5年以上受刑している者125人を無作為に抽出し、その後の移送、釈放などの結果74人が対象となり、その中から59人から聞き取り調査を行った。その結果によれば、結局、いわゆる拘禁の痛み、というものは長期刑の者であれ短期刑の者であれ、その内容は大きく変わらないが、長期刑の場合、その状況に長期間さらされることこそが、その本質であるとしている。その結果として、長期刑受刑者の適応プロセスのモデルを提示しており、それによると、刑務所環境での経験、成熟及び加齢の双方の影響、他の長期刑受刑者との関係（職員にも言及している）が関係して、長期刑受刑者に特有な認識の獲得に至る、と考えた。そして、この認識の獲得が行動・態度に影響を与えることになると考えた。

MacKenzie and Goodstein (1985) は、アメリカの3か所の連邦刑務所に収容されている1,270人の受刑者に対して、年齢、人種、職業及び学歴、前歴、前科、現在の受刑の原因となる罪名（カテゴリー分けされた）を元に、心配、抑うつ、精神神経症状（神経症状、頭痛、胃痛など）及び自己肯定感を尋ねる質問紙調査を行い、そこで、在所期間の差や、受刑刑期による適応の差を調査した。さらに、長期刑受刑者のうち、いわゆる、犯罪歴がなく比較的好社会的生活を送ってきた「古典的終身刑受刑者」と犯罪歴が多く、不安定かつ反社会的な生活を送ってきた「常習犯罪者」のグループ間の差を検証した。比較の結果、長期刑で在所期間が短い者はその他の長期刑の者に比較して、不安、抑うつ、他の受刑者への不安得点が高く、自己肯定感が低いことを発見した。古典的終身刑受刑者と常習犯罪者は人種、薬物、逮捕歴等で分類されたが、心配、抑うつ、精神神経症状では他者への恐怖、刑務所化といった要素では違いが見いだせなかったとし、結果的に、調査の範囲では、刑期に伴う悪影響の増大は認められなかったとした。しかしながら、長期刑収容者の収容初期にあたっては、後期の者に比べて、ストレスを感じる人が多いとの結果であった。また、長期受刑で収容初期の者は、非長期刑の者に比べて抑うつが強く、精神神経症状を呈しているとの結果であった。これを、長期刑ではない受刑者は、釈放の予測が立っているから、抑うつを感じないで済んでいるのか、あるいは、非長期刑の者は、長期刑の者に比べて、従前から刑事司法とのコンタクトが多いことから、刑務所生活に慣れているためであろうとしている。

この結果から、MacKenzie and Goodstein (1985) は、他の先行研究と同様に、長期刑を受刑したことそのものは、一般に言われている悪影響をもたらすものであるとの証拠は得られなかったとし、かえって、受刑を長期に続けることで適応を進化させる効果もあるとしている。その代わりに、長期刑を受刑することとなった受刑者について、その収容の初期には多くのストレスを経験していることが問題であるとしている。

Porporino (1990) は、カナダ連邦刑務所の643人の受刑者について、個人面接、施設内記録、職員の格付け、態度、心理的機能、刑務所感等の自己申告等に基づいて調査しており、そのサブサンプルとして、終身刑受刑者を取り出して、刑期の時期を、入所から6ヶ月から4年、4年から8年、8年以上に三分割して分析した。そのなかで、長期刑受刑者は、長期の収容に対して、特徴的な反応をするものであり、長期収容は、受刑者の家族、友人関係にダメージをもたらすことがわかっており、刑務所環境によっては極端なひきこ

もりや暴力などの傾向を示す。長期刑受刑者は、刑期の過ごし方について、特定の視点やアプローチを見せ、それは彼らの行動に現れ、それはその人間の拘禁前の生活や個人差に関係しているとする。若年で有罪歴の多いものほど向犯罪的であり、刑期を経過した者ほど犯罪傾向が減少している。さらに、犯罪傾向の進んだ終身刑受刑者について、その刑期経過期間にしたがって自己申告尺度を比較すると、刑期の初期には、「怒っている」「緊張している」という反応を示すものが多かったが、中間期に至ると「作業に行くのが億劫になる」や「職員とうまく行かなくなる」などの反応が大きい割合を示すようになり、刑期終盤になると「退屈」「抑うつ」などの無関心さの増大が目立つようになってくるとしている。

Zamble (1992) はカナダの連邦刑務所の 25 人の長期受刑者について、5 年間の間隔において、施設での時間の使い方、活動状況、経験している問題、釈放への期待等に関する構造化された質問と、他の心理検査（ベック抑うつ目録、ベックの絶望尺度、不安尺度、カッパースミス自尊心尺度、自己コントロール感尺度等）を行った。

長期刑受刑者は、行動上は、時間の経過とともに徐々に刑務所における作業等の日常生活を淡々とこなすようになっていくことが認められ、さらに、刑務所における問題を避けるためか、社会的な接触から身を引くような傾向が認められるとしている。外部とのコンタクトについては変化が認められず、長期刑受刑そのものが外部とのつながりの喪失につながるものではないとしている¹³。心理面では、受刑が進むごとに抑うつ及び不安に関する得点が、次第に下がっていることが認められた。しかし、同時に罪障感得点も低下している。怒りと孤独感に関する指標については、有意な差は認められなかった。また、認知の面では、目立った変化はなく、刑務所生活の評価も良くなっておらず、問題と感ずるものも少なくなっていない。刑務所生活でのポジティブな面を説明することはできるようになっているが、それは、自身がより低い拘禁度の施設に移動したからである。時間と共に、刑事司法機関に対する態度は向社会的になっている一方で、犯罪的他者との同一化尺度には変化がない。施設内での規律違反の数は、（受刑期間をそれぞれの長さの中で 5 期間に分割した後）、受刑期間の終期のほうが初期よりも低くなっている。医療については、規律違反と同様に受刑期間を分割し、かつ、新規の受診要請の数を比較すると、受刑期間が進むにつれて、有意ではないものの、新規受診数は減少傾向にある。また、ストレス性の訴え（不眠、頭痛、緊張）などは低下傾向といえ、それらによる投薬は確実に減少している。精神薬の投薬も減少しているとしている。

Zamble (1992) は、全体として、得られた研究結果は、他の最近の研究と同様であったとし、受刑期間が進むとともに、不快感は減少する一方、行動パターンのバリエーションが少なくなる。受刑者は受刑の初期には様々なストレスを経験するが刑務所環境の静かさに適応して徐々に回復を見せる。一方で、刑務所環境は多くの行動のオプションを許諾するわけではないので、活動を「凍結」する傾向があるとしている。特に顕著だったのは、不適応を起こす個人はいたとしても、全体的な、いわゆる悪化の兆候が全く見られなかったことであるとしている。

Dhami, Ayton and Loewenstein (2007) は、米国の連邦刑務所において、712 人の受刑者

¹³ Zamble (1992) によれば、近親者が長期刑を受刑している者との接触を維持するために刑務所近くに引っ越してくるようなこともある、というようなエピソードも紹介しており、やや特殊な例なのかもしれない。

の行動学的、社会的、心理学的及び感情的適応の状況について、 Importation Model と Deprivation Model の双方の要因がどのように影響しているかについての調査を行ったが、その際、受刑者の在所期間を Deprivation Model の代表的な要因として、刑務所入所前の生活の質を Importation Model の要因とし、刑務所での各種活動への参加状況、面会等の外部交通、家族や外の世界をどのくらい思い出すか、幸福感や絶望感及び規律違反の状況を刑務所適応の指標として用いた。共分散分析により、結論としては、 Importation Model の要因も Deprivation Model の要因についても、刑務所の適応と相関があり、双方の視点が必要であると結論付けた。

(2) 規律違反を対象とした研究

今まで見てきた適応に関する研究の多くにおいても、規律違反を一つの適応要因として取り扱っているが、ここでは、規律違反に特化した研究を紹介する。

Gover, Perez and Jennings (2008) は、アメリカの8カ所の州立刑務所において247人の受刑者(男76%、女24%)に調査を行い、Importation Model と Deprivation Model の双方を代表する要因を用いて、それぞれが施設の規律違反に影響する度合いを調査したが、規律違反については0回の者が極めて多く、生起することが極めてまれな計数事案であることから、正規分布を仮定する一般の分析手法ではなく、ゼロ過剰ポアソン回帰分析(Zero Inflated Poisson Regression)を用いた。男子受刑者の場合、Importation Model を代表する要因中、施設歴が懲罰のリスク比を2.5倍にするものであり、非暴力犯罪は薬物犯罪に比較してリスクを56%程度減少させていた。また、自己統制の悪さはリスク比を1.5倍程度にするとされた。

さらにDeprivation Model を代表する要因中にも規律違反を促進するものがあり、施設の警備レベルが低レベルの者に比較して中警備及び重警備の者である場合、規律違反のリスク比を3.8ないし3.9倍程度に増加させる。また、在所期間が長期化すると、また、規律違反のリスク比が上昇し、刑務所での作業に就いている者は、そうでない者に比較して、規律違反のリスク比を56%減少させる、という結果であった。

女子受刑者の場合でも Importation Model の因子も、Deprivation Model の因子も有意であった。Importation Model の要因では、男子と異なり、女子受刑者の場合、施設収容歴があることは規律違反のリスク比を低下させるものであった。そのほかに、年齢が上がることでリスク比を減少させるものであった。Deprivation Model の要因では、在所期間が長くなると規律違反のリスク比を上昇させるのは男子と同様だったが、予想に反して、職員が公正だと認識していることは規律違反のリスク比を上昇させていた。

Sorensen and Wrinkle (1996) は、ミシシッピ州刑務所の死刑確定者(93人)、仮釈放なしの終身刑受刑者(323人)及び仮釈放あり終身刑受刑者(232人)の記録からそれぞれの年間の規律違反率、規律違反の内容を調査し、最小二乗法による規律違反率の予測を行ったが、死刑確定者及び仮釈放なしの終身刑受刑者は仮釈放のある終身刑受刑者に比較して、規律違反率が高いとは言えず、前者が後者よりも重大な規律違反を犯すとも結論付けられなかった。

Cunningham and Sorensen (2006) は、フロリダ州刑務所の重警備施設の収容者9,044人に対し、粗暴な規律違反について調査し、仮釈放なしの終身刑に服している1,897人とそ

の他の刑期 10 年以上の長期刑受刑者 7,147 人を Cox 回帰分析により比較したところ、仮釈放なしの終身刑に服している受刑者の規律違反は非常に少なく、その危険性は刑期 20 年未満の者と刑期 30 年以上の者と変わらない、という結果を得た（刑期 20 年以上 30 年未満の者の危険率は若干高かった）。

第 2 項 日本における先行研究

我が国においても長期刑受刑者の施設内適応に関しては、さまざまな研究がなされてきている。

(1) 一般的な適応に関する研究

長期刑受刑者の心理状態に関する古典的な研究として、小木（1974）があげられる。小木は無期刑受刑者と死刑確定者を対比して、それらの精神状態に関する報告を行っているが、無期刑受刑者は死刑確定者に比べて感覚麻痺（人間的な自由さを失い、感情の起伏は狭く、全てに対して無感動となる状態）及び退行（施設職員に対して子供っぽく従順になる状態）の 2 点において特徴的であるとしている。

菊田（2001）は、死刑に代替する仮釈放のない無期懲役刑に関する論考において、アメリカと日本の長期刑受刑者の状況を論じつつ、「むろん長期受刑者は、仮釈放の有無を問わず人生の大事な時期の大半を刑務所内で過ごすことになる。多くの者が「刑務所内ノイローゼ」になる危険性があり、積極性を失くし、外界への関心を失う（p17）。」としており、長期拘禁の弊害を主張する。

森岡（1959）は、大阪刑務所における刑期 12 年以上で受刑期間 6 年以上の受刑者 21 人について、受刑期間と規律違反の回数の関係を調査し、その結果、規律違反の回数が入所直後と釈放前に増加する傾向があるとした。また、この傾向と受刑者の手記の調査とを総合して、受刑期間を 3 つの期間に区別して期間毎の特徴を示している。それによれば、第一期は受刑から 1 年から 2 年の期間であり、受刑者は「なんらの手がかりも見いだせぬ、暗黒、底抜けの世界に放りだされ、児童期の駄々をこねるような、子供っぽい反抗期」にあるという。第二期は、受刑後 4 ないし 6 年の期間であり、この時期には青年期の自己主張のように、理知的で計画的な反抗に至り、観念の世界に逃避する、とする。第三期は 6 年から仮釈放までの期間であり、「自我の否定と逃避、生の希薄化の上に成立する諦めの中に自我を抱き、温めている期間」だとする。

橋本（1969、進藤他（1995）で引用）らは、全国 8 つの長期刑受刑者を収容する施設での心理検査の結果に基づき、受刑経過と人格の変容について述べている。それによると、無期刑受刑者の服役期間の経過に伴う変容は「不安定—安定—やや不安定」といった経過をたどり、入所後 6-7 年を安定期と呼ぶことができるとしている。ただし、ここでの安定とは、新に適応的、というのではなく、表面的な問題の減少というにとどまり、欧米の研究で言われているような、順応や退行あるは感覚の鈍麻として説明できるかどうかはわからない、としている。

有期刑と無期刑を対比した、川波（1965、進藤他（1995）で引用）の研究によると、長期刑も無期刑いずれの受刑者についても、入所 2 年以内の懲罰が多く、5 年以上を経過すると所内生活にも順応するという。有期刑のものとの比較で言うと、件数では大きな違いがないものの、事犯の内容が異なり、集団での反則も少ない。

清水・中田（1999）及び中田・清水（2000）の研究によれば，無期刑受刑者は，内面的には生きることを目的が見いだせずにながら，表面的・意識的水準では「生きがい」を感じているとすること，また，興味・関心の幅を狭め，ひとりよがりな思い込みをつよめていることで，刑務所生活に順応しているとしている。

保木・松村・増田・浅野・田島（2002）は，無期懲役受刑者の属性等を含めた実態やその意識を明らかにすることを目的とし，全国の行刑施設に収容されていた無期懲役受刑者 913 人に関して，施設職員がその評定を記載する「職員調査票」と受刑者自身が家庭状況や裁判の状況といった刑務所収容前の状況，現在の体調，所内生活の悩み等所内生活全般についての質問，心理的支え尺度と充実感尺度等の心理尺度に回答する「受刑者用調査票」の 2 種類からなる事項について調査し，長期間にわたる受刑生活での受刑者の意識の変容過程について考察を行った。保木他は，自らの研究が縦断的研究ではないことを明確に指摘しつつ，受刑期間を 5 年毎に区切って変化を見ているが，その結果，無期受刑者の意識の変化として，大まかに言えば，在所期間の長期化に伴い所内生活を肯定的に捉える傾向があると言えるとしている。所内生活での心配事については，「お金がないこと」という現実的な（逆に現実的とは言えないようにも思えるが）心配事を上げるものが最も多かったが，「他の受刑者との関係が悪いこと」を上げるものが次に多かった。在所期間との関係を見ると，所内生活 6 年ないし 10 年の段階でこの問題を上げるものの割合が高くなる（この期間は，以前の研究では，「安定期」であるとされるところであり，異なっている。）規律違反の状況を見ると，5 年で 0.65 回，10 年までに 1.69 回，15 年までに 2.7 回と 5 年毎に平均懲罰数が約 1 回増加しているとの結果が出ているが，次の 20 年まででは，3.11 回（差が 0.5 回の伸びにとどまっている）とやや伸びが鈍っている。そこから，在所期間が長くなると所内生活への肯定感が増加していることに原因があるのではないかとしている。

保木他（2002）では，無期懲役受刑者の 60% は刑務所初入の者であり，受刑期間を 5 年ごとに区切ると「21 年以上」群の割合が 24.6% と最も高かった。また，身元引受状況についてみると，「受入可」の割合は男子が 60% 弱，女子では 70% 強と受刑者一般を基準にして比較するとやや高かった。暴力団等関係者が少なく，初めて刑務所に入所している者が多いこと等から，犯罪行為を繰り返して，家族との関係を悪化させている者は少ないと予想され，そのことが身元引受状況の良さにつながっていると推察された。とはいえ，男女とも配偶者のいない受刑者が半数以上おり，その場合の引受人は親などの親族になるのであろうが，長期にわたる受刑期間中に親と死別する可能性も少なくはなく，一概に無期懲役受刑者の引受状況は良好であるとはいえないことも確認された。さらに，無期懲役受刑者の意識調査からは，受刑者の変容過程として，入所後しばらくは所内生活に対する不満やいらだちが強いが，在所期間が 10 年程になったころから表面的には安定期といえるような時期を迎え，その後はそのまま安定期が継続する場合と，やや不安定な時期を迎える者の二群に分かれる可能性があること，ただし，過去の研究（森岡 1959；橋本 1969）と比較すると，安定期までの期間が長期化している，としている。これらの研究を総合すると，無期刑受刑者や長期刑受刑者に関する先行研究では，受刑期間の経過に伴う精神面での変化（不安定－安定，または，不安定－安定－やや不安定）を指摘したものが多く一方，その解釈，ことに安定期の解釈については様々な見解があると言える。

進藤・来山・遠藤・吉田・児玉（1995）は、千葉及び岡山刑務所に収容されている LA 級受刑者（109 人）並びに岐阜、熊本、宮城刑務所に収容されている LB 級受刑者（102 人）について、職業、入所度数、罪名といった受刑者の特質に関する事項及び懲罰事犯、面会回数、不服申し立て及び作業の勤勉さ、作業の実績、操行の良否、責任観念の評定を内容とする成績等に関し、受刑者の経年変化の状況を施設職員に評定を依頼し、その対象となった受刑者に対して処遇経過に関する自己評定、仮釈放に対する希望等について尋ねるアンケート調査を行った。

その結果、LA 級受刑者では懲罰の平均回数が少ない上、懲罰を二回以上繰り返す者が少なく、刑務所での成績評定においても、時間の経過とともに改善が認められる。LB 級受刑者の場合、懲罰事犯の平均回数が多いものの、時間の経過とともに回数が減少することが認められた。しかし、刑務所内での成績評定は全般に悪く、LB 級受刑者が処遇困難であることが認められるものの、LB 級受刑者であっても、規律違反行為の結果、二回以上懲罰を受ける者の割合は時間の経過とともに減少または横ばいになることが判明したことから、所内生活への適応状況は徐々に改善されると認められ、在所期間の長期化に伴い、不適応行動は減少するとした。

福田・来山・遠藤・吉田・児玉・市川・進藤（1996）は、前述の進藤他（1995）と同様のデータにおいて、長期刑受刑者の性格傾向による適応のパターンを調査し、爆発傾向の強い者は、懲罰事犯の回数が多く、成績評価が不良で不適応行動が多いなど、パーソナリティ傾向によって、施設内適応の結果が異なるとの仮説を検証したとしたが、在所期間が長くなると性格が平板になるなどの効果は認められなかった。有期刑受刑者では、刑期の短い者ほど対人トラブルが多く、処遇効果が上がらない一方、在所期間が長くなるにつれて、意思欠如傾向が強まり、自発性が失われることも検証されたとしている。

最近では、谷本・石丸・沼田・鍋島（2013）が受刑者の時間的展望とストレス耐性に着目して無期懲役受刑者の適応についての研究を行い、無期刑の者のうち 5 年間規律違反をせずに経過した者を「適応群」とし、同時期に規律違反で懲罰を 10 回以上受けた者の間の差異を調査したが、主たる罪名、学歴、身体疾患の有無、拘禁形態などは有意な要因として検出されず、希望、気晴らし、肯定的な解釈が有効な因子として特定されたとしている。

（2）規律違反に関する研究

前述した小木（1974）の研究などは、刑事施設の中の規律違反（「反則事犯」と言っている。）に着目し、その形態から自らの論考を「反則学的な研究」と言っているほどであり、規律違反を施設適応の重要な指標として用いている。また、森岡（1959）の研究も規律違反の有無を論考の指標としている。確かに、施設において規律違反行為を犯し、懲罰になっている者は施設生活に不適応を起こしていると言えるかもしれない。

しかしながら、第 1 章でも見たように、多くの受刑者は施設生活中に、まったく懲罰事犯を犯さないか、一度か二度くらいしか懲罰事犯を起こさない。これから考えても、懲罰の視点にのみ立脚して受刑者の適応を考えることが適切であるのか否かについてはやや疑問がある。

また、従来の規律違反を対象とする研究には方法論的な問題がある。1-2-8 図をみると、

長期受刑者であったとしても、LB 指標の者が他の者に比較してやや多く特徴的な分布を示しているが、それを除けば、分布の形はほぼ同様であり、左（0回や1回）が高く、右に永く尾を引くような形状をしている。このようにきわめて偏った生起の仕方しかしない事象に関して、正規分布を前提とするような平均値の比較を行うことは適当ではない。そのため、前項でみたとおり、欧米の研究では、ポアソン回帰分析等の一般化線形回帰分析が行われているが、我が国の多くの研究では、いまだに平均回数を指標としており、あまり適当とは言えない。その点、遊間及び山本（2013）は、女子施設の反則行為に対する収容環境の影響を調査する過程で階層的ポアソン回帰モデルを利用しており、より望ましい手法と言える。

第3節 長期刑受刑者の適応に関する実証研究

前節で見たとおり、長期刑受刑者の規律違反を含む、刑務所生活への適応に関する研究には、比較的盛んに行われてきており、長期刑受刑者に見られる心理的な問題は刑事施設に収容されたことによる直接的な影響であるとする見解（Deprivation Model）と、刑事施設に収容されることによる直接的な心理的な影響は非常に少ないか、もし受刑者にそのような問題が見られたとしても、刑事施設への拘禁により直接に発現するものではなく、極めて限られた者に見られるか、あるいは、もともと心理的な負因を抱えた者が刑事施設に入所するためにたまたま多くみられるものであるとの見解（Imporation Model）が主張され、それにそれぞれの見解に立った研究がなされている。

それらの研究は、多くの場合、懲罰、抑うつ度や精神病的な症状の有無など、与えられた状況への不適応を計測することによってなされる場合が多かった（例外的に保木他（2002, 2004）の研究がある。）。

ところで、田中・戸川・津田（2011）は、この状況に呼応するかのように、従来の心理学、特に臨床心理学の分野では、精神的な健康は、医学の疾病モデルに従い、広義の精神障害が「ない」こととされ、適応障害や神経症、うつ病、精神病の病状を呈していなければ精神的に健康であると判断されており、種々の質問票でも精神の病理性を検出することを目的に作成されたものが多いという。例えば、Cornell Medical Index-Health Questionnaire（CMI）、うつ病評価の Beck Depression Inventory（BDI）、個人の不安について状態と特性から判断しようとする State-Trait Anxiety Inventory（STAI）などがそれにあたるが、これら主要な質問紙のほとんどが、抑うつや不安などの精神自覚症状と身体的自覚症状があるものを不健康と捉え、その不存在を健康状態として測定している、と述べている。しかしながら、現在は、うつや不安と言った、精神的にネガティブな側面に傾倒しがちであったそれまでの心理学を反省した、近年のポジティブ心理学の台頭もあって、人間性のより肯定的な側面への研究が発展しつつあるとする。

犯罪者処遇の研究においても、これらの犯罪者の負因にのみ言及し、その除去のみを目的とすることは動機づけの面からも好ましくなく、犯罪者の保護的要因や肯定的な側面を強調して、彼らに人生の順法的な目標を発見させていこうとする Good Lives Model（Ward, Mann, and Gannon, 2007）や犯罪者の長所を基盤とするアプローチ（津富, 2009）が最近主張されている。その中で自らのウェルビーイング（主観的健康感、自己支配感）を尺度とし、目的とする視点も重要だとされている（Ferguson, Conway, Endersby and MacLeod,

2009)。

したがって、病理的な問題得点だけではなく、肯定的な側面を含む主観的健康感を測定することも、長期刑受刑者の心理状態を探り、それを適応の一つの指標であると考えられることも可能であると考えられる。

また、先行研究では、刑事施設における適応の指標として、施設内での規律違反に対する行政罰としての懲罰に言及するものも多かった。第1章でも見たとおり、出所受刑者の処遇指標によって懲罰回数の分布が異なり、LA指標の受刑者であっても、A指標の者に比較して、懲罰となった経験を持つ者が多く、問題性を表しているようにも思える。しかしながら、我が国の研究では、正規分布していない懲罰回数を平均値で比較するなどの方法論的な問題点を抱えている。そこで、これらの問題点を回避しつつ、新たな分析をおこなう必要がある。

本節の分析においては、第2章と同様、千葉刑務所において行った自記式による、被収容者アンケートの実施結果に加えて、アンケート対象者の刑期の別（有期懲役、無期懲役）、在所期間（月数に換算）、年齢、懲罰の回数等の情報が入手できているため、これらを用い、第1研究においては、主観的健康感を計測する尺度を用いて、無期刑の者と有期刑の者の被収容者の適応状況を把握することを試みる。刑務所の収容体験が悪影響を及ぼすのであれば、収容期間が長い者ほど主観的健康感尺度の得点が低下することが予測される。第2研究では、LA指標施設における懲罰の分布から、長期刑受刑者の受刑者の懲罰に影響を与える要因について、その特徴を見ることにする。

第1項 対象者及び方法

対象者は、第2章に述べたものと同様、千葉刑務所に収容されている長期刑受刑者である。

ある尺度で測定され、得点化された心理的状态が、在所期間が長くなるとともに悪化するるのであれば、その得点の分布は在所期間が長い者について、得点が低くなっていることが予定される。また、森岡（1959）をはじめとする我が国の研究者や保木他（2002）が議論するように、受刑の初期段階で適応状態が悪く、中間期にやや改善し、その後低下するとするならば、心理状態の得点の分布はそれに従ったある程度の曲線のパターンが見られるはずである。

なお、森岡（1959）の先駆的な論考を始めとして、多くの適応を対象とする研究においては、心理的指標などその研究ごとに採用した指標の変化について、刑期を三分割するなどして、入所から何年目の前期、それ以降何年までの中期、釈放前の後期などと、一定の単位に分割して論じている。これは、海外の研究でも同様である。しかしながら、そのような方法は、複雑な事象を単純化して提示する効果はあるものの、いくつかの問題を抱えている。第一に、出所した者について回顧的に考えない限り、対象となった在所期間がその者の全体の刑期のどの部分（入所直後なのか、中間期か、釈放前期なのか）に当たるかが不明な点である。第二に、刑期を分割することで、全体の情報量が減少し、その境界に近いものの評価があいまいになる点である。例えば、在所期間が10年に一日満たない者と10年を一日経過した者は、まったく違うカテゴリーになってしまうことになり、不都合があるのではないだろうか。統計的分析にあたっては、そのような情報の喪失をで

きる限り少なくすることが望ましいとされる（久保，2012）ため，本稿の分析では，連続変数として入力される項目を出来る限り分割しないで取り扱うことのできる手法（共分散分析等）を用いることとした。

第2項 WHO-SUBIとは

本研究では，長期刑受刑者の心理的適応を測定する尺度として，世界保健機関で開発された，対象者の主観的健康感を測定する尺度である WHO-SUBI（WHO Subjective Well-being Inventory（Sell and Nagpal, 1992, 日本語化は藤南・園田・大野, 1995），以下 WHO-SUBI という。）を用いる¹⁴。

WHO-SUBI は，40 問で構成される自記式の質問紙であり，質問¹⁵に対して「非常にそう思う」「ある程度はそう思う」「あまりそうはおもわない」の3件法で回答し，「こころの健康度」と「こころの疲労度」の得点を計算することができる。それと同時に，WHO-SUBI は以下のような下位尺度も包含している。それらは，「一般的幸福感-肯定的感情（本稿では下位尺度の略号として「SUBI01」とすることも有る。以下の下位尺度についても同じ。）」，「期待と達成の一致（SUBI02）」，「対処行動に関する自信（SUBI03）」，「超越（SUBI04）」，「家族による支援（SUBI05）」，「社会的支援（SUBI06）」，「子供や配偶者との関わり（SUBI07）」，「不十分な心的支配（SUBI08）」，「不健康の認知（SUBI09）」，「社会的な関わりの欠如（SUBI10）」及び「一般的幸福感-否定的感情（SUBI11）」である。3-3-1 表にそれぞれの下位尺度と各質問番号との対応関係を示す。

3-3-1表 SUBIオリジナル尺度の下位項目因子

因子	質問項目番号
1 一般的幸福感－肯定的感情 (General well-being - positive affect)	1, 5, 6
2 期待と達成の一致 (Expectation - achievement congruence)	2, 3, 4
3 対処行動に関する自信 (Confidence in coping)	7, 8, 9
4 超越 (Transcendence)	10, 11, 12
5 家族による支援 (Family Group Support)	21, 22, 23
6 社会的支援 (Social Support)	13, 15, 18
7 子供や配偶者との関わり (Primary group concern)	14, 27, 29
8 不十分な心的支配 (Inadequate mental mastery)	16, 17, 18, 19, 20, 30, 31
9 不健康の認知 (Perceived ill - health)	34, 35, 36, 37, 38, 39
10 社会的関わりの欠如 (Deficiency in social contacts)	32, 33, 40
11 一般的幸福感－否定的感情 (General well-being - negative affect)	24, 25, 26

注：藤南・園田・大野（1995）Table5 から転載。

WHO-SUBI は，我が国において，精神科職員の疲労度等の分析他の主観的健康感尺度の作成の検証尺度（伊藤・相良・池田・川浦，2003），看護・介護職の心の疲労度の測定（吉武及び友田，2006），保育士のメンタルヘルス（上村，2012），高齢者の健康感アセスメント（村田・津田・稲谷，2004），がん患者への心理サポート（中村・河瀬，2007）大学生の精神的健康等の測定（森本・友田・青沼・佐々木・三浦・馬岡，2006）等に利用されてきたが，今日まで犯罪者処遇の場面で使われたことはない。

14 当該調査における WHO-SUBI の利用に関しては，千葉刑務所と共同研究協定を締結した千葉大学社会精神保健教育研究センターの示唆に基づく。ただし，回答の分析は筆者本人が行った。

15 具体的な質問内容については，後記 3-2-1 表を参照。

WHO-SUBI は、単体の心理尺度としては 40 問と長く、やや使い勝手に問題がある考えられるものの（田中・外川・津田，2011），こころの健康度と疲労度の双方を測定する想定となっていること，各尺度の比較的直感的な判断ができることが特徴であるため，実務場面において受刑者の心理的適応の良し悪しを測定するためには適切であると考えられる。

第3項 研究1の結果

（1） 尺度の因子構造

心理尺度がその想定通りに機能するためには，その回答パターンが先行研究と同様であり，ほぼ同様の因子構造が認められることを確認する必要がある。

3-3-2 表は，WHO-SUBI の各質問及びそれに対する今回の有効回答とその割合を示したものである。

これによると，問 14，27，29 については約半数の者が回答していなかった。これらは子供と家族のサポートに関する質問項目であることから，多くの長期刑受刑者，特に無期懲役受刑者にとっては，すでに相当長期間の受刑により，配偶者や子どもといった，家族とすでに疎遠となってしまっているために起きたことと想像される。しかし，無回答の数が多いことは，因子分析の支障となることから，これらを除いて分析を行った¹⁶。したがって，これらの質問から導かれる「子供や配偶者との関わり（SUBI07）」は検出されないことが予想される¹⁷。

16 統計解析は R 統計ソフト（R Development Core Team,2013）で行い，因子分析にあたっては，R 統計ソフトの psych パッケージ（Revelle,2015）を利用し，後述する負の二項分布の利用に当たっては MASS パッケージ（Venables, 2002）を利用した。

17 この SUBI の日本語訳を作成した藤南他（1995）のサンプルも大学生及を含んでいたためか SUBI07 「子供や配偶者との関わり」については検出されなかった。

3-3-2表 SUBI日本語版への回答率

SUBI日本語版質問項目	有効数	無回答	回答率
Q01 あなたは人生が面白いと思いますか	706	71	90.9%
Q02 期待通りの生活水準や社会的地位を手に入れたと思いますか	700	77	90.1%
Q03 これまでどの程度成功したり出世したりしたと感じていますか	700	77	90.1%
Q04 自分がやろうとしたことは普通やり遂げていますか	701	76	90.2%
Q05 過去と比較して、現在の生活は幸せですか	703	74	90.5%
Q06 全体的に見て、ここ数年自分がしてきたことについて、あなたはどの程度幸せに感じていますか	704	73	90.6%
Q07 物事が思ったように進まない場合でも、あなたはその状況に適切に対処できると感じていますか	704	73	90.6%
Q08 危機的な状況(生活の中でひどく困ったことが起きるなど)に出会ったとき、自分が勇気を持ってそれに立ち向かって解決していけるという自信がありますか	703	74	90.5%
Q09 今の調子でやっていけば、これから起きてくることにも対応できると感じていますか	705	72	90.7%
Q10 自分がまわりと一体化していて、その一部になって動いているという所属感がありますか	704	73	90.6%
Q11 非常に強い幸福感を感じる瞬間がありますか	703	74	90.5%
Q12 自分が人類という大きな家族の一員だということに喜びを感ずることがありますか	702	75	90.3%
Q13 非常事態(例えば、火事や盗難にあつて持っているものをなくしてしまう、など)が起きたときに、親戚や友達が助けてくれると思ひますか	703	74	90.5%
Q14 自分と自分の子供との関係についてどのように感じていますか	406	371	52.3%
Q15 自分が重い病気にかかったり事故にあつたりしたときに、にあつたりしたときに、親戚や友人が世話をしてくれると思ひますか	700	77	90.1%
Q16 物事が期待通りにならないときには、すぐに動揺してしまひますか	703	74	90.5%
Q17 理由もなく悲しい気持ちになることがありますか	705	72	90.7%
Q18 敏感でイライラしやすいですか	705	72	90.7%
Q19 強い不安や緊張を感じて悩むことがありますか	706	71	90.9%
Q20 ささいなことでもかんじゃくを起こすことがあるのが自分の問題だと思ひますか	698	79	89.8%
Q21 自分の問題を解決するのに、家族が助けになると思ひますか	695	82	89.4%
Q22 あなたの家族は一体感が強いと思ひますか	693	84	89.2%
Q23 自分が重い病気にかかったとしたら、家族はよく世話をしてくれると思ひますか	692	85	89.1%
Q24 自分の人生は退屈だとか面白くないと感じていますか	701	76	90.2%
Q25 将来のことが心配ですか	703	74	90.5%
Q26 自分の人生には意味がないと感じていますか	698	79	89.8%
Q27 あなたの奥様(ご主人)との関係について心配することがありますか	310	467	39.9%
Q28 自分が必要とすれば友達や親戚が助けてくれると思ひますか	699	78	90.0%
Q29 自分と自分の子どもとの関係について心配することがありますか	407	370	52.4%
Q30 自分はささいなことに対して必要以上に動揺すると思ひますか	703	74	90.5%
Q31 批判されるとすぐに動揺しますか	702	75	90.3%
Q32 今以上に多くの友達が欲しいと思ひていますか	704	73	90.6%
Q33 本当に親しい友達と会えなくなつて寂しいと感ずることがありますか	703	74	90.5%
Q34 自分の健康のことを心配することがありますか	704	73	90.6%
Q35 体のいろいろな部分が痛みますか	705	72	90.7%
Q36 胸の鼓動や動悸のために困っていますか	704	73	90.6%
Q37 ひどくめまいがして困っていますか	704	73	90.6%
Q38 非常に疲れやすいですか	703	74	90.5%
Q39 不眠のために困っていますか	705	72	90.7%
Q40 他の人たちと仲良くつき合えないために悩むことがありますか	703	74	90.5%

N=777

因子分析に先立つ主成分分析から、本データにおける主成分数は 10 であることが認められたので、因子を 10 として指定した後、最尤法を採用し、斜交回転により因子分析を

行ったところ、初期解としては、固有値 1 以上の因子として 10 因子が抽出された。各項目の信頼性係数（Crombach の α ）は、十分に高いもの（ $\alpha=.87\sim.88$ ）であった

3-3-3 表は因子分析の結果得られた因子行列を示したものである。それぞれの質問項目に対する因子負荷量について、0.4 以上であるものを太字で示している。

3-3-3表 SUBI各質問の因子負荷量と累積寄与率

	因子1	因子2	因子3	因子4	因子5	因子6	因子7	因子8	因子9	因子10	共通性(h2)
Q15	0.96	0.04	0.02	-0.12	0.01	-0.03	0.01	0.03	0.01	-0.19	0.83
Q13	0.86	-0.02	-0.01	-0.03	0.02	-0.05	-0.01	0.04	0.10	-0.19	0.75
Q28	0.81	-	0.01	0.07	0.03	0.03	-	-0.09	-0.04	-0.13	0.70
Q23	0.73	0.07	0.02	0.02	-0.02	0.01	0.02	-0.04	-0.10	0.35	0.73
Q22	0.61	-	-0.04	0.08	-	-	-0.05	0.06	0.01	0.48	0.72
Q21	0.52	-0.01	0.02	-0.04	-0.02	-0.02	0.08	-0.04	0.05	0.33	0.49
Q30	0.03	0.91	-0.07	0.02	0.02	-0.01	0.03	-0.11	0.03	0.01	0.70
Q31	0.07	0.82	-0.15	0.04	-	-	0.08	-	-0.02	-0.01	0.59
Q16	-0.05	0.69	-0.08	0.01	0.16	-0.04	0.06	-0.13	-0.18	-0.01	0.41
Q18	0.01	0.53	0.16	-0.04	-0.16	0.02	-	0.05	0.26	0.04	0.46
Q20	0.03	0.45	0.03	-0.09	-0.12	-0.01	-0.08	0.18	0.22	-0.06	0.33
Q36	0.02	-0.12	0.77	-0.10	0.11	-0.04	-0.04	-0.05	-	0.01	0.46
Q37	-0.03	-0.04	0.76	-0.15	-	-0.10	0.02	-0.05	0.07	-0.01	0.43
Q38	0.01	0.01	0.74	-0.03	-0.02	-0.01	0.06	-0.01	0.02	-	0.53
Q35	0.03	-0.16	0.66	0.13	-0.09	0.02	-	-0.05	-	-0.04	0.39
Q39	0.01	0.03	0.44	0.10	-0.02	0.03	-0.04	-0.02	-0.05	0.05	0.26
Q24	-0.07	0.06	-0.10	0.80	-0.05	-0.05	-0.02	0.03	0.06	0.04	0.57
Q26	0.01	0.04	-0.01	0.78	-0.05	-0.08	-0.10	-0.04	0.06	0.05	0.52
Q09	-	-0.01	0.04	-0.06	0.80	-0.03	-0.02	0.02	0.08	-	0.63
Q08	0.03	-0.02	-0.02	-	0.78	-0.03	-0.05	-0.04	0.04	-0.03	0.57
Q07	-	0.07	0.02	-0.08	0.59	0.03	-0.01	0.08	0.14	0.03	0.47
Q03	-0.03	0.01	-0.06	-0.06	-0.04	0.99	-0.02	-0.08	-0.05	-	0.80
Q02	0.01	-0.06	-0.02	-0.15	-	0.67	0.02	0.01	0.03	0.01	0.38
Q04	0.03	-0.02	-0.02	0.14	0.11	0.41	-	0.06	0.10	0.03	0.39
Q05	0.05	0.11	0.02	-0.10	-0.10	-0.01	0.97	-0.01	-0.04	-0.02	0.81
Q06	-0.08	-0.01	0.02	0.03	0.10	-0.02	0.71	0.07	0.12	-0.02	0.63
Q33	-0.05	-0.12	-0.07	0.02	-0.04	-0.06	0.07	0.75	-0.03	-0.01	0.45
Q32	0.06	-0.02	-0.09	-0.03	0.10	-0.07	-0.06	0.63	-0.15	0.07	0.35
Q10	-0.04	0.10	0.05	-	0.20	-0.04	-	-0.11	0.45	-0.01	0.30
Q12	0.13	-0.10	-0.08	0.33	-	0.03	0.01	-0.10	0.34	-0.10	0.35
Q11	-0.03	-0.14	0.05	0.30	0.10	-0.04	0.18	-0.03	0.32	0.08	0.38
Q40	-0.03	0.25	0.14	0.09	0.02	-	-0.12	0.21	0.22	0.03	0.37
Q19	-0.06	0.33	0.35	0.05	-0.03	0.11	0.04	-0.02	-0.01	-0.03	0.42
Q17	-0.03	0.28	0.21	0.20	0.10	0.05	-0.09	-0.06	-0.10	-0.01	0.34
Q25	0.05	0.08	-	0.37	0.02	0.12	0.11	0.16	-0.19	-0.06	0.39
Q34	0.06	-0.07	0.31	0.04	0.06	0.04	0.07	0.22	-0.27	-0.03	0.26
累積寄与率	20%	35%	49%	59%	68%	77%	85%	91%	96%	100%	

各因子と各質問の関係を見ると、おおむね、3-3-1 表に示した WHO-SUBI の下位尺度と質問項目が確認できる。すなわち、因子 1 は、「家族による支援 (SUBI05)」及び「社会的支援 (SUBI06)」，因子 2 は「不十分な心的支配 (SUBI08)」，因子 3 は「不健康の認知 (SUBI09)」，因子 4 は「一般的幸福感-否定的感情 (SUBI11)」，因子 5 は「対処行動に関する自信 (SUBI03)」，因子 6 は「期待と達成の一致 (SUBI02)」，因子 7 は「一般的幸福感-肯定的感情 (SUBI01)」，因子 8 は「社会的な関わりの欠如 (SUBI10)」，因子 9 は「超越 (SUBI04)」にそれぞれ対応していると思われる¹⁸。

次に、抽出された因子得点と、マニュアルに沿って計算された下位尺度の得点の相関を見たところ、全体として、因子得点と下位尺度得点との相関が非常に高かったため、本尺度の下位尺度得点は、長期刑受刑者においても、有効に利用できること結論付けてよいと思われた。

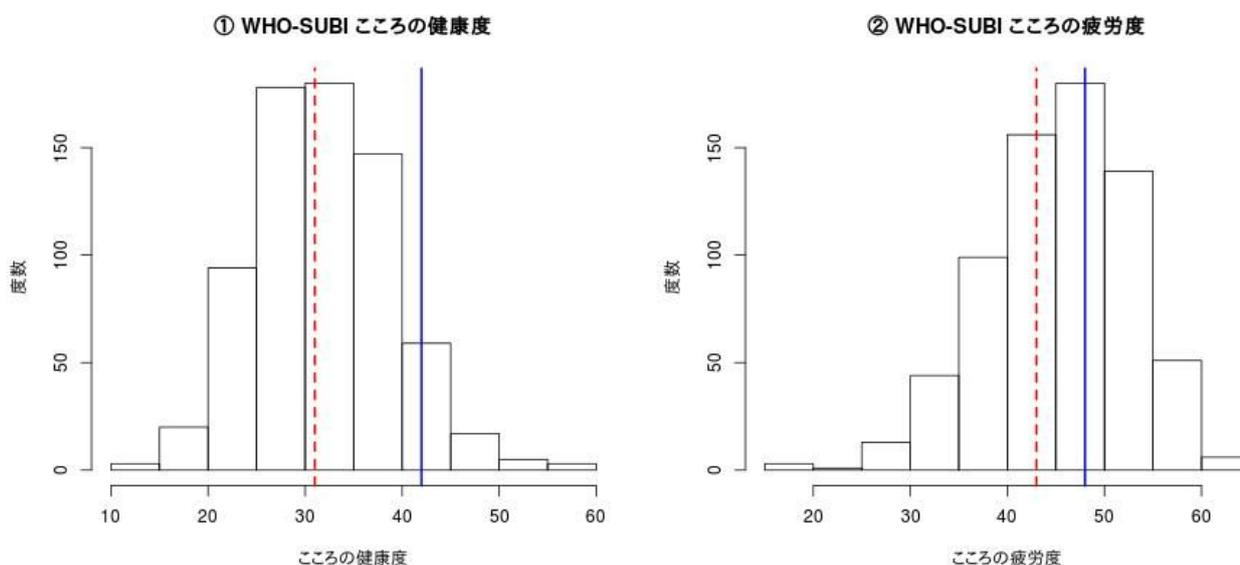
¹⁸ 但し、藤南他 (1995) の日本語化においては、「超越」は検出されず、文化の差によるものとしているため、今回の分析からは除外することとした。

(2) 尺度得点の分布及び相関

上述の通り、WHO-SUBI は刑務所人口の中でも有効に機能する尺度であることが判明したため、その得点により、長期刑受刑者の適応の状況を見ることとする。

まず、WHO-SUBI 尺度は、より大きな分類として、「こころの健康度」及び「こころの疲労度」得点を計算することができるため、それらについて、千葉刑務所における長期刑受刑者に於ける分布を見ると、3-3-4 図のとおりである。「こころの健康度」の①図中の青の実線は、これ以上の得点（実線の右側を指す）は、周りの人間と安定的な関係が持っており、毎日の生活に満足できている、42 点を示している。赤の破線は、これ以下（破線の左側を指す）周囲の人間と安定的な関係を持てず、ストレスに耐えられないため、周囲に相談をしたほうがいとされる 31 点を表している。千葉刑務所の長期刑受刑者の平均得点は 32.4 点であった。有期刑の者では、33.0 点、無期刑の者では、31.8 点であり、有期刑の者の得点が有意に高かった（Welch の検定による。w = 2.17, df = 699.499, p-value = .030）。無期刑、有期刑、いずれの者も、平均的には、周りの人間と安定的な関係が持っており、毎日の生活に満足できているというほどではないが、ストレスに耐えられないほどではないことがわかる。

3-3-4図 WHO-SUBI得点の分布



②こころの疲労度に関して、青の実線は、48 点で、これ以下であれば、精神的にも身体的にも疲れており、赤の破線は要注意を示すとされる 43 点を表している。長期刑受刑者のこころの疲労度の得点は、全体の平均が 45.9 点であった。有期刑の得点が 46.2 点、無期刑が 45.5 点であり、両者の間に有意な差はなかった（Welch の検定による。w=1.079, df = 683.645, p-value = .281）。この得点から、受刑者のこころの疲労度は要注意というほどではないが、精神的にも身体的にも疲れている、ということがわかる。

なお、一般人口との差異について、大宮・東本・五十嵐・小堀・伊豫・新海（2013：7）は千葉刑務所における被害者の視点を取り入れた教育プログラム（第4章で紹介す

る。)を受講した長期刑受刑者 57 人と、年齢において受刑者群とほぼ同質の一般成人男性 60 人に対して WHO-SUBI を実施し、その結果を比較しているが、「こころの健康度」の得点が長期刑受刑者では 33.04 点であったところ、一般成人男性では 35.77 点であり、長期刑受刑者の得点は、一般成人男性に比較すると有意に低い ($t=-2.048$, $p=.04$) ことが認められ、「こころの疲労度」については、長期刑受刑者で 47.07 点、一般成人男性で 47.82 点であり、両者に有意な差が認められなかった ($t=-.626$, $p=.533$) としている。

「こころの健康度」に関しては、長期刑受刑者と一般成人男性いずれも、精神的及び精神的に充実しているわけではないものの、生活を振り返るまでの必要性はないというレベルであり、「こころの疲労度」に関しては、長期刑受刑者、一般人男性いずれも、精神的、身体的に疲れている、というレベルであった。

しかし、ここで注意しなければならないのは、いずれにおいても、低い得点を示す者が相当いるということであり、さらに、主観的健康感の点数が低い者は、在所期間の経過とともに悪化してこうなったのか、そもそも、点数の低い者は最初から低い得点であり、それが変化しないのか、という観点である。

そこで、こころの健康度得点、こころの疲労度得点並びに下位尺度の得点と年齢、在所期間、懲罰回数との相関を見ると、3-3-5 表のとおりである。

3-3-5表 各変数の相関表

	年齢	在所期間 (月)	懲罰回数	SUBI 健康度	SUBI 疲労度	SUBI01	SUBI02	SUBI03	SUBI05	SUBI06	SUBI08	SUBI09	SUBI10	SUBI11
年齢	1	0.286	-0.058	-0.102	0.085	-0.010	0.091	-0.031	-0.209	-0.18	0.074	-0.108	0.142	0.058
在所期間 (月)	0.286	1	0.10	-0.064	-0.028	-0.001	-0.033	0.026	-0.116	-0.084	0.016	-0.080	0.092	-0.022
懲罰回数	-0.058	0.095	1	-0.044	-0.16	-0.023	-0.060	-0.063	-0.02	-0.003	-0.142	-0.124	-0.114	-0.097
WHO-SUBI	-0.102	-0.064	-0.044	1	0.245	0.441	0.461	0.468	0.563	0.617	0.198	0.180	0.009	0.335
こころの健康度	0.085	-0.028	-0.160	0.245	1	0.221	0.252	0.231	0.065	0.101	0.644	0.494	0.442	0.538
こころの疲労度	-0.010	-0.001	-0.023	0.441	0.221	1	0.308	0.299	0.163	0.198	0.16	0.156	0.039	0.403
一般的幸福感—肯定的感情	0.091	-0.033	-0.060	0.461	0.252	0.308	1	0.288	0.138	0.209	0.221	0.118	0.103	0.273
期待と達成の一致	-0.031	0.026	-0.063	0.468	0.231	0.299	0.288	1	0.162	0.244	0.231	0.159	0.128	0.259
対処行動に関する自信	-0.209	-0.116	-0.020	0.563	0.065	0.163	0.138	0.162	1	0.559	0.058	0.112	-0.090	0.13
家族による支援	-0.184	-0.084	-0.003	0.617	0.101	0.198	0.209	0.244	0.559	1	0.092	0.142	-0.074	0.177
社会的支援	0.074	0.016	-0.142	0.198	0.644	0.16	0.221	0.231	0.058	0.092	1	0.296	0.305	0.385
不十分な心的支配	-0.108	-0.080	-0.124	0.180	0.494	0.156	0.118	0.159	0.112	0.142	0.296	1	0.197	0.266
不健康の認知	0.142	0.092	-0.114	0.009	0.442	0.039	0.103	0.128	-0.09	-0.074	0.305	0.197	1	0.239
SUBI10 社会的関わり の欠如	0.058	-0.022	-0.097	0.335	0.538	0.403	0.273	0.259	0.13	0.177	0.385	0.266	0.239	1
SUBI11 一般的幸福感—否定的感情														

3-3-5 表を検討すると、年齢が上昇すると、こころの健康度得点が下がる一方 (-.102)、こころの疲労度得点はわずかながら上昇する (.085) 関係にある。在所期間が長くなると、こころの健康度及び疲労度がともに減少する関係がある (それぞれ, -.064, -.028。) 懲罰回数についても、回数が増えると、こころの健康度及び疲労度がともに得点が下がる相関関係が認められるように見える。また、それぞれの下位尺度得点についてもほぼ同様の関係にあると認められるが、その相関は極めて弱く、強い相関が認められるほどではないように思われる。

(3) 尺度得点の分析

しかしながら、このような単純な 2 要因の関係の分析では、各要因が全体として WHO-SUBI の各得点にどのように影響を与えているかということについては、評価することができない。ただし、単純に要因それぞれの総合的作用を見るだけでは、他の要因を統制した各要因の効果がみられるだけである。例えば、在所期間が一定だとした場合の年齢の効果、年齢が一定だとした場合の在所期間の効果のみしか検討することができず、それぞれの要因が相互に影響しあっている場合の効果、すなわち、年齢が高くて在所期間が長い、無期懲役で年齢が低いなどの様々な場合を評価することができないため、これを可能とする、共分散分析を行う。

まず、最初に、年齢、在所期間、懲罰回数、無期・有期の別の要因を投入し、こころの健康度及びこころの疲労度に対する効果をみたところ、すべての項目及びそれらの交互作用が有意ではなかった。懲罰回数は 1-2-8 図で見ると通り、偏りが大きく、適正な計算を阻害している可能性があるため、これを除去してみたが、やはり、すべての項目及びそれらの交互作用が有意とならなかった。

ここで、知能指数を追加してみたところ、こころの健康得点については、従前どおりすべての項目について有意なものはないが、こころの疲労度については、有意なものが認められた。分析の結果を 3-3-6 表に示す。

3-3-6表 WHO-SUBI こころの疲労度に影響を与える要因

要因	係数	標準誤差	t値	p値
(切片)	69.640	24.320	2.864	0.00 **
年齢	-0.592	0.455	-1.302	0.19
無期	-64.580	29.580	-2.183	0.03 *
知能	-0.289	0.282	-1.025	0.31
在所期間 (月)	-0.624	0.288	-2.167	0.03 *
年齢×無期	1.091	0.544	2.007	0.05 *
年齢×在所期間 (月)	0.011	0.005	2.156	0.03 *
無期×在所期間 (月)	0.730	0.305	2.397	0.02 *
知能×在所期間 (月)	0.007	0.003	2.014	0.04 *
年齢×無期×知能	-0.011	0.007	-1.677	0.09 .
年齢×無期×在所期間 (月)	-0.013	0.006	-2.341	0.02 *
年齢×知能×在所期間 (月)	0.000	0.000	-2.061	0.04 *
無期×知能×在所期間 (月)	-0.008	0.004	-2.248	0.02 *
年齢×無期×知能×在所期間 (月)	0.000	0.000	2.196	0.03 *
調整済みR2	0.077			

注: 交互作用については有意傾向を示したもの (p<.05) のみを掲載した。

P値 ‘***’ p<0.001, ‘**’ p<0.01, ‘*’ p<0.05, ‘.’ p<0.1

一見すると、無期であることがこころの疲労度得点を大きく下げられるように見られるが (表の3行目)、その下に示した各要素の交互作用が有意であるため、この効果は認められないと解釈するべきである。むしろ、無期刑の者で年齢が高く、知能が高く、かつ、在所期間が長いもの (表の最終行) について、若干ではあるものの得点を上昇させる傾向が認められる。しかしながら、その効果は非常に少ないことがわかる。また、このモデル全体の説明力を示す調整済 R² 乗の値は極めて小さく (Adjusted R²=.077)、ここで投入した要因がこころの疲労度得点に与えている影響力は極めて限定的であることが判明した。

次に、共分散分析において、交互作用が有意であったため、それらの影響を考慮した上で、年齢、在所期間、無期・有期の別を考慮に入れたうえで、それら単独、又は相互の影響をすべて投入する、一般線形回帰分析を行った。その際、最もデータに適応する (AIC 数値が最も少なくなる) 回帰モデルをステップワイズ方式で算出した。分析結果のうち、何れの要因も有意とはならなかった下位尺度を除いて示したものが、3-3-7 表である。いずれもモデルにおいても、説明力 (調整済み R² 乗の値) が小さく、投入された要因では、こころの健康度、こころの疲労度の変化を十分に説明できていないことが判明した。

3-3-7表 WHO-SUBI得点, 下位尺度得点に影響を与える要因

① WHO-SUBI ころの健康度・ころの疲労度

要因	ころの健康度				ころの疲労度			
	係数	標準誤差	t値	p値	係数	標準誤差	t値	p値
(切片)	39.34	1.43	27.48	0.00 ***	45.57	1.70	26.76	0.00 ***
年齢	-0.12	0.03	-4.21	0.00 ***	0.07	0.03	2.12	0.03 *
無期	-8.45	2.14	-3.95	0.00 ***	-6.31	2.40	-2.63	0.01 **
在所期間 (月)	-0.01	0.00	-1.74	0.08 .	-0.03	0.01	-2.21	0.03 *
年齢×無期	0.16	0.04	3.81	0.00 ***	0.08	0.05	1.63	0.10
無期×在所期間 (月)					0.02	0.01	1.50	0.13
調整済みR ²	0.032				0.030			
df	697				682			

P値の符号 *** = 0.001, ** = 0.01, * = 0.05, . = 0.1

② WHO-SUBI 下位尺度

要因	一般的幸福感-肯定的感情 (SUBI01)				対処行動に関する自信 (SUBI03)			
	係数	標準誤差	t値	p値	係数	標準誤差	t値	p値
(切片)	4.87	0.36	13.58	0.00 ***	6.81	0.31	21.78	0.00 ***
年齢	-0.02	0.01	-2.41	0.02 *	-0.01	0.01	-2.21	0.03 *
無期	-0.84	0.51	-1.66	0.10 .	-1.13	0.47	-2.41	0.02 *
在所期間 (月)	0.00	0.00	1.65	0.10 .				
年齢×無期	0.02	0.01	1.97	0.05 *	0.02	0.01	2.46	0.01 *
無期×在所期間	-0.00	0.00	-1.46	0.14 .				
調整済みR ²	0.010				0.005			
df	694				698			

要因	家族による支援 (SUBI05)				社会的支援 (SUBI06)			
	係数	標準誤差	t値	p値	係数	標準誤差	t値	p値
(切片)	6.58	1.16	5.70	0.00 ***	5.84	1.16	5.06	0.00 ***
年齢	-0.01	0.02	-0.22	0.83	0.00	0.02	0.08	0.94
無期	0.01	1.45	0.00	1.00	-0.83	1.44	-0.58	0.57
在所期間 (月)	0.02	0.01	1.80	0.07 .	0.03	0.01	1.95	0.05 .
年齢×無期	-0.00	0.03	-0.12	0.90	-0.00	0.03	-0.04	0.97
年齢×在所期間 (月)	-0.00	0.00	-2.19	0.03 *	-0.00	0.00	-2.50	0.01 *
無期×在所期間 (月)	-0.02	0.01	-1.46	0.15 .	-0.02	0.01	-1.28	0.20
年齢×無期×在所期間 (月)	0.00	0.00	1.73	0.08 .	0.00	0.00	1.89	0.06 .
調整済みR ²	0.092				0.087			
df	684				693			

要因	不十分な心的支配 (SUBI08)				不健康の認知 (SUBI09)			
	係数	標準誤差	t値	p値	係数	標準誤差	t値	p値
(切片)	15.56	0.64	24.27	0.00 ***	16.06	0.50	31.95	0.00 ***
年齢	0.03	0.01	2.69	0.01 **	-0.02	0.01	-2.46	0.01 *
無期	-1.00	0.62	-1.61	0.11 .	-0.60	0.48	-1.25	0.21
在所期間 (月)	-0.01	0.01	-1.19	0.23 .	-0.01	0.00	-2.49	0.01 *
無期×在所期間 (月)	0.01	0.01	1.41	0.16 .	0.01	0.00	1.96	0.05 .
調整済みR ²	0.012				0.025			
df	598				660			

要因	社会的な関わりの欠如 (SUBI10)				一般的幸福感-否定的感情 (SUBI11)			
	係数	標準誤差	t値	p値	係数	標準誤差	t値	p値
(切片)	5.15	0.43	12.01	0.00 ***	6.05	0.25	23.86	0.00 ***
年齢	0.03	0.01	3.78	0.00 ***	0.01	0.01	2.72	0.01 **
無期	-0.79	0.49	-1.61	0.11 .	-0.42	0.13	-3.15	0.00 **
在所期間 (月)	0.01	0.00	2.60	0.01 **				
年齢×無期	0.02	0.01	1.69	0.09 .				
年齢×在所期間 (月)	-0.00	0.00	-2.59	0.01 **				
調整済みR ²	0.039				0.017			
df	695				698			

P値の符号 *** = 0.001, ** = 0.01, * = 0.05, . = 0.1

(4) 考察

各種の交互作用を検討した共分散分析の結果, ころの健康度については, いずれも有意な項目が検出されなかった。WHO-SUBI の開発に伴う評価として, 心の健康度は, 変化しにくく, より本人の性格傾向を表し, 心の疲労度はどちらかと言うと置かれた環境によって影響を受けるとされている (Sell and Nagpal, 1992) ため, これは妥当な結果だっ

たのかもしれない。

回帰分析の結果、こころの健康度得点に関しては、年齢と無期であることの交互作用が有意であり、年齢が高く、無期である者はこころの健康度得点が高い傾向にあることがわかる。在所期間が長くなることによる差異はあるものの、その効果のみを検討することはできない。一般的には、年齢が高くなると、こころの健康度得点が下がる傾向にあることが認められるが、年齢が高い無期の者については、わずかながら得点を引き上げるという傾向が認められる。

こころの疲労度に関しては、年齢、在所期間、刑期の種類による交互作用は認められず、在所期間が長くなれば疲労度得点が減少（疲労度が増加）するが、在所期間が同じならば、年齢が高い方が得点が高いことが認められる。いずれの場合でも、無期刑であることが、最も強くこころの疲労度の得点を引き下げている。

次に、下位尺度の得点について検討すると、「一般的幸福感-肯定的感情」では、一般的に年齢が高くなると得点が低下するが、無期の場合、年齢が高くなると、わずかながら得点が高い傾向にある。「対処行動に関する自信」は、「重要な出来事に出会ったり、予期しない状況に立たされたとき、適切に立ち向かっていく力があると感じられること」¹⁹であるが、これに関しては、年齢と無期・有期の別の交互作用があり、無期の者の方が年齢を重ねると、わずかながら、得点が増加する傾向にある。在所期間の効果は認められなかった。すなわち、若年で有期の者はこの得点が低い可能性がある。

受刑者の回答に対する因子分析で同一の因子にまとめられる可能性が示唆された、「家族の支援」及び「社会的支援」については、やはり同じような因子との関係性が認められ、無期・有期の別なく、年齢が高くなって、在所期間が長くなると（年齢と在所期間の交互作用）わずかではあるが、得点を押し下げる方向に作用するようである。やはり、年齢が高くなり、在所期間が長くなると、支援を受けられている、という実感に影響がある可能性がある。

「不十分な心的支配」得点は「心の安定がみだされるような出来事が起きたとき、それをコントロールできるという感覚」であり、これについては、年齢のみが有意に働いている。ただし、年齢が増加すると支配得点が増加する傾向であり、加齢とともに、自らの内的コントロールが高まる傾向と捉えられるかもしれない。無期・有期の別、さらには、在所期間などは有意な要因ではないと認められる。

「不健康の認知」に関しては、無期・有期の区別は有意には認められず、年齢の増加と在所期間が長期となっている者に関して、得点が低くなる傾向が見られた。これは、加齢や在所期間の長期化に伴い、自らの健康に対する不安が現前化する、というように解釈できるかもしれない。ただし、無期で在所期間が長いものに関しては、逆に得点が高くなる方向性がある傾向も見られている。

「社会的な関わりの欠如」得点に関しては、年齢と在所期間の交互作用があり、年齢が高く在所期間が長くなった者について、その得点を引き下げる傾向が認められた。これは、「自分が人から嫌われている、疎んぜられている気持ち」である。

「一般的幸福感-否定的感情」に関しては、交互作用は認められず、無期の者について、得点が低くなることが有意に認められる。しかし、無期・有期を問わず、年齢の増加と

¹⁹ 以下、SUBIの各下位尺度の解説は、森本他（2006）による。

もに得点が増加する傾向がある。これは、「人生全体に対する否定的な感情」であり、無期で低く、若年者で低い、ということになり、若年の無期の者に対する介入の必要性を示唆するものとも捉えられる。

しかし、総じていえば、共分散分析の結果と同様に、加齢、在所期間の長さについては、一部の WHO-SUBI 尺度に影響を与えているものの、その効果はかなり小さいと言える。また、これらのモデルの説明力もきわめて小さい（調整済 R² 乗は最も大きいものでも.092 である）。在所期間の長期化、それに伴う加齢といったものは、長期刑の本質ともとらえられると考えられるが、これら要因が主観的健康感には極めて小さな影響しか与えていないということは、主観的健康感を適応の指標とする限り、長期受刑の効果は少ないと結論付けられ、ここにおいて、本調査の範囲内では、Deprivation Model は退けられることになる。

さらに、共分散分析において、「知能」を投入した場合にのみ、各項目の効果が表れたことも、また、示唆的であると考えられる。知能は、学習の成果と異なり、変化しづらい要因であることから、刑事施設の外で形作られた、と考えるのが一般的であり、この項目の投入が他の要因を有意にした、ということは、ある意味においては、Importation Model を支持する一つの理由となるかもしれない。

第4項 長期刑受刑者の規律違反に関する研究（研究2）

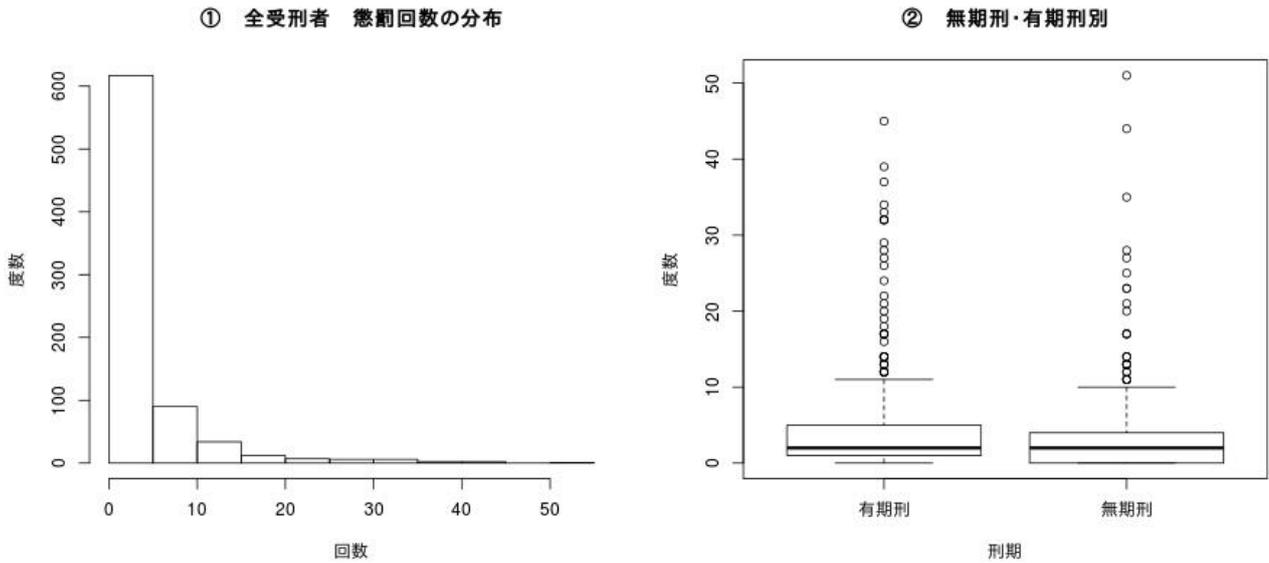
（1）方法

上記研究1において回答をした対象者についてのデータセットには、対象者がそれまでに施設において懲罰を受けた回数が記載されているため、この懲罰について、無期懲役か有期懲役の刑の種類別、年齢、主観的健康感尺度がどのように影響しているかについて分析する。

（2）懲罰の分布

千葉刑務所における調査対象者全体の懲罰数の分布を示したのが、3-3-8 図①であり、これを有期・無期の別にみたのが、3-3-8 図②である。第1章で見た 1-2-8 図とほぼ同様、正規に分布していない。これは、長期受刑者においても、ほとんどの者が規律違反の結果としての懲罰を受けていない一方、一部の者が懲罰を繰り返しているということを示している。無期刑と有期刑で比較すると、無期刑において、非常に頻回（50回以上）懲罰を受けた者が存在するが、中央値は有期刑の者と変わらないように見える。さらに、無期刑の者の方が、中央値よりも回数が多い者が多いことがわかる。このような場合、平均値は極端に懲罰の回数が多い一部の者（①図でいえば、右端に位置する者、②で言えば、上に位置している者）の影響を受けて偏ることが知られている。

3-3-8図 懲罰回数の分布



久保（2012）は、このような場合、外れ値の影響を受けやすい平均値を比較する検定（t 検定）を行ったり、平均値を前提とした、最小二乗法を用いる線形回帰分析を行ったりすることは妥当ではないとし、まずポアソン回帰を行うべきであるとする。Walters（2007）も、もともと社会学的事象で計数（カウント）データに基づく要因を目的変数として分析する場合は、最小二乗法を元にする分析が適切ではなく、「あり」、「なし」の二分法によるロジスティック回帰も望ましくないとし、観測データに基づく分析については、ポアソン分布及びポアソン回帰分析が主流になることを示し、さらに、ポアソン分布は各事情が完全な独立であることを求め、過去の事象がその後の事象に影響を与えないことが予定されており、刑務所での研究のように、ある被収容者について過去に懲罰歴があることが、その後の懲罰の可能性を高めたりする場合には使用できないため、負の二項分布を用いる方がより適切であるとした。そして、刑務所における規律違反の予測要因について、最小二乗法、ロジスティック回帰、ポアソン回帰、負の二項分布回帰の結果を比較し、最小二乗法による回帰分析がカウントデータを分析するのに不適當であり、目的変数をあり・なしに変換するロジスティック回帰は最小二乗法よりはいいものの、過分散である場合に情報の取りこぼしを起こしやすいとした。結論として、一般的には、計数データの分析に当たってはポアソン分布によるべきであるところ、通常のポアソン回帰分析においては各独立因子の影響を過大評価する傾向があることを示し、負の二項分布に基づく回帰分析が最も適當であると結論している。

さらに、第1章で示した出所受刑者懲罰回数も、3-3-8 図で示した LA 指標受刑者のある時点での懲罰回数の分布であっても、各受刑者の在所期間が異なっており、調査時点での在所期間が異なるため、刑務所での規律の対象となっている期間が異なる。刑期や在所期間が長い者は、それだけ刑務所の規律の対象となる期間が長くなるのであり、いわば、規律違反を犯して懲罰になる危険性が高くなっていると言える。逆に、調査時点で入所から短時間しか経過していなかったりすることにより、刑事施設の規律の対象となる期間が短ければ、それだけ規律違反を犯して懲罰になる可能性が低くなる。要は在所期間の長短によって、懲罰を受けることのできる危険性が異なることから、すべての者について、単純

に懲罰の発生数を比較することは適当ではない。現実には、このような「単位期間あたりの発生数」といったものを対象とする場合、懲罰回数を在所期間で除して変形した、いわば「懲罰率」を作成して比較することが考えられるが、久保（2012）は、そのような「割り算」値を用いるのは、収容期間の長短という大きな情報を失ってしまうこと、割り算で得られた情報の確率分布が必ずしも明らかではないことから、不必要なばかりではなく、間違った結果を生じかねないため、その単位（この場合収容期間）を対数変換したオフセット項を投入することにより、問題を回避できるとしている。そのため、今回の分析でも、一般化線形回帰の中の、ポアソン回帰分析及び負の二項回帰分析を利用し、在所期間を対数変換したオフセット項を投入して分析することとする。

今回の分析では、懲罰になるリスクを予測するために、第1回目の分析では、無期・有期の刑の別、年齢、知能、WHO-SUBIによる主観的健康感尺度のうち、こころの健康度及び心の疲労度の得点を用いる。第2回目は、WHO-SUBIの下位尺度を用いて分析する。そのうち、下位尺度すべてを強制的に投入する方法と、ステップワイズ法により、最適な解を算出することを試みる。

(3) 結果

千葉刑務所における長期刑受刑者の懲罰回数に影響を与える要因について、オフセット項を用いた、ポアソン回帰及び負の二項分布回帰分析を行った結果については、3-3-9表のとおりである。

3-3-9表 懲罰の回数に影響を与える要因

① ポアソン回帰

要因	基本モデル		最適モデル		全体モデル	
	b係数	リスク比	b係数	リスク比	b係数	リスク比
(切片)	0.138		-0.047		0.423	
無期	-0.737	0.479 ***	-0.740	0.477 ***	-0.718	0.487 ***
年齢	-0.024	0.976 ***	-0.024	0.976 ***	-0.026	0.975 ***
知能	-0.009	0.991 ***	-0.008	0.992 ***	-0.007	0.993 ***
WHO-SUBI こころの疲労度	-0.033	0.967 ***				
不十分な心的支配 (SUBI08)			-0.080	0.923 ***	-0.069	0.933 ***
一般的幸福感-肯定的感情 (SUBI01)					0.028	1.029 *
期待と達成の一致 (SUBI02)					0.061	1.063 ***
家族による支援 (SUBI05)					-0.036	0.964 **
不健康の認知 (SUBI09)					-0.022	0.978 *
社会的な関わりの欠如 (SUBI10)					-0.042	0.959 *
一般的幸福感-否定的感情 (SUBI11)					-0.053	0.948 **
AIC	4727.1		4298.3		3891.8	

② 負の二項分布回帰

要因	基本モデル		最適モデル		全体モデル	
	b係数	リスク比	b	リスク比	b係数	リスク比
(切片)	0.247		0.048		0.142	
無期	-0.612	0.542 ***	-0.625	0.535 ***	-0.643	0.526 ***
年齢	-0.024	0.976 ***	-0.024	0.976 ***	-0.023	0.977 ***
知能	-0.010	0.990 *	-0.009	0.991 *	-0.009	0.991 *
SUBI こころの疲労度得点	-0.033	0.967 ***				
不十分な心的支配 (SUBI08)			-0.083	0.921 ***	-0.085	0.918 ***
一般的幸福感-肯定的感情 (SUBI01)					0.055	1.057 n. s.
期待と達成の一致 (SUBI02)					0.052	1.053 n. s.
一般的幸福感-否定的感情 (SUBI11)					-0.090	0.914 .
AIC	3114.4		2785.4		2565.1	

P値: '***' < 0.001, '**' < 0.01, '*' < 0.05, '.' < 0.1

まず、モデルの全体の当てはまりを見るために、AIC の値を参考にすると、ポアソン回帰によるモデルの場合、こころの疲労度の得点を用いた場合（基本モデル、AIC=4727.1）よりも、下位尺度を用いたステップワイズ法（最適モデル）の結果の方が当てはまりが良い（AIC=4298.3）ことがわかる。それよりもより AIC 値が低いのは、負の二項分布を用いた全体モデルの回帰式（AIC=2656.1）であった。それぞれのモデルについて、無期であること、年齢、知能、いくつかの主観的健康感の各尺度の効果が有意になったが、「こころの健康度」はモデル中に採用されなかった。

（4）考察

そこで、負の二項分布を用いた全体モデルの回帰式を解釈することとする。ポアソン回帰式・負の二項分布回帰式の偏回帰係数（b 係数）は、他の説明変数が一定だとした場合に、注目している説明変数が「1」単位増加した時に $\ln(\lambda)$ の変化量を表す値、つまり理論的発生件数 λ を対数変換した値の変化量を表す値であるため、偏回帰係数（b）を指数変換すると理論的発生件数 λ の比、つまり λ が相対的に何倍になるかを表す値（リスク比）となる。「不十分な心的支配（SUBI08）」、「一般的幸福感-否定的感情（SUBI11）」の得点が増えることは、わずかではあるが、懲罰のリスクを低下させる。SUBI08 は「心の安定がみだされるような出来事が起きたとき、それをコントロールできるという感覚」であり、SUBI11 は、「人生全体に対する否定的な感情」であることから（森本他，2006）、周りの悪い状況に振り回されたり、否定的であったりすることが改善されると、懲罰のリスクを下げることになる。また、知能及び年齢が高くなると、それぞれ、わずかではあるものの、懲罰のリスクを下げるものであった。しかし、最も有効であったものが、有期刑に対して無期刑であることであり、無期刑であることは懲罰のリスク比を約半分（リスク比=.526）にするというものであった。ここでは、在所期間の長短については統計的に統制されているため、在所期間が長い者が懲罰回数多いか否か、という問題については、検討することができない

第4節 小括

多くの刑務所に関する先行研究では、受刑に伴う痛み（Pain of Imprisonment）に着目し、受刑者が拘禁環境に長く滞在すればするほど、それに適応し、精神面、認知面に有害な影響を被る、との議論がなされてきた。長期刑受刑者の場合、拘禁状態が長期化するため、その影響が深刻であるとされてきた。しかし、長期刑受刑者を研究する中で、先行研究により、長期刑受刑者が、驚くほど刑務所の環境に適応しているということが知られることとなり、徐々に、受刑者が心理的に問題を抱えていたとしてもそれは、刑務所環境に入ってからさまざまな制約を感じたり、権利を剥奪されたことによるものか、もともと心理的な問題を抱えていた者が受刑者として刑務所に入所したこと、あるいは刑務所で加齢したことによるのか、という議論がなされるようになってきた。前者の見解を Deprivation Model、後者の見解を Importation Model という。

従来の日本での認識の主流は、長期刑受刑によって、人格、性格の劣化を招くという、いわゆる「刑務所化」が生起されるというものであり、その限りにおいて、Deprivation

Model に立脚していたとあって良い。しかしながら、欧米の研究では、刑務所生活は大きく性格を変化させるものというよりも、性格は独立のものであるか、あるいは単純に加齢によるものであるとされている。

また、従来の研究においては、適応を調査するにあたって、病理的な観点、尺度に着目して、各種の研究がおこなわれてきたことが認められるが、ポジティブ心理学の発展によって、犯罪者処遇においても、自己の欲求を順法的に実現するための支援や、犯罪者の強みに着目するなど、ポジティブな側面を測定することの必要性が説かれているため、本研究では、最近注目されている、主観的健康感という指標に着目して、分析を行った。Deprivation Model に基づけば、在所期間が長い者について、主観的健康感の尺度得点が低下するという効果が認められるとの仮定において、その他の要因を統制するために、年齢、知能、無期刑か有期刑かとの比較も考慮して分析を行い、さらに、適応の指針として、懲罰回数を予測する分析も行った。

主観的健康感に着目する分析では、こころの健康度、こころの疲労度等へ在所期間等の寄与率（調整済みの R^2 乗で示される）は何れも高いものではなかったことから、今回検討した要因（特に在所期間の長短）が主観的健康感の得点を大きく決定しているものとは言えず、他の要因を考慮する必要があることが判明した。主観的健康感に着目する限りにおいては、主観的健康感が刑務所収容の直接的な効果として低下する、というような見方、すなわち、Deprivation Model は採用できず、主観的健康感はもともと各受刑者がそのような状態であったものについて、刑務所収容とともに持ち込んできたものとなり、Importation Model を採用すべき、との結論になる。

また、共分散分析の結果、在所期間、知能、年齢等の交互作用が有意となった場合が多かった。これは、刑務所における主観的幸福度が在所期間の長短のみ、といった単純な要因で動くものではなく、様々な要因が複合的に作用していることを示している。受刑者の適応の状況を判断するにあたって、在所期間、年齢等の状況を独立に判断するのではなくそれぞれの関係性を考慮しつつ進めることが必要であることがわかる。これは、実務家としては常識ではあるものの、実証研究によって示されたことは意義があると考えられる。

全体的に検討したモデルによる説明力が小さいため、問題があることを承知しつつ、WHO-SUBI の下位尺度得点に関する 3-3-7 表をあえて解釈して、政策的な含意を引き出すとすれば、無期刑の者は心の疲労度に問題を抱えやすいこと、若年で有期の者について、重要な出来事に出会ったり、予期しない状況に立たされたとき、適切に立ち向かっていく力があると感じられてない、年齢が高く、在所期間が長くなると家族、社会からの支援を受けられるという感覚が弱くなったり、自分が人から嫌われている、疎んぜられている気持ちが強くなること等の傾向が指摘できる。

懲罰に関する分析では、在所期間が懲罰の危険率に直接関係することからこの要因を統制して行わざるを得なかったため、在所期間の効果は判明しなかったが、無期刑であることが懲罰のリスク比を約半分にすることが判明し、さらに、こころの疲労度得点が高くなり、疲労度が改善されたり（こころの疲労度）、心の安定が乱されたるような出来事が起きたとき、それをコントロールできるという感覚（SUBI08）が改善されると、懲罰のリスクをわずかながら改善させることが判明した。しかしながら、これらの問題点を決定論的にとらえられてはならず、何らかの介入によって変化させることが必要である。こ

の視点に立って第4章では処遇の問題を論ずることとする。

最後に、本研究の限界を述べておくと、本研究は他の多くの先行研究と同様、横断的なものであることを強調する必要がある。本研究で比較したのは、在所期間が長い者と短い者の主観的健康感の差を検討したものであり、決して同一人物が在所期間を経ることによって、主観的健康感の変化が起きたということを分析したものではない。このような受刑者の縦断的な適応の状況を真に把握するためには、Zamble (1992) の研究のように、同一の個人に対する縦断的な研究が必要である。

また、分析技法上の問題も述べる必要がある。今回使用した共分散分析も一般化線形回帰分析（負の二項分布回帰）分析であっても、全ての変数が線形に関係していることを想定したモデルである。森岡 (1959) に始まる先行研究が述べる通り、適応の指標が在所期間によって「低－高－低」といった関係であるとすれば、それに従った非線形の当てはめをするべきである²⁰。今回のデータにおいては、在所期間と各種 SUBI 得点の間にそのような非線形関係が認められなかったため、線形の分析を使用した方が、より、多くの指標間の関係を見た場合には、非線形関係も考慮に入れる必要がある。

さらに、本研究は、犯罪傾向が進んでいない長期刑受刑者を多数収容する一刑事施設における結果である。これが、長期刑受刑者一般に通用するものとは限らないため、今後は、LB 指標の収容施設、長期刑受刑者の収容施設のみならず、多数の刑事施設においても展開され、共通の知見を形成することが必要である。

もちろん、本研究で明らかにしようと試みてきたのは、刑務所での在所期間の長短そのものが受刑者の精神的健康にどのような影響を及ぼすか、という一般的な議論に対して、それらは刑務所収容の効果というよりは、受刑者が外から持ち込んできたものである可能性が高いということを述べたに過ぎず、刑務所への適応そのものが望ましいものであるかどうか、という議論とは異なる。逆に考えれば、刑務所は刺激が少ないので、それらに惑わされずに、心情が安定してしまいますということも否定できない。Zamble (1992) が指摘するように、長期受刑者は刺激の少ない環境で自らの問題性を変化させずに「凍結させているだけ」なのかもしれない。また、長期刑受刑者の特質として、すなわち、規則違反が明らかに仮釈放に向けての不利益につながるということがわかっており、不利益があったとしても刑の終了が見えている短期刑受刑者とは大きく異なるだけなのかもしれない。

いずれにせよ、長期刑の受刑によって、一般的に言われている心情の「悪化」傾向というものに実証的な根拠がないことは明らかになったが、それは長期刑受刑に正当性をもたせるものとして解釈されてはならないのである (Porporino 1990)。

²⁰ 但し、その際期間を区切ることは望ましくないことはすでに述べた。

第4章 長期刑受刑者に対する施設内処遇

前章までに、犯罪傾向の進んでいない長期刑受刑は、自らの刑期に不満を持ちつつも、その刑期をある程度前向きに捉え、受刑期間を自分を変化させるための機会として利用しようと考えていることが示された。さらに、従来の刑務所生活に関する刑務所化の議論にかかわらず、刑務所での在所期間が長くなることは、主観的健康感の悪化をもたらしているわけではないことも示された。ただし、長期刑受刑者が刑事施設収容の結果としてこのころの疲労度において低い得点を示す受刑者については、疲労度の得点が高い者に比較して施設内の規律に違反する回数が増える傾向があることが示された。また、無期懲役刑受刑者が有期の長期刑を受刑している者に比較して、このころの健康度が低い得点を示していた。

また、第1章でも示したとおり、我が国における長期刑受刑者の数は入所者において増加しているわけではないが、その刑期が長いことから短期の刑の者が入れ替わっていくのに対して、同じような処遇をしたとしても滞留しがちなことに加えて、第2章でみたとおり、仮釈放の決定においては、やや慎重な取扱いを受けているようにみえることから、刑事施設内で滞留する傾向にあり、その結果もあって、刑事施設内での割合が徐々に増加していることが伺われる。長期刑受刑者は全体としての新受刑者数が減少傾向にあるのに対して、相対的にその割合が増加する傾向にある。

したがって、今後の刑事施設においては、必然的に、長期刑受刑者の処遇に向き合わなければならない事態が増加するものと思われる。しかしながら、今日まで、刑事施設内の受刑者処遇全体にわたって、長期刑受刑者があまり大きく取り上げられてきたとは言いがたい。

ところで、「処遇」には二種類の視点があると考えられる。精神医学、心理学、社会学などの専門的な知識を駆使した処遇をここでは、便宜的に「専門的処遇」と名付ける。近時、刑事施設で進められている改善指導のうち、性犯罪再犯防止指導などの特別改善指導は専門的処遇に当たる。一般改善指導であっても、一部の窃盗防止指導や暴力防止指導など、認知行動療法などの心理学の専門知識に基づく処遇は専門的処遇といえることができる。しかし、専門的処遇以外にも給養、生活環境などの受刑者の日常的な取り扱いや作業、外部交通、一時帰休、優遇制度など、専門的処遇とは言えないものがあり、これを「一般的処遇」と言うことができる。本章においては、これらの違いを前提にしつつ、考察を進めることとする。

本章では、我が国における長期刑受刑者に対する施設内処遇の歴史的変遷及び現在の処遇の概要を、主に矯正の実務家の論考によりながら概観したのち、海外における長期刑受刑者の処遇の実情について紹介する。その後、我が国において現在行われている専門的処遇のなりたち及び経過をみた後、現在長期刑受刑者に対して行われている専門的処遇のうち、多くの者が対象となると考えられる「被害者の視点を取り入れた教育」について概観する。その後、第2章及び第3章で概観したものと同様な、長期刑受刑者の特質に立脚し

たうえで、長期刑受刑者のニーズに沿って「被害者の視点を取り入れた教育」を新たな角度から提供している実践例について紹介することとする。

第1節 長期刑受刑者の施設内処遇

第1項 我が国における長期刑受刑者の処遇

(1) 我が国における長期刑受刑者処遇の歴史

刑事収容施設法の制定まで長く我が国の矯正実務を規定してきたのは、明治41年(1908年)に、それまでの監獄則に代わって制定された監獄法であった。この監獄法が制定された年に、長期刑受刑者の収容について、刑期12年以上の長期受刑者を集禁する特別監獄が指定された(小菅, 樺戸, 三池)(司法省訓令監甲720号)。明治以降の我が国における刑務所制度の包括的な研究を行った小野(2009: 156)によれば、この決定は、これ以前の明治30年(1897年)当時から、部分的にではあっても懲治人や幼年囚は「特別幼年監」に、女子は「女囚特別監」に拘禁され、「集治監」はその制度が廃止された後にも長期囚を拘禁し続け、ある程度の分別はおこなわれていたため、本訓令は従来分類実績を確認的に規定したものであると分析しているが、この際、なぜ、刑期12年を基準として「長期刑受刑者」としたのかについては、判然としない。

大正2年(1913年)の全国典獄会同において、当時の監獄局長が分類拘禁の必要性を説き、当時の実情について次のように述べている。

「囚人の刑期、年齢、性格等の異なるに従って監房もしくは監獄を別異し、其種類に適應する処遇方法を施すと云ふ事は、個別主義に基く行刑法の根本原則でありまして、現今何れの文明国に於いても獄政の第一要義として其実施に努めつつあるところであります。然るに残念ながら我国においては今日に至る迄、未だ實際に有効なる合理的の分類並に分禁法を行ふことができないのであります。我国に於ても監獄法の面には、性格、年齢、罪質、犯数等を斟酌して監房を別異すべしとの明文は載せてあるが、各監獄に於ける實際の有様を見れば、其の適用全く形式一片で、法の精神は少しも実現せられて居ない様に思われる。」²¹

この発言は、現在の分類収容制度に続く思想を表したものと考えられる(小野, 2009)。その後、大正4年(1913年)に当時までの移送区分を追認して、明確にした(通達監甲496号)。さらに、大正13年(1924年)の司法省訓令行甲921号により、懲役10年以上の者は、小菅, 高松, 岡山, 三池, 宮城, 網走, 熊本, 網走に集禁されることとなった。

それでも、上記のように刑期の長短に応じて、それを収容する監獄を分けることについては、厳格に解されていたものではなく、長期刑受刑者の収容状況によっては、変更がなされていたものと思われる。たとえば、昭和10年(1935年)の行刑局長依命通牒によると、長期刑受刑者の収容区分は上記の大正13年司法省訓令行甲921号によるものとしつつも、小菅監獄の被収容者が減少し「作業上多大ノ影響有之且ツ拘禁緩和ヲ図ル為メ當分ノ

21 大正2年全国典獄会議における谷田監獄局長訓示。小野(2009: 462)から転載。

間前記訓令ノ他（中略）刑期七年以上ノ初犯者ハ小菅刑務所ニ收容相成様致度」とされ（昭和 10 年 2 月行刑局長依命通牒行甲第 131 号ノ 1），それが、かなり遅くまで続いていることが認められる。

昭和 18 年（1943 年）に、それまでの訓令が廃止され、刑期 10 年以上の長期受刑者は宮城、秋田、岡山、熊本、網走の各監獄に收容されることとなった（行甲 1154 号訓令）が、戦後において、アメリカ行刑から分類（Classification）の思想が持ち込まれ、昭和 23 年（1948 年）に各行刑管区毎に施設を単位とする收容分類制度が確立された。その際には、刑期にかかる分類級別基準として、「成人男子中、刑期が長い者」は C 級とされ、千葉、大阪、岐阜、広島、熊本、宮城、秋田、網走、高松の各刑務所がそれらを收容すべき施設として指定された。その際は、刑期の下限は管区によって異なり、7 年とするものや 8 年とするものであったが、昭和 47 年（1972 年）の「受刑者分類規程」の制定により、現在の受刑者の集団編成の基本となり、執行刑期 8 年以上の者を L 級とすることとなり、犯罪傾向の進度により、それが進んでいないものを LA 級、進んでいるものを LB 級として分け、施設の收容区分とした。この分類規程は平成 10 年（1998 年）まで続いたが、その後長期のものを執行刑期 10 年以上の者として、現在に至っている。

（2）長期受刑者処遇の指針

明治期の長期刑受刑者の処遇指針がどのようなものであったのかは判然とはしないが、大正時代の「凶悪不良囚の集禁，丙種拘禁の開始」の一部にその実態がやや見える。これによれば、凶悪不良の男子成年懲役囚で無期及び残刑期 2 年以上の者が千葉監獄他の 8 施設に移送されることとなった。これは、いわゆる個別的扱いの一つとして、一般に戒護の困難度を緩和し、監獄の秩序を容易にし、作業の進捗その行刑上の効果を十分に発揮するためと説明されているが、收容を担当する監獄に対しては、凶悪不良の長期刑受刑者であるとしても、これを終始独居拘禁にすることなく、工場設備、業種の選択、用具等を考慮し、なるべく工場作業に就かせるよう注意を促している（大正 10 年（1921 年）12 月監甲訓令第 1098 号）。丙種受刑者の処遇は非常に苛烈なものであったと記録されているが（小野 2009），これから考えると、それでも長期刑受刑者は一般に重い犯罪により受刑した凶悪な者と考えられ、苛烈な処遇を行うことが認められていたものの、作業によって教化を行うべきものと考えられていたことが認められる。

その後、受刑者を初犯の者と再犯の者という犯罪傾向によって分ける思想が出てきてからも、依然、長期刑については、その犯罪傾向にかかわらず一律に C 級としていたが、昭和 47 年（1972 年）になって、「受刑者分類規定」が作成され、執行刑 8 年以上の者を L 級とし、さらに犯罪傾向の進度によってさらに処遇し分けることとし、それぞれを LA 級、LB 級とすることとした、さらに、昭和 47 年当時の分類級別処遇基準により、以下のような、L 級の処遇指針が定められた。

- （1）長期的展望に立った計画による処遇を行うこと、
- （2）感情、情緒、態度等の起伏を把握しておくこと、
- （3）熟練又は長期の学習を要する職業訓練・教科を行うこと、
- （4）行事を活発に計画し、クラブ活動を奨励すること、

- (5) 一般社会情報の提供に努めること,
- (6) 健康の管理及び体力の維持に留意すること,
- (7) 保護引受人との面会・通信等を積極的に指導すること,
- (8) 釈放前教育を徹底して行うこと。

この長期刑の処遇基準は、現在の刑事施設収容法下においても引き継がれており、現行の「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について（平成 18 年（2006 年）5 月矯成第 3315 号矯正局長依命通達）」においても、対象とする刑期の期間は 8 年から 10 年に延長されたが、実質的には、L 指標受刑者の処遇の標準として、全く同様の項目が定められていることから、現在でも規定上は、上記の重点すべき処遇重点事項に従った処遇が行われているはずである。

第 2 項 長期刑受刑者処遇の実際

第 1 章において、現在の公式統計に基づく長期受刑者に対する処遇の量的な実情については既に紹介しているので、本項では、長期刑受刑者処遇の質的な実情として、多くの場合、実務家が執筆した論考を頼りに紹介する。

林（1973）は、新たな分類制度が発足した後に、B 級施設であった徳島刑務所における実態を示している。再犯のものについて、長期刑の執行が現状のものである限り、自由刑の執行が応報としての正義を実現し、隔離拘禁によって、刑務所に拘禁されている期間現実的に犯罪防止の役割を果たすことはできるにしても、苦痛としても教育としても効果が十分上がっていないばかりか、長期拘禁の弊害のみが大きく目立つのではないかと疑問を投げかけている。特に、受刑者は「無期刑で社会でびくびくして暮らすより、刑務所にいるほうが楽で良い」という印象まで聞かれる、としている。

伊東（1978）は、同様に C 級施設から LB 級施設に移行しつつある熊本刑務所の現状をレポートしている。そこでは、処遇全般の職員の姿勢として、LB 受刑者の歪んだ価値観、自己本位の偏狭な考え方に根ざしていたり、処遇の緩和を目的としたような駆け引きに対して、粘りと根気が必要である一方で、受刑者の過去の問題行動にとらわれ過ぎないようにすべきであり、偏見を持って対処するとますます心の歪みを助長することになると警告している。また、不自由で単調な施設生活は矯正処遇の場としてふさわしくないと述べる。よく言われる受刑者の入所後 4～5 年を一区切りとしての落ち着きは、むしろ「刑務所ぼけ」と考えられないこともないとし、できるだけバラエティに富む潤いのある施設生活のプログラムに配慮すべきであるとしている。さらに、新入教育・教科教育を充実させ必要があるとしている。釈放時に職業技能、資格の取得者が少ないことを嘆いているが、底には積極的な指導をしてこなかった施設側も責められるべきであるとしている。施設における集合訓練は、A 級に限定されることが多く、LB 級は不適格者として落ちこぼれてしまうことも原因であるとしている。

石橋（1980）は、上記の論考と同様の処遇内容を紹介し、長期刑受刑者の処遇を改善するためとして、以下の三つの点を述べている。①長期刑受刑者処遇に適した生活環境の整備として、個室の整備、作業以外の日課やクラブ活動などのための教室や集会室を居室棟

ごとに設けること、釈放準備のために相当期間を過ごすことができる半開放又は開放設備の整備が望ましい。②集団生活のよりよい管理を目指し、グループ指導の充実を図るべきとして、クラブ活動等を通じてより良いグループの形成に努めること、工場作業においても目標管理や安全管理の分野で、就業者に参画の意識をもたせるための試みが有効である。③職員とのより良い人間関係の樹立に努めるべきであるとして、行刑の伝統である担当制について、よくその役割を果たしたとしつつも、将来については作業技官、心理技官を含めたかたちでの処遇チーム制を検討すべき段階に来たとしている。そのためには、カウンセラーなどを部内職員から養成するなどして長期刑受刑者との多角的な接触を図り、人間的な交流の機会を多くすることが要請される、としている。

一条（1997）は、具体的に無期懲役刑受刑者が仮釈放になった事例に即しながら、長期刑受刑者が施設生活に適応しつつ、施設外教育や良い指導職員と出会ったことを契機に、仮釈放を受けるまでに成長する姿を描いているが、その中で、新入時教育や分類調査での個人面接で無期刑の仮釈放に至る経緯について詳しい説明をしたこと、長期刑の過ごし方について説明を受けたことが重要であったと述べている。しかしながら、工場で淡々と問題なく過ごすことが表面的な安定に過ぎず、受け身一方で職員の指示にもっぱら依存した生活に陥ってしまう危険性があったところ、施設外教育に参加してショックを受けたことが社会生活を現実の者として考える機会になったとする。さらに、処遇の試みに当たって一番大切なことは、処遇を受ける主体である被収容者を中心に置くことが必要だと説く。

佐々木（1998）は、一条（1997）と同様に、宮城刑務所において、中間期の処遇として、テレビドラマを視聴させた後や、課題読書の後に感想文を書かせているとしており、そのような処遇は、一方で受刑者の人間的な成長を図り、他方で「施設化」の弊害を防止することを目標としており、感想文を書かせることは、情緒的な関わりの琴線に触れて感じ取ったことや、日々の生活では語れない胸の裡を表現することで、知的・情緒的な体験ができるとしているが、長期刑受刑者が高齢に達すると気力・体力共に低下して、刑務所の片隅でそっと受刑生活を送りたいとしている高齢受刑者の処遇を保護と一体となって考えていく必要があるとしている。

以上は、刑事収容施設法施行前の長期刑処遇の状況を示したものである。次に同法施行後の状況を紹介した論考を紹介する。

徳島刑務所における長期刑処遇を紹介した平良（2009）は、無期刑の者について、信書の発受など、外部交通が非常に少ないことに言及し、収容期間が長期化するにつれて、いわゆる「社会離れ（p 50）」の状況が起きていると指摘し、無期刑受刑者の外部交通は、適切な相手方を設定し、一定の頻度で効果的かつ継続的に行うための、矯正、保護機関の体系的な取り組みが必要だとしている。また、無期刑受刑者の大半が「何年かかってもいいので、仮釈放の恩恵に与りたいとの思いを秘めていることがうかがい知れる」とし、そのために、集団生活において、特に自己を顕示することなく、回りに合わせた粛々とした受刑生活を送っているとしているが、その取扱いとして、無期刑は、集団編成自体を有期刑と切り離し、A 指標、B 指標という犯罪傾向の分け方だけではなく、仮釈放の円滑化を重視し、改善更生の過能性が期待できる者とそうでないものに細分化したり、あるいは、健康管理面を重視して年齢層別に細分化したりするなど、きめの細かい処遇を展開できる

環境を構築することが必要だとしている。

LB 指標の受刑者を収容する施設に関する論考が多い中、LA 指標を収容する岡山刑務所での無期懲役受刑者の処遇について、阿部（2009）は、無期懲役受刑者の仮釈放が激減している中、無期懲役受刑者の高齢化が不可避であるとして、医療体制の整備の必要性を述べる。さらに、長期刑受刑者は刑務所に入所後、一日でも早く仮釈放になりたいとして、刑務作業を真面目に実施し、改善指導等にも積極的に参加し、贖罪活動を始めて、所内で反則行為を起こすことなく生活しているものの、それを評して、部外者から、実際は、ただ時の経過を静かに過ごすことだけを考えて受刑生活を送ることになり、社会復帰後のことを考えているのか、それに向けた指導をしているのかという点に着目すると「空洞化」した生活となっていると指摘されたとする。そこで、これまで実施してきた改善指導は計画的かつ、個々の受刑者に対する指導の必要性を専門的に分析した上で効果的な時期に効果的な指導をしているとは言い切れない感があったとし、長期に渡る受刑生活を空洞化させないための改善指導の充実化に取り組む必要があるとしている。

総じていうと、刑事収容施設法施行前までは、作業中心の処遇が展開されているものの、それが真に社会復帰に役立つか否かという観点は付随的であるか、改めて疑問に感じられることもなく過ぎていたようにも思われる。受刑者の社会復帰は述べられているとしても、その実現については、かなり、ドグマティックなスローガンに過ぎず、そのために何を行うか、という観点は不足していたように思われる。

しかしながら、それは、ある意味では刑事施設での作業を行わせておくことで、集団の統制を容易にし、少ない職員で多くの被収容者を管理するという効率性を第一の目的にすることの隠れ蓑と考えられる一因ともなり、作業への取り組みが矯正指導効果を持つことを過大に宣伝することにより、他の処遇の発展の道を自ら放棄していたとの批判をも免れない状態であったとも言える²²。

拘禁の弊害や施設化というものについては、所与のものとして捉えられており、それを軽減するものとして、余暇や集団活動などは述べられているものの、実際に行われているとは実務上あまり考えられなかった状況であるように思われる。

2002 年から始まった、当時の過剰収容に伴い、収容環境は改善しているとは言いがたい状況にある。個室の整備やクラブ活動などのための教室の整備はなかなかままならない状況である。また、石橋（1980）が執筆した当時は監獄法下での改善を求めていたためか、教育的・専門的処遇には言及がなされていないが、その反面、職員とのより良い人間関係の樹立が掲げられており、作業技官、心理技官等を含めた処遇チーム制下での、多角的な接触、人間的な交流の機会の増大が要請されている。現在では、第2節以降に述べるように、専門的処遇がなされ始めているが、多角的な接触や人間的な交流の機会については、まだまだ改善の余地があるように思われる。

²² その限界について本庄（2009）参照。

第3項 外国における長期刑受刑者の処遇

前節において、我が国においては、長期刑受刑者の処遇の全体像については、いわゆる研究者の視点に立った論考は少なく、実務家による紹介に多くを負っていることを見てきたが、海外においても事情は変わらないようであり、前章まででみたように「刑務所の弊害」に関する心理指標の計量的な実証研究がある（Porporino, 1990；Zamble, 1992など）ほか、Flanagan（1982）やYang, et al.（2009）のように、長期刑受刑者の心情を質的研究により明らかにした研究がみられるが、長期刑受刑者の処遇全般に関する客観的な論考は少ないように思われる。

これは、未だ刑務所収容がいわば真空地帯のように捉えられ、収容とともに社会からは無関係な存在であると思われてしまうことにも一定の原因があるように思われる。これは、第1章で見たように、非常に重大な犯罪によって収容され、社会から長期間隔離される長期刑受刑者の場合には特に顕著であり、いわば、社会から忘れられた存在となってしまうことにも一因があると思われる（Kazeiman and Toch, 2015）。

しかしながら、2000年代から、刑務所被収容者であってもほとんどのものは最終的には社会に戻るものであるとの視点が強調され始めており（Travis and Vicher, 2005; Petersilia, 2009）、その視点に立った論考が示され始めているとよい。そのような中で、欧米の刑務所においても、長期刑受刑者の割合が増加していることが指摘されており（Kazeiman and Travis, 2015）、どんなに長期の刑を受刑している者であっても、一般の受刑者と同様、社会に帰還するものであるならば、刑務所内で行われた処遇の良否によって、その後の社会人としての適応の良否が定まるものであることを強調し、その視点から受刑者処遇を見るべきだと主張し始めている。本項では、数少ない海外の長期受刑者処遇の実情を紹介した文献（Ruddell, Broom and Young, 2010）により、長期刑受刑者の社会とのつながりに焦点を当てたプログラムの一つである、ライフラインプログラム（Lifeline Program）について紹介する。著者らによれば、多くの終身刑受刑者が本プログラムを通じて社会復帰しており、そのことは、本プログラムが効果的であるばかりではなく、公共の安全へのリスク管理もなされていることを示している。

（1）ライフラインプログラムの内容

ライフラインプログラムは1991年に長期刑受刑者のニーズに答える形で開始された。1976年の死刑廃止により、長期刑の受刑者がそれ以前に比較して6倍にも激増したことに対応したものである。

Lifelineプログラムは、1986年に長期刑受刑者のニーズ調査を行い、①In-reach サービス、②地域資源の活用及び③公衆の理解の3つの要素を核として、民間団体が開始したものである。Lifelineプログラムの中核は、In-reach職員であるが、彼らは、自身が終身刑で受刑しており、出所後最低5年間再犯がなく、仮釈放委員会及びカナダ矯正局から他の受刑者のロールモデルとなれるものであると認定された者である。その職務は、終身刑受刑者がまだ刑務所で受刑しているときから接触を取りつづけ、釈放の準備を行うが、場合によっ

ては、仮釈放審問手続²³の援助も行う。In-reach 職員はカナダ矯正局との間で Lifeline プログラムを実施する契約を結んでいる民間団体に雇用されており、2009 年段階で 25 人が登録されており、125 人の終身刑受刑者に対して 1 人の In-reach 職員がいる計算となる。

In-reach 職員の役割は、受刑者の指導者、啓発者及び仲裁者であり、終身刑受刑者個人に定められた矯正目標の実現を手助けし、刑務所からの一時帰休の際に同行し、家族の問題や要請に対処し、緊急の際の介入等を行うことであるが、最も大切な職務は、終身刑受刑者が長期刑受刑に適切に対処する手助けをすることである。なぜなら In-reach 職員自身が困難な拘禁に自らが対処してきたのであり、その経験や対処術を共に働く終身刑受刑者と共有することが求められているのである。

長期刑受刑者作業委員会（The Task Force Report on Long Term Offenders）の報告（Correctional Service of Canada, 1996）では、長期刑受刑者は判決後の受刑期間を通じて 4 つの異なる段階を経験すると認定した。それらは、①適応段階、②刑務所環境への同化段階、③釈放準備段階及び④地域再統合段階であるが、In-reach 職員はそれぞれの段階で終身刑受刑者をサポートすることとなる。

①適応段階

カナダの終身刑受刑者は受刑直後の 2 年間は必ず、重警備施設に収容され、そののちに一般（中程度の警備）刑務所に移送されるが、その多くの者にとって、刑務所生活そのものが初めてであることから、刑務所生活の公式・非公式を問わずルールに（初期）適応することが非常に困難である。In-reach 職員は、自身の経験を通じて、その初期適応を支えることとなる。

②刑務所環境への同化段階

ほとんどの者が刑務所環境に適応するものの、その後、抑うつ、不安、怒り、罪悪感、たいくつ、そして孤独感である否定的感情を経験することになる（Zamble, 1992）。また、長期受刑者は「人間としての成長を遂げるために努力するように」と言われているが、実際には、彼らの動機付けは低く、長期刑受刑者に関しては、教育、職業訓練プログラムへのアクセスは釈放前の者に優先的に割り当てられ、同化段階の者には回ってこない。

刑務所での環境に慣れるにつれて、長期刑受刑者は自らの人生の意味を考え始める。これは、長期受刑者の多くの者が「刑務所にずっと拘禁されていると自分の意味を否定されたような気がする」と述べていることにも対応する（Yang, et al., 2009）。そのような背景には、家族などの面会が少なくなり、外の世界の友人との関係が徐々に希薄になることも寄与している。そのようなときに In-Reach 職員の存在により、長期刑受刑者が、刑務所拘禁中であっても、寄る辺とするポジティブな関係がなくともしっかりと生きて行けていることを実感させることができる。

③ 釈放準備

刑務所で適応をしていたとしても、釈放が近づいてきた長期受刑者には異なる種類の援助が必要である。カナダのシステムにおいては、仮釈放となるための条件として、一連の

²³ カナダでは終身刑受刑者は罪種によって、仮釈放の審査の適格性を得るまでに受刑すべき最低期間がそれぞれ定められているが、申請によってその期間を短縮できることとなっている

一時帰休制度を伴う有効な矯正計画が設立されていなければならない。一時帰休は、職員の戒護付きの一時帰休、それに引き続いて数時間から数日間に渡る戒護なしの一時帰休を経て、ハーフウェイハウス等での居住を条件とする日中の仮釈放となるが、これらの制度において、長期刑受刑者は刑務所では経験できない新たな役割を経験することになり、その変容の手助けを行うのが、In-reach 職員であると考えられている。外部との面会が多いものほど再犯しにくいとの調査結果があるが、その傾向は長期刑受刑者でさらに強まる。刑務所外部からの支援が釈放後の社会再統合に有利に働くことが認められるのであり、In-reach 職員はそのような良い影響をもたらす外部支援を提供するのである。釈放後に、長期刑受刑者は刑務所では経験し得ない、雇い主からの需要に答えたり、なかなか見つからない職探しをしたり、居住先を見つけたりと言ったさまざまな問題に対処しなければならず、身分証明書作成、銀行口座開設、運転免許取得と言った他の人々にとって見れば当たり前と思われるようなことについても、援助が必要となる。このような生活スキルはもちろん、刑務所内の教育プログラムで教えられていることではあるものの、個人において理解度は様々であり、それに従った援助が必要となる。

さらに、仮釈放の順守事項違反をした者の研究 (Zamble and Quinsey, 2001) から、違反者は違反の前日に、イライラ感、不安感、抑うつ感、怒り及びストレスというネガティブな感情を経験していることがわかっており、さらに、順守事項違反によって、賞賛される、お金が儲かる、スッキリする、性的満足を得る、アルコールでハイになるといった、満足を得ることを期待していたとの調査結果もあるが、それらの感情や誘惑も自らが経験している In-reach 職員であれば、長期刑受刑者が聞く耳を持つようなアドバイスができることを期待でき、それによって、仮釈放順守事項違反を減少させる可能性が期待できる。

④公衆理解の促進

In-reach 職員は長期刑受刑者の問題を理解しようとする地域団体、職能団体とのミーティングを通じて、終身刑受刑者の困難性等を伝えている。

Ruddell, Broom and Young (2010) によると、同プログラムについて、2009年にカナダ矯正局により効果検証が行われ、長期刑受刑者の要請に合致しており、その社会復帰に必要であると認定された。しかしながら、終身刑受刑者のみならず、刑期10年以上の長期刑受刑者も対象とすべきこと、また長期刑受刑者の数に比較して In-reach 職員の数が少ないこと、さらに実際に In-reach 職員の実際の面会回数にばらつきが多いこと等が問題点として指摘された。

同研究では、Lifeline プログラムの対象者と思われる（明示的に語られているわけではない）終身刑の受刑者の保護観察継続率、良好終了数・率、棄却数等、その期間等のみが取り上げられており、比較対象群の数値が報告されていないことから（Lifeline プログラムの利用率は利用可能な者の80%程度であると報告されているので、それらの数を示したものと思われるが）、その真の効果まで把握できない。

研究においては、Lifeline プログラムは非常に効果的であるとしながら、その問題点として、In-reach 職員が長期受刑者と関係を持つのが基本的に施設収容中だけであることから、地域内でも一貫したサポートが望まれること、Lifeline プログラムが全国に広く展開されているものの、職員＝被収容者比が大きく、密度の高い支援がなされているとは言いがたい

こと、すべての終身刑受刑者が利用しているわけではないことが挙げられている。

さらに、介入と効果の関係については必ずしも明らかではないことは（正当にも）認めており、今後、In-Reach 職員との面接や関係性の濃淡と結果の関係を調査する必要があることが示唆されている。

第2節 専門的処遇

第1項 我が国での専門的処遇の発展

前節でもみたとおり、我が国における刑事施設の処遇は、刑務作業を中心としたものであり、就労や厳しい処遇を通じて更生に結び付けようとするものであって、専門的知識に基づく教育的処遇については、多くは語られてこなかったといつてよい（小野・朝倉，2008）。

しかしながら、平成18年に全面施行された刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事施設収容法」又は「法」という。）は、受刑者処遇の原則として、「その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行う」（第30条）と定め、そのために、「刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適應するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。」（第103条第1項）とした。この指導が「改善指導」と呼ばれるものである。特に、受刑者に「一定の事情」があることで、その改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる場合はその「事情」の改善に資するような配慮をしなければならない（同条第2項）として、刑事施設収容法において2種類、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（以下、「規則」という。）において4種類の事情を定めており、これら法令に定められた6種類の事情の改善に資するための指導が「特別改善指導」と呼ばれる。法令で定められた事情と特別改善指導の種類、関係及びその内容は4-2-1表のとおりである。

改善指導のうち、特別改善指導に該当しないものは「一般改善指導」と呼ばれる。一般改善指導は、各刑事施設の長が定める計画表に基づいて実施され、①被害者及びその家族又は遺族等が置かれている状況及び心情を理解させるとともに、自らの犯した罪に対する反省を深めさせ、罪障感を養うこと。②規則正しい生活習慣、健全なものの見方や考え方を身につけさせるとともに、心身の健康を増進させること。③釈放後の生活設計に必要な情報について理解させるとともに、社会生活において求められる協調性、規則を遵守する精神、行動様式等を身につけさせること等を目標に、おおむね4-4-2表のとおりの種類及び内容で行われている。

一般改善指導の内容を示す同表を見ると、体育及び運動会といった行事的要素が強いものや、通信教育や実務講座といった学習援助的なもの、さらに、伝統的に刑事施設で行われてきた酒害防止指導や窃盗防止指導等が例示されている。さらに個別の施設レベルでは、暴力防止指導（熊谷，2014）、アンガーマネジメント（高野・本田，2012）など認知行動療法を用いた指導も行われ始めているとの報告もあり、その内容は非常に幅が広いことが伺われる。

刑事施設の改善指導は、多くの場合教育部又は処遇部更生部門の担当職員（教育専門官及び刑務官）によって行われているが、一部では心理職の職員が担当したり、処遇部門の職員が担当したりする場合もある。さらに、多くの施設において、その実施に当たって、処遇部門の刑務官に加えて、保護司、篤志面接委員、教誨師及び刑事施設外部の協力者の援助を受ける場合もある。

特別改善指導には、薬物依存離脱指導（松本，2012）や性犯罪再犯防止指導（法務省矯正局成人矯正課，2012）のような、欧米で一定の知見を得ているものもあり、実践プログラムの例示もあるため、ある程度指導の統一化がなされているが、一般改善指導では、特別改善指導のように実践プログラムの策定が求められておらず、統一化がなされているとは言い難い。限りある人的資源を有効に活用するためには、犯罪者の再犯リスクとニーズを客観的に把握しつつ、ターゲットを絞った指導を選択する必要がある（リスク・ニーズ原則を解説しつつ、我が国刑事施設へ応用を考察した論考として、新海，2008）が、行事的な指導の場合などで対象者が多くそもそも検証になじまなかったり、少人数指導の場合でも指導への編入が希望を元にしており、客観的なアセスメントに基づかない場合も多く、記録のとり方もさまざまであるなど、その指導効果の客観的な検証にはいまだに多くの工夫が必要である（検証を行った例として、熊谷，2014）。

欧米では、刑事施設に入所したことを機会として自分の行動の問題点の考察を促す「動機付け面接」（スウェーデンでの導入例について、Forsberg, Ernst, Sundqvist and Farbring, 2011）や、衝動性など犯罪者にある程度共通だと思われる認知傾向に光を当てた「Reasoning and Rehabilitation（根拠と更生）」（Ross, Fabiano, and Ewles, 1988; この手法の効果に関するメタアナリシスとして Tong and Farrington, 2006）など、既に刑事施設の被収容者にある程度の効果があるとの検証を経た指導が広く行われており、我が国においてもこれらの基礎的な指導を一般改善指導として行うことを考慮する必要もあるのではないかと考えられる。

4-2-1 表 特別改善指導の種類

法令で定められた事情	種類及び略称	内 容
麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること (法第 103 条第 2 項第 1 号)	薬物依存離脱指導 (R1)	薬物の害悪と依存性を認識させるとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用しないための具体的な方法を考えさせること。
暴力団員であること（法第 103 条第 2 項第 2 号）	暴力団離脱指導 (R2)	暴力団の反社会性を認識させるとともに、暴力団員となった自己の問題性を理解させ、所属していた暴力団から絶縁する意思を固めさせること。
強姦等わいせつ目的の罪の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足があるこ	性犯罪再犯防止指導 (R3)	性犯罪につながる認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な

と（規則第 64 条第 2 号）		方法を習得させること。
人の生命又は身体を害する罪により刑の執行を受け、その被害者及びその親族その他の関係者に対する謝罪の意識が低いこと（規則第 64 条第 1 号）	被害者の視点を取り入れた教育 (R4)	自らの犯した罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を理解させるとともに、自己の問題性を理解させ、被害者及びその遺族等に誠意を持って対応するための方法を考えさせること。
自動車の運転に関する罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと（規則第 64 条第 3 号）	交通安全指導 (R5)	交通規範を遵守することの重要性を認識させるとともに、自ら犯した事故の責任や事故に至った自己の問題性を理解させ、人命尊重の精神を身に付けさせること。
職場における人間関係に適応するのに必要な心構え及び行動様式が身に付いていないこと（規則第 64 条第 4 号）	就労支援指導 (R6)	職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方を考えさせること。

（受刑者の改善指導に関する訓令 平成 18 年 5 月 23 日矯成訓第 3348 号別表 2 を転載）

4-2-2 表 一般改善指導の種類

事 項	種 類	内 容
被害者感情の理解	被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪障感を養うための指導 (被害者感情理解指導)	被害者又はその遺族等による講話、視聴覚教材視聴、課題読書等
規則正しい生活習慣・健全な考え方の付与、心身の健康の増進等	酒害教育、窃盗防止教育その他の犯罪に対する意識、態度及び行動面の問題に対する指導 (行動適正化指導)	講話、面接、内観、グループワーク等
	自己啓発や人間性回復のための指導 (自己啓発指導)	読書指導、教養番組指導等
	自己の問題性について、改善のための目標を設定し、自己点検しながら目標達成に取り組ませる指導 (自己改善目標達成指導)	自己改善目標の設定、目標達成度の自己点検、課題読書、視聴覚教材視聴等
	体力づくり、健康維持のための指導 (体育)	体育、講話等

	体育的，儀式的，文化的，学芸的指導 (行事)	運動会，文化祭等
生活設計，行動様式の 付与等	資格取得，職業意識・知識の付与，生活設 計及び社会復帰への心構えに関する指導 (社会復帰支援指導)	通信教育，実務講座（簿記，福祉 関係等），面接等
	家庭，職場等で円滑な人間関係を維持する ために必要な対人関係スキルの指導 (対人関係円滑化指導)	SST，面接等

(受刑者の改善指導に関する訓令 平成 18 年 5 月 23 日矯成訓第 3348 号別表 1 を転載)

長期刑受刑者の犯罪は多くの場合，殺人を含む凶悪犯罪であることから（1-2-4 図参照），その専門的処遇としては，被害者の視点を取り入れた教育（R4）が行われることになる。もちろん，殺人，重大な傷害を伴う性犯罪の場合は，性犯罪再犯防止指導（R3）が指定される場合もあるが，これについては，本論文では対象にしない。

第 2 項 刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育

（1）成立経緯

刑事施設においては，刑事施設における特別改善指導の導入前から，被害者の感情を理解して罪障感や贖罪の意識を涵養するための指導が行われてきたが，現在の被害者の視点を取り入れた教育は，犯罪被害者等基本法の成立等を受けて作成された，犯罪被害者等基本計画の取組みのひとつとして，「犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進」が掲げられたことが大きな要因となり，2004 年に矯正局の主導で実施された「被害者の意見を取り入れた教育」研究会の提言に基づき，実施が検討された結果，刑事施設において実施される特別改善指導のひとつとして法定された。

（2）対象者及び指導目標

指導の対象者は，「被害者の命を奪い，又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し，被害者及びその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者」とされており，対象となり得る犯罪は危険運転過失致死傷や傷害，殺人，強盗，強姦等極めて多岐に渡る。

矯正統計年報によると，2012 年及び 2013 年の出所受刑者 27,485 人及び 26,535 人中，なんらかの矯正処遇（特別改善指導及び教科指導）の指定を受けた者は 16,330 人及び 16,334 人であったところ，R4 に指定されていた者はそれぞれ 1,011 人（全出所受刑者の 3.8%及び指定を受けた者の 6.2%）及び 939 人（同 3.5%及び 5.7%）であった（他の改善指導の指定を受けた者を含む。法務省，2012）。

矯正局作成の指導要領によると，R4 指導の目標は，受講者が①自分が起こした事件を「犯罪」として省みるだけでなく，被害を生じさせた「加害行為」として見つめ直させ，「加害者」としての責任の重大さを自覚するように促すこと，②犯罪行為によって被害者

の精神面や身体面、その他生活全般に生じる問題について理解させ、犯罪被害者がおかれる状況の深刻さを現実として認識させること、③自分が起こした事件の被害者について、事件当時から現在に至るまでの心情や生活状況に思い至らしめるとともに、加害者として被害者に対してなすべきことを具体的に考えさせ、実行に移す決意を固めさせること、及び④考え方の誤りや偏り、生活の崩れなど、加害に至った自分の問題点について認識させるとともに、二度と犯罪を犯さず、被害者を出さない（加害者とならない）ために、自分が何をなすべきかを具体的に考えさせ、実行の決意を固めさせること、とされる。

（3）指導の実際

R4 指導は全刑事施設で実施されており、佐藤・多田・川邊・藤野・坂井・谷村・東山（2009）の調査によると、多くの施設において、5人程度のグループで行っているが、指導の過程すべてでグループワークが行われているわけではなく、講義、講話、グループワークやロールレタリングなどさまざまな形態が混合されている。犯罪傾向の進んでいない A 指標受刑者を収容する施設ではグループワークを行っている場合が多く、犯罪傾向の進んでいる B 指標受刑者を収容する施設では講義を中心とする場合が多いことを明らかにした。

また、本指導が刑事司法における被害者参加と非常に密接な関係があることから、被害者について十分な知識を持ち、被収容者の社会復帰に賛同する犯罪被害者やその支援団体のメンバーなどを招聘して指導に関与してもらうゲストスピーカー制度を取り入れている。

R4 指導の受講者のスクリーニングにおいては、上記の被害の発生等にかかる事実のほか明確な基準や尺度は整備されておらず、グループの編成に当たって、故意の有無、被害者が親族である者と非親族である者、事案が交通事犯や過失犯である者とその他の者が混在する可能性があり、効果的な指導に当たって工夫が必要となる。また、本指導に期待される効果が、加害者の認知的変容を求めつつ、被害者の困難な状況に関する知識の増大を求めているようにも捕らえられることから、焦点が絞りにくいことに加えて、刑事施設出所後の具体的な謝罪行動にまで及ぶなど、非常に多面的であるため、処遇の目標設定が困難であり、客観的な効果測定の基準が明確でないということが指摘されている（川島, 2009；山下, 2011）。

佐藤・多田・川邊（2010）は、30 庁の刑事施設における R4 指導の受講者について、その実施前後の意識の表層での変化及び意識のより深いレベルでの変化を見るため質問紙、投影法（SCT）及びロールレタリングの実施結果を分析し、指導を受講することで事件との直面化、責任の受容、犯罪の中和化、罪障感、謝罪の動機及び実施意思、自己の問題点の認識等の観点においてある程度の効果があるとし、これらの指標に基づく評価手法を提案している。しかしながら、この分析以降に同様の効果検証を行った研究は少ない。

2013 年、矯正局において、再び本指導の改善策が検討され、受刑者個々の資質に応じて段階的な処遇が必要であること、来所するゲストスピーカーの二次被害を防止する工夫が必要であるとされた（矯正局成人矯正課等, 2012）。

第3項 米国における類似処遇の検討

海外における類似のプログラムとして、アメリカにおける Victim Awareness Program が挙

げられる。同プログラムも、我が国の R4 指導と同様に、矯正施設内の加害者に被害者の状況等を理解させ、その行動を変容させることを目的としている。同プログラム前後での受講者の変化を対照群と比較した効果検証では、被害の認知、被害者の権利及び被害者の心情理解という点で受講群では対象群に比較して改善が認められたが、被害者を非難する傾向については有意な差が認められず、さらに責任の受容に関しては受講群の変化がなかったのに対し、非受講群については効果が見られたとの結果が出ており、今後のプログラムの改善のためにより詳細な分析が必要であると報告されている（Gaboury and Sedelmaier, 2007）ほか、施設内での規律違反行動の減少への効果を示唆するものもある（Gaboury, Sedelmaier, Monahan, and Monahan, 2008）。ただし、これは、長期刑受刑者に限った研究ではないことに注意が必要である。

第3節 長期刑受刑者に対する新たな専門的処遇の取り組み

被害者の視点を取り入れた教育は監獄法の改正に伴い「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行され、特定の問題性を持つことが再犯の原因となっていることが認められる受刑者に改善指導が義務づけられた。これらの指導プログラムは、対象者の問題性にあわせた指導内容が組み立てられているが、そのうち、性犯罪再犯防止指導（R3）プログラムを除いて、プログラムに導入する対象者のアセスメントや効果測定の方法論が確立されていない等の課題が残されている。一方、専門的処遇については、最も問題性の高い者に対して対象を絞った指導を行わなければ効果的ではないとされているところ、現実の指導の内容、対象者の選択については大まかな指針が示されているのみであり、細かな実施上の取り決めについては施設ごとの裁量に任されていることに問題があると指摘されている（新海, 2008）。

そこで、犯罪性の進んでいない長期刑受刑者（LA 指標受刑者）を主に収容する千葉刑務所においては、2012 年度から、千葉大学社会精神保健教育研究センターと5年間にわたる共同研究協定を結び、長期刑受刑者を対象とした指導プログラム実施において、年間の実施人員を増やすこと、個人が抱える問題点に着目した指導を行うこと、効果測定を行うことなど、専門性の高い新たな指導体制の確立、維持を目指すこととしたが、この試みは、研究者と実務家の長期的な共同研究事業として、現実の介入を実施する、国内他刑務所に類をみないものといえる。以下に、共同研究の発展及び効果について、東本・帯施・豊田・大宮・新海（2013）及び東本・帯施・豊田・新海・五十嵐（2014）により紹介する。

第1項 プログラムの目的及び内容の設定

共同研究実施に際し、対象者の状況を把握するために、所内の全受刑者に対するアンケートを行い、「長期受刑者のこころの状態」を把握したが、これは、プログラム実施に当たって、配慮すべきポイントを理解するために行われたものであり、その際には、全受刑者対象(N=724)に WHO-SUBI (The Subjective Well-being Inventory) を実施し、属性とともに分析した（第3章参照）。その結果、長期受刑者のこころの健康と疲労度はともに一般成人

に比較して低いことが認められ、また、こころの疲労度と懲罰については関連がみとめられた。そのため、この調査結果をもとに、長期受刑者へのプログラム策定において、「こころの健康度」に着目して、認知行動療法、Good lives model の観点を取り入れ、矯正局が設定したプログラム内容を一部変更して実施することとした。

第2項 プログラム実施の効果

東本他（2014，2015）によれば、同研究の対象は、「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」参加者であり、2014年までに、35人に対してプログラムを実施した。プログラムは、ウォーミングアップを含めて1セッション90分で実施した。プログラム実施前後にWHO-SUBI及びベックのうつ評価尺度（BDI）を実施し、プログラム終了後は感想文を提出させた。

参加者の平均年齢は、53.52歳であり、IQの平均は82.27であった。プログラム終了時には、参加者から「もう終わりなのか」「延長はできないのか」などの発言が出た。また、感想文では、改善指導への興味がわき上がり、プログラムを通じてルールを守る大切さを学び、学ぶことへの意欲が高まっていることが述べられた。そして、集団生活を送る上での生きがいや目標を見つけ、安心して安定した受刑生活を送るように考えるようになっているという自身の変化を感じていた。実際に、規律違反を起こす者は出ていないとしている。

プログラム実施前後のWHO-SUBIの結果（N=35）からは、こころの健康度、こころの疲労度の得点に改善傾向がみられた（ $t=2.2806$ ， $df=34$ ， $p<.05$ ）。下位尺度では、至福感（ $t=2.39$ ， $df=34$ ， $p<.05$ ）と社会的支え（ $t=2.73$ ， $df=34$ ， $p<.05$ ），精神的なコントロール感（ $t=3.33$ ， $df=34$ ， $p<.05$ ）に有意な上昇がみられた。この結果については、2012年度の調査（N=12），2013年度の調査（N=24）でも同様の結果であり、さらに実績を重ねた2014年度においても同様の結果が出ていることから、本プログラム参加が、こころの健康度および疲労度の改善効果を期待できることが示されたといつてよいと思われるとしている。一方、プログラム前後に実施したBDI（ベックのうつ評価尺度）では、受講前後の得点に一貫して有意な差が見出されなかった。これは、抑うつ度がどちらかという頑健な性質を持ち、介入に対して変化を見せないのに対して、WHO-SUBIで表されるこころの健康度や疲労度はプログラムを通じて改善されることが示されたといつてよいと考えられる。

第3項 考察

上記のとおり、千葉刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」は、刑務所が大学との共同研究を行うことで、一般のR4指導と異なり、独自の発展を遂げ、WHO-SUBIに代表されるような、客観的な評価指標においても一定の積極的な効果を挙げることに成功しているという。

さらに、東本他（2014）は共同研究の副次的効果として、千葉刑務所の施設職員、千葉大学の研究者側にも様々な効果をもたらしているという。それらは、第一に施設職員の専門的処遇への関心の高まりとともに、研究機関側にもメリットがあることであり、第二に、被害者の視点を取り入れた教育という限られた処遇技法に関する共同研究を基盤として、本刑事施設における改善指導全体が一貫した指導体制へと発展することである。

第一の点について、例えば、共同研究者である施設職員から、プログラムのベースとなる理論への興味、関心が高まったことが報告され、長期受刑者に対して「変化を期待しない」スタンスが変化していると述べている。職員がどちらかという、犯罪者の更生及び社会再統合へ向けた処遇の実施について「何も働かない (Nothing Works)」とする懐疑的な見方から「何が有効なのか (What Works)」の視点で再評価を行い、専門的処遇のモデルについて、興味を示し、コンセンサスが形成されるようになってきたといえる。この変化は、プログラムの前後に行われるミーティングを通じてプログラムの方向性や必要な資料を提案し、丁寧に共有していることの効果や、プログラムの経過を通じて施設職員が手応えを感じることができたことによると推測され、職員のこのような意識は、有益に働くことが期待されるとされる。

刑事施設における専門的処遇プログラム実施の施設側の課題としては、受講者選定のためのアセスメントといった対受刑者の課題や、刑事施設内で、指導プログラムを運営する教育部門以外の部門（主に処遇部門）に所属する職員との円滑な連携といった施設内の課題がある。この課題に対して、本処遇の対象者選定に当たって、教育部門職員が候補となった受刑者の意欲について、本人に面接して聞き取りをしたり、当該受刑者が所属する工場を担当する処遇部門職員との話し合いをしたりするなどして選定している。一方、後者の連携については、プログラムの実施後に工場担当職員に対して受講者の変化についてアンケートを行い、現場にフィードバックを行うなど積極的に対処することで対応しており、刑事施設全体の処遇に対する理解度を向上させる効果も得ているとしている。

第二点に関しては、現在、本共同研究から派生して、千葉刑務所においては、暴力防止プログラム（富澤、東本、五十嵐及び土橋、2014）など、矯正局が作成したプログラムの実施にあたって、専門的な助言を受けることができている。さらに、長期刑受刑者の特有の問題点が、コミュニケーションであるという理解のもとにコミュニケーションプログラム（豊田、東本、大宮、五十嵐、新海 2014、豊田・東本、2014）を立ち上げる等、新たなプログラムの作成、運用にあたって、専門的な援助が受けられることとなっている。これにより、長期刑受刑者の専門的処遇がいわば、共通の認識で、かつ、一貫性のある形で展開され始めているといえる。

第4項 本研究の限界及び改善すべき点について

本研究については、現在も共同研究実施中であるため、今後は、プログラムを継続し、さらなるデータ収集及び分析を行う必要がある。特に、第2章、第3章でも触れたとおり、同じ長期刑受刑者であっても、無期刑の者と有期刑の者については相当な差異があると思われるところ、それぞれに対応したプログラムを策定する必要がある。現在、すでに、他の施設において、この観点に立って、プログラムの対象者は分けて行っているとの報告がなされ（阿部、2009）、千葉刑務所においてもそのようになされていると報告されているが、効果検証もそれにしたがって行う必要がある。また、在所期間の長い長期刑受刑者の特質から、在所年数別にプログラム実施の効果を測定したり、プログラム実施の適正な時期及びその内容について検討する必要がある。また、プログラムの円滑な実施にあたり、指導者の育成も継続的に取り組むのみならず、またプログラム実施職員以外への「プログラ

ム理解への啓発」も継続して行う必要がある（この点について、新海（2012）にその例が報告されている。）。

第4節 小括

現在の我が国の長期刑受刑者の処遇については、明治期の集治監制度に端を発し、現在の形に発展してきたと言える。刑事収容施設法下となって、その処遇指針が L 指標と名称変更されてからも、その処遇の全体的な指標は変化しているわけではなく、同様である。

総じていうと、刑事収容施設法施行前までは、作業中心の処遇が展開されているものの、それが社会復帰に役立つか否かという観点は付随的とも受け取られ、実務家の各種の提言に、拘禁や施設化の弊害を取り除く、余暇活動や自主的活動、集団活動などは述べられているものの、実際に行われているとは考えられなかった状況であった。また、阿部（2009）の言うとおりに、長期刑受刑者は行き過ぎた施設適応によって、せつかくの長期間施設滞在を生かすことが出来ず、その体験が空洞化しているとの指摘もある。その点、一条（1997）が指摘するように、一般的処遇の中でも、新入時教育（現在では「刑の執行開始時の指導」）で丁寧な指導を行うことで受刑開始時の心理的ストレスは減少させることができるし、施設外教育（現在では「釈放前の指導」の一つのプログラム）などで受刑者の自覚を促すことも期待できるが、平成 27 年犯罪白書によると、現在は、刑事施設法施行後から 9 年を経た状態で、外泊は 81 件、外出は 6 件の実績しかない。また、外部通勤作業を利用しているのは、年間で 5 庁 15 人、社会貢献作業を利用しているのは 5 庁 40 人（法務省法務総合研究所 2015：64）である。千葉刑務所に勤務していた経験上も、いわゆる施設外教育は非常にまれであった。これは、あまりにも謙抑的であるといえよう。後にも述べるとおり、専門的処遇は外部の協力で発展させられるが、一般的処遇の発展には矯正当局の主導が必要である。

一般的処遇の改善がなかなか進まない理由の一つには、2002 年から始まった、当時の過剰収容に伴い、さまざまな収容環境が悪化したことがあげられ、また、予算上の制約等もあって、個室の整備やクラブ活動などのための教室の整備はなかなかままならない状況であると聞く。

専門的な処遇とは言えないものの、長期刑受刑者の特質に着目したカナダの取り組みとして、Lifeline プログラムを紹介した。これは、元長期刑受刑者に現在の長期刑受刑者の長期刑受刑に伴う心配事の相談や具体的な就職先のアドバイスなどのサポートを依頼するというものである。長期刑受刑者が、基本的には施設に協力的であり、暴力的ではないことから、Flanagan（1982）も刑務所の中での活用を論じている。これはピア・サポートの一つであり（Flecher and Batty, 2012）近時、犯罪者処遇のひとつの形式として注目されているものである。我が国で発展するには当局側の心理的抵抗がかなり強いことが予想されるが、薬物依存離脱指導ではダルクの利用なども進んできており、今後発展が期待できるのではないだろうか。

刑事収容施設法の施行により、近時各種専門的処遇が発展してきているが、基本はリスク理論に基づくものが多く、再犯リスクの低減が目的である。しかしながら、第 1 章でも

見たとおり、長期刑受刑者、特に LA 指標受刑者は、再犯の可能性が低く、本人たちもそのための処遇を求めている。やはり、長期刑受刑者の処遇という以上、長期刑受刑者の特質に着目した処遇が望まれるところである。特別改善指導のうち、長期刑受刑者が多く対象になるであろうものとして、被害者の視点を取り入れた教育（R4）があげられるが、これも実は、長期刑受刑者の特別な事情に向けられたものではない。

その点で、千葉刑務所における新たな取り組みは、Good Lives Model を取り入れることによって、再犯防止というよりも、より幅広い目標に向かっていけると言え、その効果指標も主観的健康感を用いる等、新たな取り組みである。

また、本プロジェクトは、国内では極めてまれな、刑事施設と大学の共同研究であり、上述のような様々な利益を生み出しているが、本共同研究が実務の改善に資するために試行的・漸進的に始められたことから、いくつかの制約があることは指摘しておくべきであろうと思われる。すなわち、現在も対象者が少ないことや、実施上の制約から対照群が確保されていないことがあげられる。また、WHO-SUBI 等、採用された評価尺度の実効性も問題となりうる。

そのうち、対象者が不足していることについては、実施から4年しか経過しておらず、また、教育部門のスタッフの事務負担があることから致し方ないが、今後のデータの蓄積を待つべきである。それにもかかわらず、研究チームは、確実に実施結果を報告し続けており、今後にわたって、実績を積み重ねていくことが期待される。対照群の不在の問題については、本研究においては、プログラムに参加した受刑者の心理尺度得点の改善を報告しているが、それが、真にプログラムの効果であると結論付けるためには、プログラムに参加しなかった、同様の問題点を抱えた受刑者について、プログラム実施前後の得点をとっておく必要がある（対照群を確保した一般改善指導（暴力防止プログラム）の例について熊谷，2014）。本プロジェクトではそのような対照群の確保までは行っていないため WHO-SUBI をはじめとした指標の改善が、プログラム以外でもたらされたという疑念までは排除できない問題点がある。今後、より厳格な評価のためには、対照群を確保した上でその対照群の問題性を介入群と同様にするような統計的調整を行う必要がある。また、第3章適応の内容から、加齢とともに WHO-SUBI の得点に変化することが想定できるかどうか、という点を考えてみる必要がある。

さらに、千葉刑務所における被害者の視点を取り入れた教育は、矯正局の主導するプログラムが志向する、いわゆる被害者の心情理解のための「教育」に加えて本人の人生の質の改善を志向する Good Lives Model を取り入れることを試みているが、WHO-SUBI をはじめとする、採用されている尺度得点の上昇が、真に社会内での適応を改善させ、対象者の適応的な生活の促進を計測しているのかどうかは、まだ明らかになっていない。このためには、この得点の上昇がどれくらい持続するのか、さらには、これらの得点の上昇が実際に幸福な社会生活を送ることと真に関係があるのかを明らかにしなければならない。さらには、LB 指標受刑者に適用するとした場合に、再犯防止の観点から有効であるのかを検証する必要がある。

千葉刑務所における同指導の紹介において、東本他（2013，2014）は、千葉刑務所で行われている現在の取り組みは、長期刑受刑者の Good Life を増大させる取り組みであると同

時に、刑務所と大学の協働によって、職員の処遇リテラシーを増大させているものであると認められ、より望ましい結果を得ることができているとする。長期刑受刑者の処遇に携わる職員の問題については、その処遇意識について新海（2012）が一部触れたほか、保木・松村・増田・浅野・田島（2004）が独立した研究を行っているが、あまり蓄積がない分野であり、今後の発展が望まれる。石橋（1980）は、長期刑受刑者処遇の発展に当たって、職員とのより良い人間関係の樹立が掲げており、作業技官、心理技官等を含めた処遇チーム制下での、多角的な接触、人間的な交流の機会の増大を掲げており、一条（1997）は、長期刑受刑者の処遇の発展に当たって、さまざまな処遇の試みを行うことであり、それに当たって一番大切なことは、処遇を受ける主体である被収容者を中心に置くことが必要だと説く。その観点からも、千葉刑務所で行われているようなプロジェクトの価値は高いと認められ、今後の発展が期待される。

続く第5章では、これまでに論じてきた内容を総括し、長期刑受刑者の省に向けた展望を示す。

第5章 まとめと展望

第1節 まとめ

第1項 我が国における長期刑受刑者の実態

第1章では、我が国の長期刑受刑者について、裁判における長期刑言い渡しの動向、施設内での処遇状況、刑事施設から出所した者の刑事施設への再入の動向について、公式統計を参考に概観し、長期刑受刑者はその刑期が長期であるため、施設に滞留し、年末在所受刑者に占める長期刑受刑者の割合は徐々に増加していることを示した。

さらに、長期刑受刑者の刑事施設内での処遇状況を出所受刑者に関する統計により量的に概観した。出所する長期刑受刑者の平均年齢は、他の処遇指標の受刑者に比較して高いが、長期の受刑を経て出所する者のすべてが高齢というわけではなく、30歳代の者もあり、一律の議論は望ましくない。2012年の出所者の平均はLA指標で143月（11年余り）、LB指標で156月（13年余り）と非常に長期間であり、最長の執行刑期は390月（32年余り）であった。これは、その者の犯罪の責任をとるために必要な期間ではあっても、その後の成り行きについて、刑事施設の処遇の効果が問われるものとも考えられる。

全体としては、出所者のほぼ半数の者が全く懲罰を受けることなく出所していたが、長期刑受刑者の場合は、事情が異なり、LA指標では1回懲罰を受けた者の割合が最も高く（25.9%）、LB指標では、35.6%の者が9回以上の懲罰を受けていた。ただし、これを短絡的に長期刑受刑者の問題点と捉えることには疑問がある。長期刑受刑者は、他の指標の受刑者に比較して、平均で約5倍の期間（A指標は27月であるのに、LA指標では143月、1-2-1表③参照）刑事施設に拘禁されており、それだけ刑事施設の規律に服する期間が長くなるため、いわば懲罰になる危険性が高いということを考慮に入れなければならない、単純な平均の比較に意味がないことが示唆された。

また、仮釈放の判断に寄与する要因について、ロジスティック回帰を用いた分析を行ったが、全体モデルでは、作業報奨金の多寡で示される刑務所内での行状が仮釈放を促進する要因であった一方、懲罰回数の増加や性犯罪、殺人事犯で受刑していることが仮釈放の確率を低下させる要因として検出されたが、それらを統制した後でも、LA指標、LB指標であることはA指標の者と比較して、仮釈放の確率をそれぞれ半分にするほどの効果があることが判明した。仮釈放となった者の執行率を比較しても、長期刑受刑者の執行率は高く、長期刑受刑者は、長期の刑そのもの、仮釈放への厳しい判断、高い執行率と3つの意味で刑事施設に滞留する条件がそろっていることが示された。また、処遇指標別にモデルを作成して検討すると、L指標のモデルでは、全体モデルや他の処遇指標モデルで犬種うつされた、入所度数、年齢、作業報奨金支給額といった要因の効果が認められなかった。LA指標受刑者で有意な効果は、殺人罪で受刑していること（仮釈放のオッズを5分の1にする）、懲罰があること（1回の増加で仮釈放のオッズを半分にする）のみであった。LB指標受刑者となると、殺人罪で受刑していることのみが有効な効果であり、仮釈放のオッズを半分にしていった。ただし、LB指標モデルでは、モデルの説明力を示す数値、予測式の正解率共に低下していたことから、LB指標については、ここで検討されたもの

外の要因によって仮釈放の判断がなされていることが示唆された。仮釈放判断においても、長期刑受刑者（特に LA 指標の者）は、殺人罪の場合や、規律違反を犯している場合に何らかの（より不利益な）処遇をなされるが、それ以外の場合は「忘れ去られている」ことが示されたのではないだろうか。

長期刑受刑者の再入率については、LA 指標受刑者が際立って低い再入率を示した。現在、「再犯防止」が大きな政策課題として掲げられているが、長期刑受刑者はその対象となっていない。確かに、LA 指標の長期刑受刑者の出所後の再入率は他の者に比較して低く、単に「再犯防止」の枠組みで考えると対象とはなりえず、受刑者自身にも、職員についても、再犯防止が誘因となりにくいことが考えられる。さらに、再犯防止のための効果的な処遇プログラム実施のためには、費用対効果の観点からも、処遇上の効率性の為にも、再犯の危険性が高い者にこそ、集中的にプログラムを展開すべきであるとの見解が述べられている（Anderws and Bonta, 2006；新海，2008）ことから、長期刑受刑者は政策上の対象となりにくいことが危惧される。ここでも、長期刑受刑者が「忘れ去られる」原因があるものと思われる。

第2項 長期刑受刑者の意識

第2章では、長期刑受刑者のうち、LA 受刑者の受刑に当たっての意識等について、法総研調査、釈放者アンケート及び LA 受刑者を収容する施設における意識調査に基づき、比較した。これらの調査は調査の対象、手法が異なるため、統計的な比較検証を行えるような種類のものではない。

しかしながら、比較のために利用した法総研調査はその基礎とするデータが、刑事確定記録から抽出したものであることから、受刑者各人が考える問題行動の原因であったり、問題性であったりするものとは異なる可能性がある。刑事確定記録を情報源とする法総研調査では、犯罪の原因として「感情に動かされた（怒りを止められなかった）」とするものを最も代表的な犯罪の原因として挙げているが、受刑者本人達の意識を情報源とする今回調査では、「お金（利益）を得るため」といういわば「合理的な」回答や、「その他」が高い回答率を示した（2-2-2 図参照）。今回調査が LA 指標に限られていることから、単純な比較には慎重であるべきであるが、これは、当事者にとって、犯罪行動を含む高度に何らかの意味を与えようとしているのに対して、専門家で構成される、専門家集団にとってみれば、それらの問題が刑事裁判の過程で捨象され、第三者に理解可能な定型なものに置き換わってしまう、ということを示しているように受け止められた。

また、釈放者アンケートについては、釈放時に行われることから、まさに現在刑務所に収容されている受刑者の印象を反映するものであるか否かについては、にわかに判断することができない。

本調査では、後に述べる調査の技術的な制約を受けながらも、LA 受刑者が描く刑務所の心象についてはある程度の概要を得ることができたと考える。

すなわち、LA 受刑者は裁判の過程で自らの主張についてはあまり反映されなかったとの疎外感を感じ、受刑期間が長すぎるとの感覚を抱いている一方、刑務所に対しては、自らの改善更生を行う場所として期待しており、自らについてなにがしかの変化をすべきであるとの認識があり、その可能性について自信を持っている。刑務所で行ってほしい支援

としては、社会復帰に必要な知識・技術の教育と就職先のあっせんを最も望んでおり、帰住先の選定や被害者に対する相談助言に期待が高い。しかしながら、自らの再犯可能性については非常に楽観的な認識があり、再犯しないための特別教育への期待感も低いといえることができる。

以上の特質から、LA 受刑者に向けた処遇の方向性を考えてみると、改善更生への期待があつて、動機付けのレベルも比較的高いことから、処遇への導入は比較的容易であることが認められる。しかしながら、自らの再犯の可能性については強く否定する傾向があり、実際に第1章でも概観したとおり、再入率が著しく低いことから、再犯防止の目標を前面に出した処遇にはなじみにくく、また、政策的な関連性も薄いと考えられる。むしろ、犯罪者処遇、特に性犯罪者の処遇に当たって、犯罪リスクの低減や再犯防止の目的を強調しすぎることの限界が議論され、処遇効果を上げるためには、再犯防止よりも、犯罪者が自らの人生への目標を順法的な形で実現することを手助けするような、「よりよく生きるためのモデル (Good Lives Model)」として提示することの必要性が主張されているが (Ward et al. 2005), LA 受刑者については本章でみられたその特質から、その様な処遇への親和性が特に高いと思われる。

また、長期受刑者が述べる処遇の希望内容に、社会復帰に当たって必要な知識・技術への要請が高いが、より実践的な社会生活の基礎的な技術の必要性を感じる場所である。筆者がある更生保護施設の職員と話している際に、仮釈放された元長期受刑者について、金銭管理の感覚のなさや、洗濯機一つまともに使えないといったことに至るまで、様々な社会的スキルの低さを指摘されたことがあるが、これなどは刑事施設で、食事の配膳から買い物、洗濯に至るまで他人にやってもらい、職員の指示に従っていれば問題がないとされる他律的な生活を長く続けていることの弊害からきているものと思われる。

第3項 長期刑受刑者の施設適応及び主観的健康感

多くの刑務所に関する先行研究では、受刑に伴う痛み (Pain of Imprisonment) に着目し、受刑者が拘禁環境に長く滞在すればするほど、精神面、認知面に有害な影響を被る、との議論がなされてきた。長期刑受刑者の場合、拘禁状態が長期化するため、その影響が深刻であるとされる。しかし、長期刑受刑者を研究する中で、その後の研究は長期刑受刑者が、驚くほど刑務所の環境に適応しているということが知られることとなり、徐々に、受刑者が心理的に問題を抱えていたとしても、それは、刑務所環境に入ってからさまざまな制約を感じ、権利を剥奪されたことによるものか、もともと心理的な問題を抱えていた者が受刑者として刑務所に入所したこと、あるいは刑務所で加齢したことによるのか、という議論がなされるようになってきた。前者の見解を Deprivation Model, 後者の見解を Importation Model という。

また、従来、適応を調査するにあたって、病理的な観点から各種の研究がおこなわれてきたことが認められるが、ポジティブ心理学の発展によって、犯罪者処遇においても、自己の欲求を順法的に実現するための支援や、犯罪者の強みに着目するなど、ポジティブな側面を測定することの必要性が説かれているため、本研究では、WHO が開発した、主観的健康感尺度 (WHO-SUBI) という指標に着目して、分析を行った。WHO-SUBI は、対象者の主観的健康感について「こころの健康度」と「こころの疲労度」というポジティブ、

ネガティブ双方の指標に加え、11種類にわたる下位尺度を同時に計測できることから、今回の分析に適合すると思われた。Deprivation Model に基づけば、在所期間が長い者について、主観的健康感の尺度得点が低下するという効果が認められるとの仮定において、その他の要因を統制するために、年齢、知能、無期刑か有期刑かとの比較等も考慮して分析を行った。さらに、適応の指針として、よく用いられる、懲罰回数を予測する分析も行った。

主観的健康感に着目する分析では、こころの健康度、こころの疲労度等に対する在所期間等の要因の寄与率（調整済み R² 乗で示される）は何れも高いものではなかったことから、今回検討した要因（特に在所期間の長短）が主観的健康感の得点を大きく決定しているものとは言えず、他の要因を考慮する必要があることが判明した。主観的健康感に着目する限りにおいては、主観的健康感が刑務所収容の直接的な効果として低下する、というような見解、すなわち、Deprivation Model は採用できず、主観的健康感はもともと各受刑者がそのような状態であったものについて、刑務所収容とともに持ち込んできたものということを示していると考えられ、Importation Model を採用すべき、との結論になる。

また、共分散分析の結果、在所期間、知能、年齢等の交互作用が有意となった場合が多かった。これは、刑務所における主観的幸福度が在所期間の長短のみといった単純な要因で影響されるものではなく、様々な要因が複合的に作用していることを示していると結論付けられた。受刑者の適応の状況を判断するにあたって、在所期間、年齢等の状況を独立に判断するのではなくそれぞれの関係性を考慮しつつ進めることが必要であることを示している。これは、実務家としては常識ではあるものの、実証研究によって示されたことは意義があると考えられる。

全体的に採用されたモデルの説明力が小さいため、その後の解釈には制約があることを承知しつつ、WHO-SUBI の下位尺度得点に関する 3-3-7 表を解釈して、政策的な含意を引き出すとすれば、無期刑の者はこころの疲労度得点が高く問題を抱えやすいこと、若年で有期の者について、重要な出来事に出会ったり、予期しない状況に立たされたとき、適切に立ち向かっていく力があると感じられてない、年齢が高く、在所期間が長くなるとこと、家族、社会からの支援を受けられるという感覚が弱くなったり、自分が人から嫌われている、疎んぜられている気持ちが強くなること等の傾向が指摘できる。

懲罰に関する分析では、第1章で示されたとおり、懲罰回数の分布が非常に偏ったものであることから、従来 of 平均値に基づく分析が望ましくないことを示し、この分布により適合した一般化線形回帰分析（ポアソン回帰分析及び負の二項回帰分析）を行った。さらに、在所期間が長いとそれだけ施設の規律の対象となる期間が長くなることから、いわば、「懲罰の危険率」が高くなり、これが、長期刑受刑者の規律違反の多さにつながることを指摘できる。そこで、分析では、この要因を統制するための手続きを行った。すると、無期刑であることが懲罰のリスク比を約半分にすることが判明し、さらに、WHO-SUBI 尺度のうち、「こころの疲労度得点」が高くなること、すなわち、疲労度が改善されたり、心の安定がみだされるような出来事が起きたとき、それをコントロールできるという感覚（WHO-SUBI の下位尺度である「不十分な心的支配（SUBI08）」が改善されたりすると、懲罰のリスクをわずかながら改善させることが判明した。なお、懲罰のリスク比に直接関係することからこの要因を統制して分析を行わざるを得なかったため、在所期間の効果は

判明しなかった。

今後の研究の発展に関しては、受刑者の縦断的な適応の状況を真に把握するためには、Zamble (1992) の研究のように、同一の個人状況の変化を対象とする縦断的研究が必要であると指摘した。また、分析技法上の問題として、今回使用した共分散分析も一般化線形回帰分析（負の二項分布回帰）であっても、説明変数が目的変数に線形に関係していることを想定したモデルであり、長期刑受刑者の先行研究が述べる通り、適応の指標が在所期間によって低-高-低と変動するとすれば、それに従った非線形の当てはめをするべきである。今回のデータにおいては、在所期間と各種 SUBI 得点の間にそのような非線形関係が認められなかったため、線形の分析を使用した方が、より、多くの指標間の関係を見た場合には、非線形関係も考慮に入れる必要がある。

さらに、本研究は、長期刑受刑者を多数収容する一刑事施設においてのみの結果である。これを普遍化するためには、LB 指標の施設での調査も行う必要があるのみならず、他の一般的な刑事施設においても同様であることが示されなければならないし、また、刑務所に関する心象の抱き方と WHO-SUBI の得点の関係も調査する必要がある。また、刑務所での適応、といった場合は、心理的要因だけではなく、面会、外部交通など他の行動に関する要因の検討も行うべきであると考えられる。

いずれにせよ、長期刑の受刑によって、一般的に言われている心理的「悪化」というものに実証的な根拠がないことは一応、結論付けられたが、それは長期刑受刑そのものについて正当性をもたせるものとして解釈されてはならないとした。

第4項 長期刑受刑者に対する施設内処遇

現在の我が国の長期刑受刑者の処遇については、明治期の集治監制度に端を発し、現在の形に発展してきたと言える。新法が施行されて、L 指標とされてからも、その処遇の全体的な指標は進化しているわけではなく、同様である。

総じていうと、刑事収容施設法施行前までは、専門的処遇の観点はなく、作業中心の処遇が展開されているものの、それが社会復帰に実証的に役立つか否かという観点は付随的とも受け取られ、実務家の各種の提言に、拘禁や施設化の弊害を取り除くための、余暇活動や自主的活動、集団活動などは述べられているものの、実際に行われているとは考えられなかった状況であった。また、阿部 (2009) の言うとおりに、長期刑受刑者は行き過ぎた施設適応によって、せつかくの長期間施設滞在を生かすことが出来ず、その体験が空洞化しているとの指摘もある。

長期刑受刑者の特質に着目したカナダの取り組みとして、Lifeline プログラムを紹介した。これは、元長期刑受刑者が現在の長期刑受刑者の長期刑受刑に伴う心配事の相談や具体的な就職先のアドバイスなどのサポートを行うというものである。これはピア・サポートの一つであり近時、犯罪者処遇のひとつの形式として注目されているものである (Fletcher and Batty, 2012)。長期刑受刑者が、基本的には施設に協力的であり、暴力的ではないことから、Flanagan (1982) も刑務所中での活用を論じている。我が国で発展させるためには、管理者側に心理的抵抗が強いことが予想されるが、薬物依存離脱指導ではダルクの利用なども進んできており、今後発展が期待できるとした。

刑事収容施設法で法定されたことから、近時各種専門的処遇が発展してきているが、専

門度が高くなるほど、基本は再犯リスクの低減を目的としたものが多い。しかしながら、第1章でも見たとおり、長期刑受刑者、特に LA 指標受刑者は、再犯の可能性が低く、本人たちもそのための処遇を求めている。長期刑受刑者の特質に着目した処遇が望まれるところである。特別改善指導のうち、長期刑受刑者が多く対象になるであろうものとして、被害者の視点を取り入れた教育（R4）があげられるが、これも実際には、長期刑受刑者の特別な事情に向けられたものではなく、実証的な効果検証も予定されるとは思えない。

その点で、千葉刑務所における新たな取り組みは、Good Lives Model を取り入れることによって、再犯防止というよりも、より幅広い目標に向かっていると言え、その効果指標も先に論じたとおり、主観的健康感を用いる等、新たな取り組みであり、一定の効果を見せていることを紹介した。

千葉刑務所における取組は、国内では極めてまれな、刑事施設と大学の共同プロジェクトであり、上記のような様々な利益を生み出しているが、本共同研究が実務の改善に資するために試行的・漸進的に始められたことから、いくつかの制約があることは指摘されるが、着実に発展していることが認められる。

第2節 長期刑受刑者処遇と研究への展望

以上が第4章までに、本論考で述べてきたことであるが、ここで、今後の長期刑受刑者の処遇及び研究の発展に関して、本論では詳しく述べる機会のなかった部分、専門的処遇にわたらない一般的処遇の発展の必要性及び今後の研究領域について、展望を示してみたい。

第1項 一般的な処遇の発展の必要性

本論考で中心的に論じてきた専門的処遇の発展は、刑事収容施設法によって法定されて以来、目覚ましいものがある。それはそれで、素晴らしいことではあるものの、本来、受刑者が専門的処遇に触れる時間は限定的であり、その余の時間でも、長期刑受刑者は施設に長期間滞在しており、刑事施設内で種々の処遇を受けている。また、その観点からいえば、一般的処遇を充実させることは非常に重要である。特にここでは、長期受刑者の職業形成と社会との関係性の維持及び長期刑受刑者に対する刑期管理の必要性について述べる。

(1) 職業形成

オランダなどの研究では、労働市場から一定期間隔離されることは、他の要因を一定に保ったと仮定しても、出所後の就労に悪影響を及ぼすことが判明しており（Snodgrass, Blokland, Haviland, Nieuwebeerta, and Nagin, 2011）、その影響を最小限にとどめるためにも、出所後に使用することのできる職業能力の付与は重要だと思われる。第1章で、我が国において、LA 指標の出所者の職業訓練受講率は他の指標の者に比較して高かったことが示されたが、LB 指標では非常に低く、長期刑受刑者が職業訓練などを受講する実例は多いとは言えない。石橋（1980）は、長期刑受刑者一般の傾向として、技能や資格の取得に積極的であり、十分な効果があると論じており、Flanagan（1982）も、長期刑受刑者において意味のあるキャリア形成が必要であると述べている。この観点からも、我が国においては、長期刑受刑者に対して、職業訓練や職業体験をより一層発展させる必要がある。

また、石橋（1980：190）は、長期刑受刑者の意欲形成は、釈放を目標とする短期刑受刑者とは異なり、「社会的位置づけ」に影響されると述べている。その点では刑事施設における「意義ある立場」に就くという動機づけは非常に強く働くものとも思われる。Flanagan（1982）も、長期刑のより戦略的な使用として、刑務所管理者が、「彼の長い収容期間の間に、長期刑受刑者が他の受刑者に援助することで十分な社会に対する貢献ができないとする態度にはまったく理由がない（p89 翻訳筆者）」と述べ、長期刑受刑者の出所後の受刑者仲間の援助を行わせるなどの方法が考えられるとして、長期刑受刑者が薬剤師、医療補助者、会計士、教師、熟練配管工として、刑務所で力を発揮できる、としている。この辺りは、すでに、我が国の刑務所では、LA 指標受刑者の 21% 余りと多くの者が経理作業に従事しており（1-2-5 表）、ある程度は実現されているのかもしれないが、より制度としての発展が期待できる領域であろう。また、第 4 章で紹介した、Lifeline プログラム（Ruddel, Broom, and Young, 2010）などは発展例であろうと思われる。

（2）社会との関係性の維持

長期刑受刑者は、長期間施設に隔離されているため、出所に当たって心理的な不安を呈すると言われる（森岡，1959；石橋，1980）が、段階的に外部の環境に慣れていくことを可能にする外出・外泊の制度は、そのような処遇へのニーズが高く、リスクが少ない長期刑受刑者にこそ活用されるべきものだと確信する。Flanagan（1982）は一時帰休を進めることは刑務所管理者にとって、一度の失敗によって社会的な非難を浴びることになるため、出来るだけ避けたい政策だとしており、その傾向は我が国でも同様であろう。しかし、現状の使用は前述したとおり、平成 27 年犯罪白書によると、現在は、刑事施設法施行後から 9 年を経た状態で、外泊は 81 件、外出は 6 件の実績しかない（法務省法務総合研究所 2015：64）。より一層の活用が望まれる。

また、家族や社会との絆を維持することは、長期刑受刑者にとって、非常に困難なことである。家族や社会との紐帯を維持できないことは、拘禁の原理的な「痛み」の一つであるとされ、在所期間が長期化するにつれ、家族が離れていくことは致し方ないとも考えられる。Flanagan（1982）は、家族との関係に刑務所管理者が介入することは、刑務所管理者の業務範囲外であり、外部交通を活発にすることは、刑務所にとって保安リスクを高めるものと、敬遠されがちなことを認めつつも、外部交通を活発にし、家族との絆を強めさせることは、長期刑受刑者にとって大切であるとし、さらに、そのような家族との紐帯を改善させることが、施設内での暴力行為を減少させる効果があるとの研究成果を紹介している。

（3）長期刑受刑者に対する刑期管理の必要性等（施設移動も含めて）

我が国の長期刑受刑者処遇においては、一度、処遇指標が指定されると、それから移動することはほとんど例がない。長期刑受刑者は一度長期刑受刑者を専門に収容する刑務所に移送されると、何年が経過したとしても、釈放が近づいても、長期刑受刑者のままである。往々にして、長期刑受刑者の処遇は、施設生活に適応することが優先され、改善更生やその他の社会適応や刑務所後の生活を考慮した処遇は実施されているとは言いがたい。

最大 30 年もの刑期を刑事施設で生活していると、刺激の少ない環境に順応してしまい、それが、長期刑の適応の現実ではないかとの指摘もある（Bonta and Gendreau，1990；一条 1997）そのような状態のまま、釈放した場合、社会での変化の大きな生活に耐えられ

ないことも考えられる。むしろ、彼らの社会復帰に当たっては、長期刑受刑者がある程度の刑期を経過したことにより、より、開放度や自由度の高い施設に移送する等の工夫が必要と思われる。この原理は現在の刑事収容施設法においても提唱されているが、一つの施設において、異なるタイプの処遇を同時に実施することは、施設管理上も、施設の設備上も、職員の意識上も非常に困難である。一方、我が国の刑事施設では、処遇指標別に、似通った処遇がなされており、この平等性が非常に利点であることは確かであるが、長期刑受刑者にとっては、平板で目的意識の薄い生活を強いていることはあると思われる。

現在、我が国の実務では、その受刑者の集団編成が決定され、処遇を行う施設が指定されると、基本的にはその施設で刑期を全うすることが通例となっているが、カナダなどでは、犯罪者が警備レベルの低い施設に移送できる場合には、そのような施設への移送が原則として行われている。低警備レベルの施設では、処遇プログラムの機会が多く、警備レベルの高い施設では実施が難しい活動や一般社会への一時的釈放の機会があり、職業訓練を受ける可能性も高くなる。そこで、仮釈放のタイミングを測るとされている（グラント、2007）。英国においても、同様にメインセンター、カテゴリーB 刑務所、カテゴリーC 刑務所、開放刑務所と順次施設を移動していくとされ、その際にリスク・アセスメント、犯罪行動歴、処遇計画、成績評価等が集約されるライフ・センテンス・プランが作成され、それによって処遇効果を絶えず検証しているという（吉田・浜井、2000）。Porporino（1990）は、長期刑受刑者は短期刑の者とは異なる資質を持っていると言えるため、長期刑受刑者の管理にあたっては、長期刑であることをもってある程度均一に取り扱うことが可能になる一方で、刑期の時期にしたがい、その者の適応どの予測にしたがって、極めて異なる処遇を行うことも要請されるとしている。これは、我が国の伝統的な刑務所管理とは全く異なるものである。ただ、刑期のみをもって処遇することとは全く異なり、保安上の要請やプログラムの要請によって、限られた資源を有効に使うために焦点を絞った構造的な刑期管理が必要であろう。

第2項 今後の研究領域

長期刑受刑者に関係する今後の研究領域としては、費用対効果分析、より多角的な指標の収集・開発、ライフコースの視点の導入があげられる。

（1）費用対効果分析の必要性

長期刑受刑者の刑期は、もちろん、その犯罪行為の責任の度合いによって決定されたものであるが、ある長期刑受刑者が非常に社会的リスクが低いことが判明している場合、それらを責任の観点のみに着目して、長期間拘禁することは、不当に財政に負担を強いていることになるのではないかとこの視点がありうる（The Osborne Association, 2014, The PEW Center on the State, 2012）。中島（2011：52）は、「法務省矯正官署の平成22年度の予算額は2300億円で、矯正施設収容者は7万5000人である。一人あたりの排除コストは年間300万円という計算になる。」と述べている。この計算方法を踏襲すると、2015年の矯正官署予算は2315億円（矯正局、2015）であり、2014年末の刑事施設収容人員は6万人程度であるから（法務省法務総合研究所、2015）、排除コストは380万円あまりに膨らんでいることになる。もちろん、矯正官署予算には、職員等の人件費が7割を占め、少年の収容にかかる予算も含まれていることから、この計算は正しいものではない。しかし、被収

容者の収容にかかる直接のコストを計算した、1人1日あたりの収容額 1,789 円（矯正局 2015）は、謙抑的な計算に過ぎるのかもしれない。中島（2011）の指摘するように、犯罪は極めて社会的コストの高い行為であり、犯罪が起きれば、捜査、取り調べ、裁判、弁護、刑務所拘禁と様々な費用がかかる。また、犯罪者が刑事施設に入所している間に得たであろう収入や家族側の損失など、様々な社会的費用がかかるものである。長期刑受刑者の場合、拘禁が極めて長期間に及ぶため、このコストも莫大なものとなる。もちろん、それら長期刑受刑者が出所したとしても、彼らの戻る場所は更生保護施設や社会福祉施設かもしれない（1-2-16 図参照）、そこには一定の社会的コストがかかる。そのバランスを考慮に入れた費用効果分析の必要性は極めて高いと考えられる。

（2）多角的な指標の収集・開発

本稿の研究では、無期刑・有期刑の別、在所期間、年齢、懲罰などの刑事施設で収集している客観的な情報と、アンケート調査で収集した受刑者の意識調査及び WHO-SUBI のアンケートを元に分析を行ったが、今回の意識調査が一施設で一回のみ行われたものであることから、実際に意図した心象を計測する、という妥当性や信頼性を担保したものであるか否かという疑問は完全に払しょくできておらず、今後、複数回にわたって、異なる対象者に調査を続けられるべきである。

また、海外の研究に比較すると、検討したデータの幅が狭いと感じられ、より多様な要因を考慮すべきであったと感じられた。主観的な健康感尺度を計測することには意味があると思われるが、それ以外の尺度も考慮すべきである。特に、対象者の外部交通の状況を含む外とのつながりの情報、犯因性ニーズの情報があれば、より望ましい。現在、法務省矯正局においては、少年の再非行の可能性等を把握するとともに、社会適応力の向上な再非行防止のために目標とすべき点を明らかにする調査ツールである「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）」を開発したとされ（法務省少年矯正課，2015）、今後成人版も開発されるようにも聞いており、このような客観的なデータも取り込むべきである。さらに、単に受刑者の心理的状态について知る指標だけではなく、処遇によって変化することが明らかで、簡便な尺度の採用、開発が望まれる。残念なことに、この方面に関する研究は進んでおらず、一層の進展が期待される。

また、Good Lives Model や長所基盤アプローチの観点からは、被収容者の強み、保護要因、レジリエンスに関連する要因の収集が望まれる。刑事施設で収集する情報は当該対象者がどうして犯罪に至ったのか、どのような個人的、社会的問題点を持っていたのか等、負因の収集ばかりが先行し、当該対象者が実はこんな長所があった、あるいは、強みを持っていた、というような視点での情報収集はおろそかになりやすい。今後、対象者のポジティブな部分に着目した情報収集が望まれる（もちろん、収集される情報は、客観的で検証されたものでなければならない。）。

今回の分析は、個人的に行った意識調査データに加えて、共同研究実施研究機関側からの心理尺度の得点のデータを使用させていただいたことにより可能になったものであるが、なによりも、刑務所側の理解と協力により、長期刑受刑者の年齢、在所期間、懲罰回数に関する貴重なデータを使用させていただいたことで、より、意味の深い分析を行うことができた。しかし、このようなデータにアクセスすることは一般の研究者では非常に困難である。今後は、個人情報保護に注意することはもちろんではあるが、よりオープンな研究

体制の構築が望まれる。

(3) ライフコースの視点の導入

2012 年の出所受刑者中、長期刑受刑者は、平均でも 11 年余り（LA 指標の場合）の期間、刑事施設に収容されており、最長の執行刑期は 32 年余りにも上る（第 1 章参照）。これだけの長期間、施設にいて、人間が何らの変化も体験しない、ということはいえないように思える。長期刑受刑者も施設内でライフ（生活）を送っているのである。

今まで見てきたとおり、長期刑受刑者の「変化」に着目した研究は、本研究も含めて、多くの場合、横断的な比較を行うものであって、真に個人が長期刑の受刑を通じてどのような変化を経験するか、という問題意識に答えてはいないため、Kazemian and Travis (2015) は、長期刑受刑者が刑事施設の中で、どのような発達をし、能力をはぐくみ、人間関係を作っていくのか、縦断的な調査が必要であり、長期刑を経験したことがどのようにその後の人生に活かされていくのか、長期刑の刑務所で得られた、合理性が取得、社会的紐帯の改善 (Sampson & Laub, 1990)、自己アイデンティティの変化 (Maruna, 2013)、そのほかの認知的シフト (Giordano, Cernkovich and Holland, 2003) がその後の生活の改善、Good Lives の獲得にどのような影響を与えているのか、ライフコース理論から説明することも必要となるとしている。

そのためには、特に、長期的な個人の変化に注目した指標を蓄積することが必要となると考える。

本論考は、長期刑受刑者の処遇の発展に当たって、彼らがどのように処遇され、何を感じているのかを調査し、また、施設内での適応の状況について、主観的健康感の視点から検討を加え、処遇の実情を紹介してきた。筆者の限界から、その成果は微々たるものであったが、今後も、現在の状況が続く限り、長期刑受刑者は滞留し続け、刑事施設における必要性が高まってくるものと考えられる。また、被収容者を長期間拘禁し続けるからにはそれらの者をしっかりと市民として社会に返す社会的な役割を担っている。そのような中、本研究のような取り組みが少しでも長期刑受刑者のニーズに応えるために利用されることを希望する。

参考文献

- 阿部俊昭. 2009. “岡山刑務所における無期懲役受刑者の処遇についての現状と課題 (特集 無期刑受刑者を巡る諸問題).” 犯罪と非行, no. 161 (August). 日立みらい財団: 28–38. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40016803762/>.
- Andrews, Donald A., and James Bonta. 2006. *The Psychology of Criminal Conduct*. 4th ed. LexisNexis. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA81487823>.
- 青木武門・竹内正孝・佐藤典子・小板清文・永代光一. 1992. “受刑者の実態と生活意識に関する研究—男女別・年齢層別を中心として.” 法務総合研究所研究部紀要, no. 35. 法務総合研究所: p51–97. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40003500299/>.
- Bonta, James, and Paul Gendreau. 1990. “Reexamining the Cruel and Unusual Punishment of Prison Life.” *Law and Human Behavior* 14 (4): 347–72. <http://www.psycontent.com/index/G0V34LM283743U36.pdf>.
- Bronsteen, J, C Buccafusco, and J Masur. 2009. “Happiness and Punishment.” *The University of Chicago Law Review*. <http://www.jstor.org/stable/10.2307/27793400>.
- Caplan, Joel M. 2007. “What Factors Affect Parole? A Review of Empirical Research.” *Fed. Probation* 71 (1): 59–76.
- Christie, Nils. 1977. “Conflicts as Property.” *British Journal of Criminology*. 17 (1): 1-15.
- . 1981. *Limits to Pain*.
- Correctional Service of Canada, 1996. *Task Force on Long-Term Offenders: Perspectives*.
- Cowles, Ernest L, and Michael J Sabath. 1996. “CHANGES IN THE NATURE AND PERCEPTION OF THE LONG TERM INMATE POPULATION : SOME IMPLICATIONS FOR PRISON MANAGEMENT AND RESEARCH.” *Criminal Justice Review* 21 (I): 44–62.
- Cunningham, M. D., and J. R. Sorensen. 2006. “Nothing to Lose? A Comparative Examination of Prison Misconduct Rates Among Life-Without-Parole and Other Long-Term High-Security Inmates.” *Criminal Justice and Behavior* 33 (6): 683–705. doi:10.1177/0093854806288273.
- Dhami, M. K., P. Ayton, and G. Loewenstein. 2007. “Adaptation To Imprisonment: Indigenous or Imported?” *Criminal Justice and Behavior* 34 (8): 1085–1100. doi:10.1177/0093854807302002.
- Dudeck, M., K. Drenkhahn, C. Spitzer, S. Barnow, D. Kopp, P. Kuwert, H. J. Freyberger, and F. Dunkel. 2011. “Traumatization and Mental Distress in Long-Term Prisoners in Europe.” *Punishment & Society* 13 (4): 403–23. doi:10.1177/1462474511414782.
- Ferguson, Gillian, Clare Conway, Luke Endersby, and Andrew MacLeod. 2009. “Increasing Subjective Well-Being in Long-Term Forensic Rehabilitation: Evaluation of Well-Being Therapy.” *Journal of Forensic Psychiatry & Psychology* 20 (6): 906–18. doi:10.1080/14789940903174121.
- Flanagan, T. J. 1981. “Dealing With Long-Term Confinement: Adaptive Strategies and Perspectives Among Long-Term Prisoners.” *Criminal Justice and Behavior* 8 (2): 201–22. doi:10.1177/009385488100800206.
- . 1982. “Correctional Policy and the Long-Term Prisoner.” *Crime & Delinquency* 28 (1): 82–95. doi:10.1177/001112878202800106.
- Fletcher, Del Roy, and Elaine Batty. 2012. *Offender Peer Interventions : What Do We Know ?*

- Forsberg, L. G., Ernst, D., Sundqvist, K., & Farbring, C. Å. (2011). Motivational interviewing delivered by existing prison staff: A randomized controlled study of effectiveness on substance use after release. *Substance Use & Misuse*, 46(12), 1477-1485. doi:10.3109/10826084.2011.591880
- 藤南佳代・園田明人・大野裕. 1995. “主観的健康感尺度(SUBI)日本語版の作成と,信頼性,妥当性の検討.” *健康心理学研究* 8 (2). 日本健康心理学会: 12-19. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40004874257/>.
- 福田美喜子・来山正義・遠藤隆行・吉田智子・児玉一雄・市川守・進藤眸. 1996. “凶悪事犯長期刑受刑者の実態に関する研究(第2報告).” *法務総合研究所研究部紀要*, no. 39. 法務総合研究所: 1-22. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40003500320/>.
- Gaboury, Mario T., and Christopher M. Sedelmaier. 2007. *Impact of Crime on Victims (IOC) Curriculum Development Project: Final Evaluation Report*.
- Gaboury, Mario T., Christopher M. Sedelmaier, Lynn H. Monahan, and James J. Monahan. 2008. “A Preliminary Evaluation of Behavioral Outcomes in a Corrections-Based Victim Awareness Program for Offenders.” *Victims & Offenders* 3 (2-3): 217-27. doi:10.1080/15564880801938409.
- Gendreau, Paul, Tracy Little, and Claire Goggin. 1996. “A Meta-Analysis of the Predictors of Adult Offender Recidivism: What Works!.*” *Criminology* 34 (4): 575-608. doi:10.1111/j.1745-9125.1996.tb01220.x.
- GIORDANO, PEGGY C., STEPHEN A. CERNKOVICH, and DONNA D. HOLLAND. 2003. “CHANGES IN FRIENDSHIP RELATIONS OVER THE LIFE COURSE: IMPLICATIONS FOR DESISTANCE FROM CRIME*.” *Criminology* 41 (2): 293-328. doi:10.1111/j.1745-9125.2003.tb00989.x.
- Gover, a. R., D. M. Perez, and W. G. Jennings. 2008. “Gender Differences in Factors Contributing to Institutional Misconduct.” *The Prison Journal* 88 (3): 378-403. doi:10.1177/0032885508322453.
- グラント, ブライアン (訳 新海浩之). 2007. “刑事政策公開講演会 再犯防止に向けた矯正プログラムにおけるリスク・ニーズ原則の適用.” *罪と罰* 44 (3). 日本刑事政策研究会: 46-63. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40015558597/>.
- 犯罪対策閣僚会議. 2012. 再犯防止に向けた総合対策 平成24年7月.
- . 2013. 「世界一安全な日本」創造戦略.
- . 2014. 宣言: 犯罪に戻らない・戻さない.
- 林実. 1973. “LB級受刑者—徳島刑務所での調査報告—.” *刑政* 84 (12): 30-39.
- 法務省. 2012. 平成24年 矯正統計年報 I
- 法務省矯正局少年矯正課. “法務省式ケースアセスメントツール (M J C A) の開発と運用開始について.” http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00018.html.
- 法務省矯正局成人矯正課. 2012. 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析.
- 法務省法務総合研究所. 2010. 平成22年版犯罪白書: 重大事犯者の実態と処遇. 犯罪白書 / 法務総合研究所 [編]. 法務総合研究所, 佐伯印刷). <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB04721402>.
- . 2013. 平成25年版犯罪白書: 女子の犯罪・非行; グローバル化と刑事政策. 犯罪白書 / 法務省法務総合研究所編. 日経印刷. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB14232049>.
- . 2014. 平成26年版犯罪白書: 窃盗事犯者と再犯. 犯罪白書 / 法務総合研究所 [編].

- [法務総合研究所]. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB17385170>.
- . 2015. 平成27年版犯罪白書：性犯罪者の実態と再犯防止. 犯罪白書 / 法務省法務総合研究所編. 日経印刷. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB20114863>.
- 本庄武. 2009. “日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望 (特集 日本型民営刑務所と日本型行刑の課題).” 龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報, no. 6. 龍谷大学矯正・保護研究センター: 31–46. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40016870296/>.
- Hosmer, David W., Stanley Lemeshow, and Rodney X. Sturdivant. 2013. Applied Logistic Regression. 3rd ed. Wiley Series in Probability and Mathematical Statistics. Wiley. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB12413927>.
- Huebner, Beth M, and Timothy S Bynum. 2006. “AN ANALYSIS OF PAROLE DECISION MAKING USING A SAMPLE OF SEX OFFENDERS : A FOCAL CONCERNS” 5048: 961–91.
- 伊東成也. 1977. “L級受刑者の処遇について—LB級を中心として.” 刑政 88 (10). 矯正協会: p20–28. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40000938556/>.
- 伊藤裕子・相良順子・池田政子・川浦康至. 2003. “主観的幸福感尺度の作成と信頼性・妥当性の検討.” 心理学研究 74 (3): 276–81.
- 一条允. 1997. “長期刑受刑者の処遇について—施設化から再社会化へ.” 刑政 108 (6). 矯正協会: 26–33. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40000940676/>.
- 石橋圭次郎. 1980. “長期受刑者の処遇.” In 日本の矯正と保護 第1巻 行刑編, edited by 朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木国之. 有斐閣.
- John Howard Society of Alberta. 1999. EFFECTS OF LONG TERM INCARCERATION. www.johnhoward.ab.ca/pub/pdf/C35.pdf.
- 上村眞生. 2012. “保育士のメンタルヘルスに関する研究：保育士の経験年数に着目して(第1部 自由論文).” 保育学研究 50 (1). 日本保育学会: 53–60. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110009490132/>.
- 川島敦子. 2009. “若年受刑者に対する被害者の視点を取り入れた教育 (刑事司法における犯罪被害者等への配慮).” 罪と罰 46 (2). 日本刑事政策研究会: 23–29. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40016565492/>.
- 茅場薫・室井誠一・澤田直子・吉田弘之. 1985. “殺人,強盗及び強姦事犯者に関する研究—受刑者の意識を中心として-2-.” 法務総合研究所研究部紀要, no. 28. 法務総合研究所: p13–47. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40003500234/>.
- Kazemian, Lila, and Jeremy Travis. 2015. “Imperative for Inclusion of Long Termers and Lifers in Research and Policy.” Criminology & Public Policy 14 (2): 355–95. doi:10.1111/1745-9133.12126.
- 菊田幸一. 2001. “長期受刑者の諸問題.” 法律論叢 73 (4・5): 1–25.
- 近藤日出夫・浦野浩昭・大場玲子. 2007. “高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析.” 法務総合研究所研究部報告, no. 37. 法務総合研究所: 1–151, 巻頭1～4[含抄録]. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40015564560/>.
- 小木貞孝. 1974. 死刑囚と無期囚の心理. 金剛出版. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BN00639199>.
- 久保拓弥. 2012. データ解析のための統計モデリング入門：一般化線形モデル・階層ベイズモデル・MCMC. 岩波書店. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB09194745>.
- 熊谷渉. 2014. “盛岡少年刑務所 一般改善指導「暴力防止プログラム」の試行レポート.” 刑

- 政 125 (7). 矯正協会: 118–26. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40020107849/>.
- 矯正局. 2015. “平成 27 年度矯正予算の概要.” 刑政 126 (8): 38–54.
- 矯正局成人矯正課. 2012. “「被害者の視点を取り入れた教育」検討会について.” 刑政 123 (2). 矯正協会: 54–59. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40019170505/>.
- Liebling, Alison. 1999. “Prison Suicide and Prisoner Coping.” *Crime and Justice* 26 (JANUARY 1999): 283. doi:10.1086/449299.
- MacKENZIE, D. L., and L. GOODSTEIN. 1985. “Long-Term Incarceration Impacts and Characteristics of Long-Term Offenders: An Empirical Analysis.” *Criminal Justice and Behavior* 12 (4): 395–414. doi:10.1177/0093854885012004001.
- Marshall, W. L. W., Ward, T., Mann, R. E., Moulden, H., Fernandez, Y. M., Serran, G., & Marshall, L. E. 2005. “Working positively with sexual offenders maximizing the effectiveness of treatment.” *Journal of Interpersonal Violence*, 20(9), 1096–1114.
- Maruna, Shadd. (訳 津富宏・河野荘子). 2013. 犯罪からの離脱と「人生のやり直し」: 元犯罪者のナラティブから学ぶ. 明石書店. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB12940660>.
- 松本俊彦. 2012. 薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究.
- Mauer, Mark, Ryan S. King, and Malcolm C. Young. 2004. *The Meaning of “LIFE”: Long Prison Sentence in Context*.
- 森岡壽夫. 1959. “長期受刑者の特性について.” 矯正教育論集 5 (2): 7–13.
- 森本幸子・友田貴子・青沼瑠美・佐々木旬子・三浦和夫・馬岡清人. 2006. “大学 1 年生の入学時の精神的健康について(2): 心の健康度と心の疲労度の分析より.” 埼玉工業大学人間社会学部紀要 4 (March). 埼玉工業大学: 31–37. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110006199297/>.
- Murray, J. 2007. “The Cycle of Punishment: Social Exclusion of Prisoners and Their Children.” *Criminology and Criminal Justice* 7 (1): 55–81. doi:10.1177/1748895807072476.
- 中田健児・清水大輔. 2000. “無期刑受刑者の意味, 目的意識の特徴 (2) —PIL テストを手がかりにして.” 犯罪心理学研究, 38, 特別号, 140-141.
- 中島富美子・安田潔・吉田智子. 1997. “釈放前受刑者の意識調査 (刑務所に関する意識調査 [含 資料]).” 法務総合研究所研究部報告, no. 1. 法務総合研究所: 1–77. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40005177697/>.
- 中島隆信. 2011. “経済学の視点から見た刑事政策(少子・高齢化社会における犯罪・非行対策-持続可能な刑事政策を目指して).” 犯罪社会学研究, no. 36 (October). 日本犯罪社会学会: 42–61. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110008802545/>.
- 中村千珠, and 河瀬雅紀. 2007. “がん患者への心理的サポートプログラム作成に向けての基礎的研究: 患者の現状とニーズの把握.” 心身医学 47 (2). 日本心身医学会: 111–21. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110006164837/>.
- 太田達也. 2011. “仮釈放要件と許可基準の再検討: 「改悛の状」の判断基準と構造 (宮澤浩一先生追悼論文集).” 法学研究 84 (9). 慶應義塾大学法学研究会: 13–85. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40019140289/>.
- 大宮宗一郎・東本愛香・五十嵐禎人・小堀修・伊豫雅臣・新海浩之. 2013. 受刑者の特性理解とその特性に基づいたフォローアップ・プログラムの開発 (2013 年度一般研究助成研究最終報告書).
- 小野義秀. 2009. 監獄(刑務所)運営一二〇年の歴史: 明治・大正・昭和の行刑. 矯正協会.

- <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA90788274>.
- 小野清一郎・朝倉京一. 2008. 監獄法 : 改訂 (ポケット註釈全書) . オンデマンド版. ポケット註釈全書 / 小野清一郎, 末川博責任編集. 有斐閣, デジタルパブリッシングサービス. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB04667668>.
- Petersilia, Joan. 2009. *When Prisoners Come Home : Parole and Prisoner Reentry*. Studies in Crime and Public Policy. Oxford University Press. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB04243901>.
- Porporino, F. J. 1990. "Difference In Response To Long-Term Imprisonment: Implications for the Management of Long-Term Offenders." *The Prison Journal* 70 (1): 35–45. doi:10.1177/003288559007000105.
- Prochaska J. O. & DiClemente, C. C. 1992, "Stages of change in the modification of problem behaviours." *Progress in Behaviour Modification*, 28, 183-218, cited in Kennedy, 2008 "Treatment Responsivity: Reducing Recidivism by Enhancing Treatment Effectiveness." *Compendium 2000 on Effective Correctional Programming*. (http://www.csc.scc.gc.ca/text_rsrch/compendium/2000/chap_5eng.shtml).
- Ross, R. R., Fabiano, E. A., & Ewles, C. D. (1988). "Reasoning and rehabilitation." *International Journal Of Offender Therapy And Comparative Criminology*, 32(1), 29-35. doi:10.1177/0306624X8803200104
- Ruddell, Rick, Ian Broom, and Matthew Young. 2010. "Creating Hope for Life-Sentenced Offenders." *Journal of Offender Rehabilitation* 49 (5): 324–41. doi:10.1080/10509674.2010.489464.
- Sampson, Robert J., and John H. Laub. 1990. "Crime and Deviance over the Life Course: The Salience of Adult Social Bonds." *American Sociological Review* 55 (5): 609. doi:10.2307/2095859.
- 佐々木昂. 1998. "長期刑受刑者の処遇から (長期刑仮出獄者の処遇)." *更生保護* 49 (6). 日本更生保護協会: 20–23. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40001225507/>.
- 佐藤良彦・多田一・川邊讓. 2010. "刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究(その 2)." *中央研究所紀要*, no. 20. 矯正協会附属中央研究所: 1–119. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40018752353/>.
- 佐藤良彦・多田一・川邊讓・藤野京子・坂井勇・谷村昌昭・東山哲也. 2009. "刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育に関する研究(その 1)." *中央研究所紀要* 19: 1–29.
- Sell, H., and R. Nagpal. 1992. *Assessment of Subjective Well-Being*. <http://books.google.com/books?hl=en&lr=&id=uoD1Ly9CeRAC&oi=fnd&pg=PA124&dq=Assessment+of+Subjective+Well-being&ots=CLcwcLl1h&sig=BiOe3yW89jRBPslhE6oo-pT6U6U>.
- 清水大輔・中田健児. 1999. "無期刑受刑者の意味 目的意識の特徴—PIL テストを手がかりにして." *犯罪心理学研究*, 37, 特別号, 137-139.
- 進藤眸・来山正義・遠藤隆行・吉田智子・児玉一雄・市川守. 1995. "凶悪事犯長期受刑者の実態に関する研究-1- [含 資料]." *法務総合研究所研究部紀要* 38 (1). 法務総合研究所: p131–59. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40003500278/>.
- 新海浩之. 2008. "効果的な矯正指導について." *刑政* 119 (3): 76–86.
- . 2012. "刑務所収容の心象 : 長期刑刑務所の例から(刑罰としての拘禁の意味を問い返す)." *犯罪社会学研究*, no. 37 (October). 日本犯罪社会学会: 40–58.

- <http://ci.nii.ac.jp/naid/110009554170/>.
- 新海浩之・松田芳政・守谷哲毅. 2014. “外国人犯罪に関する研究.” 法務総合研究所研究部報告, no. 53. 法務総合研究所: 1-157, 巻頭 1 枚, 巻頭 1-7, 巻頭 1 枚. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40020330611/>.
- Snodgrass, G. Matthew, Arjan a. J. Blokland, Amelia Haviland, Paul Nieuwbeerta, and Daniel S. Nagin. 2011. “Does the Time Cause the Crime? An Examination of the Relationship Between Time Served and Reoffending in the Netherlands*.” *Criminology* 49 (4): 1149-94. doi:10.1111/j.1745-9125.2011.00254.x.
- Sorensen, J., & Wrinkle, R. D. 1996. “No Hope for Parole: Disciplinary Infractions among Death-Sentenced and Life-Without-Parole Inmates.” *Criminal Justice and Behavior*, 23(4), 542-552. <http://doi.org/10.1177/0093854896023004002>
- 平良敦志. 2009. “徳島刑務所における無期刑受刑者の処遇について-処遇の現場から見た考察等 (特集 無期刑受刑者を巡る諸問題).” *犯罪と非行*, no. 161 (August). 日立みらい財団: 39-60. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40016803763/>.
- 高野光司・本田恵子. 2013. “刑事施設におけるアンガーマネジメント -奈良少年刑務所における取組を中心に-.” *早稲田大学社会安全政策研究所紀要* 5 (June). 早稲田大学社会安全政策研究所(WIPSS): 21-37. <http://ci.nii.ac.jp/naid/120005469994/>.
- 田中芳幸・外川あゆみ・津田彰. 2011. “健康や長寿に及ぼす主観的ウェルビーイングの役割.” *久留米大学心理学研究* 10: 128-49.
- 谷本拓郎・石丸素史・沼田宙・鍋島宏之. 2013. “無期懲役受刑者の適応に関する研究 I-特に時間的展望とストレス耐性に焦点を当てて-.” *犯罪心理学研究* 51 (特別号): 154-55.
- 富澤智史・東本愛香・五十嵐禎人・土橋孝爾. 2014. “長期受刑施設における「暴力防止プログラム」の実践と今後の展望.” *日本犯罪者会学会第41回大会報告集*.
- 東本愛香・帯施龍一・豊田一成・新海浩之・五十嵐禎人. 2014. “長期受刑施設における被害者の視点を取り入れた教育の進展 (2).” *日本犯罪者会学会第41回大会報告集*.
- 東本愛香・帯施龍一・豊田一成・大宮宗一郎・新海浩之. 2013. “長期受刑施設における被害者の視点を取り入れた教育の進展.” *日本犯罪社会学会第40回大会報告集*.
- 豊田一成・東本愛香・大宮宗一郎・五十嵐禎人・新海浩之. 2014. “長期刑受刑者の円滑な社会復帰を目指して - コミュニケーション・トレーニング・グループの試行を中心に-.” *日本犯罪者会学会第41回大会報告集*.
- 豊田一成・東本愛香. 2015. “千葉刑務所における一般改善指導「コミュニケーション・トレーニング・グループ」の取組について.” *刑政* 126 (10). 矯正協会: 78-87. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40020605812/>.
- 対馬栄輝. 2007. *SPSS で学ぶ医療系データ解析*. 東京図書. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA83288500>.
- . 2008. *SPSS で学ぶ医療系多変量データ解析*. 東京図書. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA87481160>.
- 津富宏. 2009. “犯罪者処遇のパラダイムシフト : 長所基盤モデルに向けて(犯罪者の立ち直りと犯罪者処遇のパラダイムシフト).” *犯罪社会学研究*, no. 34 (October). 日本犯罪社会学会: 47-58. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110007467548/>.
- The Osborne Association. 2014. *The High Costs of Low Risk: The Crisis of America's Aging Prison Population*.

- The PEW Center on the States. 2012. *Time Served: The High Cost, Low Return of Longer Prison Terms*.
- Tong, Joy LS, and David P Farrington. 2006. "How Effective Is the 'Reasoning and Rehabilitation' Programme in Reducing Reoffending ? A Meta-Analysis of Evaluations in Four Countries" 12 (January).
- Travis, Jeremy, and Christy Ann Visher. 2005. *Prisoner Reentry and Crime in America*. Cambridge Studies in Criminology. Cambridge University Press. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA74794243>.
- 内田 治 . 2011. SPSS によるロジスティック回帰分析 . オーム社 . <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BB05344970>.
- Walters, G. D. 2007. "Using Poisson Class Regression To Analyze Count Data in Correctional and Forensic Psychology: A Relatively Old Solution to a Relatively New Problem." *Criminal Justice and Behavior* 34 (12): 1659–74. doi:10.1177/0093854807307030.
- Ward, T, RE Mann, and TA Gannon. 2007. "The Good Lives Model of Offender Rehabilitation: Clinical Implications." *Aggression and Violent Behavior* 12: 87–107. <http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S1359178906000462>.
- 山下嘉一. 2011. "岐阜刑務所 体験を重視した「被害者の視点を取り入れた教育」 : LB 指標受刑者グループ(R4)に対する Victim Impact Panel の実践." 刑政 122 (11). 矯正協会: 116–23. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40019073522/>.
- 山口静夫・室井誠一・澤田直子・吉田弘之. 1984. "殺人,強盗及び強姦事犯者に関する研究 -受刑者の意識を中心として-." 法務総合研究所研究部紀要, no. 27. 法務総合研究所: p1–31. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40003500226/>.
- Yang, Suzanne, Alane Kadouri, Anne Révah-Lévy, Edward P Mulvey, and Bruno Falissard. 2009. "Doing Time: A Qualitative Study of Long-Term Incarceration and Impact of Mental Illness." *International Journal of Law and Psychiatry* 32 (5): 294–303. doi:10.1016/j.ijlp.2009.06.003.Doing.
- 保木正和・松村猛・増田哲三・浅野千晶・田島秀紀. 2004. "無期懲役受刑者に関する研究 (その2)." 矯正協会中央研究所紀要, 1–20.
- 保木正和・増田哲三・浅野千晶・田島秀紀. 2002. "無期懲役受刑者に関する研究." 中央研究所紀要 , no. 12. 矯正協会附属中央研究所 : 21–64. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40005685592/>.
- 吉田研一郎・浜井浩一. 2000. "イギリスにおける無期刑受刑者処遇." 刑政 111 (6). 矯正協会: 44–55. <http://ci.nii.ac.jp/naid/40000941299/>.
- 吉武毅人・友田真弓. 2006. "療養型医療施設における看護・介護職の心の疲労度に関する要因の解析." 近畿福祉大学紀要 7 (2). 近畿医療福祉大学: 67–72. <http://ci.nii.ac.jp/naid/110006428791/>.
- 遊間義一・山本麻奈. 2013. "女子受刑者の反則行為に対する処遇環境の効果-階層的ポアソン回帰モデルによる収容率及び工場規模の反則行為に対する効果の検証-." 犯罪心理学研究 51 (特別号): 14–15.
- Zamble, Edward, 1992. "Behavior and Adaptation in Long-Term Prison Inmates: Descriptive Longitudinal Results." *Criminal Justice and Behavior* 19 (4): 409–25. doi:10.1177/0093854892019004005.
- Zamble, Edward, and Vernon L. Quinsey. 2001. *The Criminal Recidivism Process*. Cambridge Studies in Criminology. Cambridge University Press. <http://ci.nii.ac.jp/ncid/BA56240625>.

ソフトウェア

- IBM Corp. Released 2013. IBM SPSS Statistics for Windows, Version 22.0. Armonk, NY: IBM Corp.
- R Core Team (2013). R: A language and environment for statistical computing. R Foundation for Statistical Computing, Vienna, Austria. URL <http://www.R-project.org/>.
- Revelle, W. (2015) psych: Procedures for Personality and Psychological Research, Northwestern University, Evanston, Illinois, USA, <http://CRAN.R-project.org/package=psych> Version = 1.5.8.
- Venables, W. N. & Ripley, B. D. (2002) Modern Applied Statistics with S. Fourth Edition. Springer, New York. ISBN 0-387-95457-0

卷末資料 受刑者用アンケート

ちようきじゆけいしゃ いしき かん 長期受刑者の意識に関するアンケート	しょうこばんごう 称番号	
--	-----------------	--

はじめに

このアンケートは、あなたが刑務所に生活しながら、現在考えていることについて尋ねるものであり、今後、刑務所での矯正指導の内容を充実させていくにあたって参考とするものです。

まず、上の欄にあなたの千葉刑務所での称番号を書いてください。これは、現在、刑務所で保管しているあなたの基礎的な情報（年齢、罪名、刑期、在所年数等）と照らし合わせるために必要なものです。

アンケートの結果は、今後、千葉刑務所における矯正指導を充実させるためのいろいろな研究で利用されることとなりますが、あなたの個人の情報や個人的に答えた内容を問題にはしません。すべて統計的な処理をされた上で、個人を特定することなく、全体的な傾向として把握され、利用されるものです。

このアンケートに対するあなたの答の内容やアンケートに答えないことなどによってあなたの刑務所内での取扱いに変化が起きたりすることはありませんから、安心して、ありのままのことを答えてください。

答え終わったら、このアンケート用紙を、添付した封筒に入れて封をして、指定された日に職員あてに提出してください。

このアンケートには積極的に参加してもらいたいのですが、もし、答えたくないときは、称番号だけを記入して、あとは何も記入せずに、このアンケート用紙を、添付した封筒に入れて、封をして、指定された日に職員に返却してください。

(次のページへ進んでください。)

質問に対する答え方

このアンケートでは、ほとんどの場合、あなたが最も自分の気持ちに近いと思う選択肢の番号（①、②など）に○をつけることで回答ができます。

○をつける数は1つだけのこともありますし、2つ以上つけてもいいこともあります。質問文に書いてありますから、よく読んで答えてください。

(例)

質問0 あなたは、18歳の人にも選挙権を与えるべきだと思いますか。

- ① 強くそう思う
- ② まあまあそう思う
- ③ あまり思わない
- ④ 全く思わない
- ⑤ わからない

強くそう思うので、①に○をした。

場合によっては、質問の下にある〔 〕の中に、自由に記載してもらったこともあります。その時は読みやすい字で、簡潔に（短く）答えてください。

(例)

質問0-1 上の質問で①または②と答えた人に伺います。どうしてそう思いますか。

18歳になれば自分で意見をきめられると思うから。

自分の意見を短く書き込んだ。

(次のページから質問が始まります。)

1 あなたが今回受刑することになった事件の一番の原因は何ですか。あてはまると思うもの一つだけに○をつけてください。

① 感情に動かされた（怒りを止められなかった）

② 恨みを晴らしたかった

③ 異性関係のトラブル

④ お金（利益）を得るため

⑤ 組織間のあらしい

⑥ 他の犯罪がばれるのを避けるため

⑦ 介護・養育に疲れた

⑧ 心中しようと思った

⑨ （被害者に対する）虐待・折かんの果て

⑩ 被害者からの暴力に対抗して

⑪ 薬物（アルコール）の飲み過ぎで

⑫ その他

⑫と答えた人は自分で考える理由を簡単に記載してください。

[]

2 あなたは、あなたが刑務所に入所することとなった事件が起きた当時、薬物・アルコールを使用していましたか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

(次のページに選択肢があります)

- ① 定期的に使用していた (質問3に進んでください)
- ② 使用していた (質問3に進んでください)
- ③ 過去に使用したことがある (質問3に進んでください)
- ④ 全く使用したことはない (質問4に進んでください)

3 薬物・アルコールを使用していたことはあなたの事件に影響を与えたと思いますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① 大変影響を与えた
- ② どちらかというに影響を与えた
- ③ どちらかというに影響はなかった
- ④ 全く影響はなかった
- ⑤ わからない

4 あなたは事件が起きた当時、困ったことがあったときに、相談する人はいましたか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① いた (質問5に進んでください)
- ② いなかった (質問6に進んでください)

5 質問4で、困ったときに相談する人がいた、と答えた人に質問します。主にどのような人に相談していましたか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① 友人
- ② 両親・親類
- ③ 職場の同僚

(次のページにも選択肢があります。)

④ その他の知り合い
(どんな人ですか？)

6 今回の受刑の元となった裁判のとき、あなたはあなたの言い分を聞いてもらえたと思いますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① とてもよく聞いてもらえた
- ② どちらかという聞いてもらえた
- ③ どちらかという聞いてもらえなかった
- ④ 全く聞いてもらえなかった
- ⑤ 聞いてもらえなくても仕方がない

7 今回の受刑の元となったあなたの裁判の判決内容に、あなたの言い分は反映された(取り入れられた)と思いますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① とてもよく反映された
- ② どちらかという反映された
- ③ どちらかという反映されなかった
- ④ 全く反映されなかった
- ⑤ 反映されなくても仕方がない

8 あなたは、判決の結果(今回あなたが受刑している刑期)についてどのように感じていますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

(次のページに選択肢があります)

- ① 刑が重すぎる
- ② 刑期に不満はあるが仕方がない
- ③ 適正な刑期である
- ④ 刑が軽すぎる
- ⑤ 特に何も思わない

9 刑務所の役割にはいろいろな議論があります。あなたの考えに最も近いもの一つだけに○をつけてください。

- ① 犯罪者に責任を取らせるところ
- ② 犯罪者を改善更生に導くところ
- ③ 犯罪者を社会から隔離する（閉じ込めておく）ところ
- ④ 犯罪者に働く習慣をつけさせるところ
- ⑤ 犯罪者を懲らしめるところ
- ⑥ その他

⑥と答えた人はどんな役割だと思いますか。簡単に書いてください。

10 あなたは刑務所にいる間に、あなた自身が変わる必要があると思いますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① つよく思う（質問11に進んでください）
 - ② ややそう思う（質問11に進んでください）
- (次のページにも選択肢があります。)

- ③ あまり思わない (質問 1 2 に進んでください)
- ④ 全く思わない (質問 1 2 に進んでください)
- ⑤ わからない (質問 1 2 に進んでください)

1 1 上の質問 1 0 で、刑務所にいる間に変わる必要があると思う、と答えた人に伺います。あなたが変わる可能性はどれくらいあると思いますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① 大変ある
- ② まあまあある
- ③ 難しい
- ④ まったく無理
- ⑤ わからない

1 2 刑務所を出所した後の生活のために刑務所でしてほしいことは何ですか。あてはまるもの二つまでに○をつけてください。

- ① 社会復帰に必要な知識・技術の教育
- ② 職業訓練
- ③ 就職先のあっせん
- ④ 自分で勉強できる時間の増加
- ⑤ 再犯しないための特別教育
- ⑥ 帰住先 (引受人) 選定に必要な調整
- ⑦ 職員による面接指導・身上相談
- ⑧ 篤志面接委員など部外者による面接指導・身上相談
- ⑨ 教誨師・宗教家による救済
- ⑩ 被害者に関する相談・援助

つき せんたくし
(次のページにも選択肢があります。)

⑪ その他

⑪と答えた人はその内容を簡単に答えてください。

⑫ 特になし

1 3 あなたが今まで受けたことのある特別改善指導に○をつけてください。複数受けたことがある人は全部に○をつけてください。また、受けたことがない人は⑦に○をつけてください。

- ① 薬物依存離脱指導
- ② 暴力団離脱指導
- ③ 性犯罪再犯防止指導
- ④ 被害者の視点を入れた教育
- ⑤ 交通安全指導
- ⑥ 就労支援指導
- ⑦ 特別改善指導を受けたことはない

1 4 特別改善指導を受けたことがある人にも、ない人にも伺います。刑務所で行われる特別改善指導はあなたが変化するにあたって役に立つと思いますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① 大変役に立つ
- ② どちらかというと役に立つ

つき
(次のページにも選択肢があります。)

- ③ どちらかという^{やく}と役に立たない
- ④ 全^{まった}く役に立たない
- ⑤ わからない

1 5 刑務所^{けいむしょ}で暮らす^く中^{なか}で、今回^{こんかい}受刑^{じゆけい}することになった事件^{じけん}のことを思い出す^{おも}ことができますか。あてはまるもの^{ひと}一つだけに^{まる}○をつけてください。

- ① ある (質問^{しつもん} 1 6 に進^{すす}んでください)
- ② ない (質問^{しつもん} 1 7 に進^{すす}んでください)

1 6 その場合^{ばあい}、どのくらい^{ひんど}の頻度^{かんが}で考えますか。

- ① 毎日^{まいにち}
- ② ときどき
- ③ 教誨^{きょうかい}のとき
- ④ その他 ()

1 7 事件^{じけん}のことについて考^{かんが}えるのはどのようなことですか。
簡潔^{かんけつ}に書^かいてください。

()

つき
(次のページへ進^{すす}んでください。)

18 今回受刑することとなった事件で、直接の被害者がいる人に伺います。刑務所の生活の中で被害者のことを考えることがありますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① ある (質問19に進んでください)
- ② ない (質問21に進んでください)
- ③ 直接の被害者はいない (質問22に進んでください)

19 被害者のことを考えることがあると答えた人に伺います。その場合、どのくらいの頻度で考えますか。あてはまるもの一つだけに○をつけてください。

- ① 毎日
- ② 被害者の命日のとき
- ③ ときどき
- ④ 教誨のとき
- ⑤ その他 ()

20 被害者について、どのようなことを考えますか。簡潔に書いてください。

()

(次のページへ進んでください。)

2 1 ^{ひがいしゃ}被害者のことを^{かんが}考えることがないと^{こた}答えた^{ひと}人に^{うかが}伺います。
どうしてなのか^{りゆう}理由を^か書いてください。

()

2 2 ^{けいむしょ}刑務所を出^{しゅっしょ}所した^{ばあい}場合、あなたはもう一度^{いちどけいむしょ}刑務所に入^{はい}ってく
る^{かのうせい}可能性があると^{おも}思いますか。あてはまるもの^{ひと}一つだけに^{まる}○をつ
けてください。

- ① ^{たいへんおも}大変思う
- ② ^{おも}まあまあ思う
- ③ ^{おも}あまり思わない
- ④ ^{まった}全く思わない
- ⑤ ^{おも}わからない

2 3 ^{うえ}上の^{しつもん}質問でそれぞれの^{せんたくし}選択肢を^{えら}選んだのは、どうしてですか。
^{かんけつ}簡潔に^か書いてください。

()

(^{つぎ}次のページへ^{すす}進んでください。)

24 あなたにとって、「更生^{こうせい}」とはどのようなことでしょうか。
簡潔^{かんけつ}に書^かいてください。

()

22 あなたにとって、「罪^{つみ}を反省^{はんせい}する」とはどのようなことでしょうか。簡潔^{かんけつ}に書^かいてください。

()

23 あなたにとって、「罪^{つみ}を償^{つぐな}う」とはどのようなことでしょうか。簡潔^{かんけつ}に書^かいてください。

()

ありがとうございました。以上^{いじょう}で質問^{しつもん}は終わりです。
記入^{きにゅう}が終わ^おったら、このアンケート用紙^{ようし}を、添付^{てんぷ}した封筒^{ふうとう}に入れて、封^{ふう}をして指定^{してい}された日^ひに職員^{しよくいん}に提出^{ていしゅつ}してください。